

目 次

1. 平成19年9月7日（金曜日）	3
2. 議事及び会期日程表	3
3. 議事日程（第1号）	4
4. 開 会	8
5. 日程第 1 会議録署名議員の指名	8
6. 日程第 2 会期の決定	8
7. 日程第 3 市長あいさつ	8
8. 日程第 4 議案上程（議第72号から議第97号まで）	10
9. 日程第 5 提案理由の説明	10
10. 日程第 6 報告5件	16
11. 日程第 7 請願の報告（請第3号から請第4号）	17
12. 日程第 8 議員提出議案上程（議員提出第4号）	18
13. 日程第 9 質疑・討論・採決	18
14. 日程第10 決算特別委員会委員の選任	18
15. 日程第11 議案の委員会付託	19
16. 日程第12 決算特別委員会正副委員長互選結果報告	19
17. 日程第13 決算特別委員長報告	19
18. 日程第14 質疑・討論・採決	20
19. 散 会	21
20. 平成19年9月13日（木曜日）	25
21. 議事日程（第2号）	25
22. 開 議	29
23. 日程第1 一般質問	29
24. 田島議員 質問	29
25. 北本議員 質問	41
26. 近松議員 質問	50
27. 吉田議員 質問	57
28. 内田議員 質問	66
29. 萩原議員 質問	68
30. 前田議員 質問	78
31. 散 会	93

32. 平成19年9月14日（金曜日）	97
33. 議事日程（第3号）	97
34. 開 議	100
35. 日程第1 一般質問	100
36. 青木議員 質問	100
37. 福嶋議員 質問	109
38. 堀本議員 質問	112
39. 宮田議員 質問	121
40. 多田隈議員 質問	125
41. 永野議員 質問	133
42. 日程第2 議案及び請願の委員会付託	138
43. 散 会	140
44. 平成19年9月25日（火曜日）	143
45. 議事日程（第4号）	143
46. 開 議	146
47. 日程第1 委員長報告	146
48. 総務委員長報告	146
49. 産業経済委員長報告	148
50. 建設委員長報告	151
51. 文教厚生委員長報告	154
52. 日程第2 質疑・討論・採決	156
53. 日程第3 委員長報告	158
54. 新幹線鹿児島ルート建設促進特別委員長報告	158
55. 日程第4 質疑・討論・採決	160
56. 日程第5 委員長報告	161
57. 玉名バイパス建設促進特別委員長報告	161
58. 日程第6 質疑・討論・採決	162
59. 日程第7 追加報告4件	163
60. 日程第8 意見書案上程	164
61. 日程第9 質疑・討論・採決	164
62. 閉 会	166
63. 署 名 欄	167

第 1 号

9 月 7 日 (金)

平成19年第4回玉名市議会定例会議事及び会期日程

月	日	曜	会議別	摘 要
9	7	金	本会議	<p>開 会 宣 告 午前10時</p> <p>1 会議録署名議員の指名</p> <p>2 会期の決定</p> <p>3 市長あいさつ</p> <p>4 議案上程（議第72号から議第97号まで）</p> <p>5 提案理由の説明</p> <p>6 報告5件</p> <p>7 請願の報告（請第3号から請第4号）</p> <p>8 議員提出議案上程（議員提出第4号）</p> <p>9 質疑・討論・採決</p> <p>10 決算特別委員会委員の選任</p> <p>11 議案の委員会付託 （休憩中委員会）</p> <p>12 決算特別委員会正副委員長互選結果報告</p> <p>13 決算特別委員長報告</p> <p>14 質疑・討論・採決</p> <p>散 会 宣 告 （全員協議会）</p>
9	8	土	休 会	
9	9	日	休 会	
9	10	月	休 会	
9	11	火	休 会	
9	12	水	休 会	
9	13	木	本会議	一般質問
9	14	金	本会議	<p>1 一般質問</p> <p>2 議案及び請願の委員会付託</p>
9	15	土	休 会	
9	16	日	休 会	
9	17	月	休 会	
9	18	火	委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・ 総務委員会 ・ 産業経済委員会
9	19	水	委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・ 建設委員会 ・ 文教厚生委員会
9	20	木	休 会	
9	21	金	休 会	
9	22	土	休 会	
9	23	日	休 会	
9	24	月	休 会	
9	25	火	本会議	<p>委員長報告（質疑・討論・採決）</p> <p>閉 会 宣 告</p>

平成19年第4回玉名市議会定例会会議録（第1号）

議事日程（第1号）

平成19年9月7日（金曜日）午前10時開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 市長あいさつ
- 日程第 4 議案上程（議第72号から議第97号まで）
- 日程第 5 提案理由の説明
- 日程第 6 報告5件
- 日程第 7 請願の報告（請第3号から請第4号）
- 日程第 8 議員提出議案上程（議員提出第4号）
- 日程第 9 質疑・討論・採決
- 日程第10 決算特別委員会委員の選任
- 日程第11 議案の委員会付託

（休憩中委員会）

- 日程第12 決算特別委員会正副委員長互選結果報告
- 日程第13 決算特別委員長報告
- 日程第14 質疑・討論・採決

散 会 宣 告

（全員協議会）

本日の会議に付した事件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 市長あいさつ
- 日程第 4 議案上程
 - 議第72号 平成18年度玉名市一般会計歳入歳出決算
 - 議第73号 平成18年度玉名市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算
 - 議第74号 平成18年度玉名市老人保健事業特別会計歳入歳出決算
 - 議第75号 平成18年度玉名市介護保険事業特別会計歳入歳出決算
 - 議第76号 平成18年度玉名市大衆浴場事業特別会計歳入歳出決算
 - 議第77号 平成18年度玉名市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算
 - 議第78号 平成18年度玉名市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算
 - 議第79号 平成18年度玉名市宅地開発事業特別会計歳入歳出決算

- 議第 80 号 平成 18 年度玉名市浄化槽整備事業特別会計歳入歳出決算
- 議第 81 号 平成 18 年度玉名市水道事業会計決算
- 議第 82 号 平成 18 年度玉名市下水道事業会計決算
- 議第 83 号 平成 19 年度玉名市一般会計補正予算（第 2 号）
- 議第 84 号 平成 19 年度玉名市水道事業会計補正予算（第 1 号）
- 議第 85 号 平成 19 年度玉名市下水道事業会計補正予算（第 1 号）
- 議第 86 号 政治倫理の確立のための玉名市長の資産等の公開に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議第 87 号 玉名市一般職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議第 88 号 玉名市葬儀用祭壇条例を廃止する条例の制定について
- 議第 89 号 玉名市岱明磯の里条例の一部を改正する条例の制定について
- 議第 90 号 玉名市下水道条例の一部を改正する条例の制定について
- 議第 91 号 玉名市土地開発公社定款の一部変更について
- 議第 92 号 市道路線の認定について
- 議第 93 号 普通財産の無償貸付けについて
- 議第 94 号 工事請負契約の締結について
- 議第 95 号 教育委員会委員の任命について
- 議第 96 号 教育委員会委員の任命について
- 議第 97 号 公平委員会委員の選任について
- 日程第 5 提案理由の説明
- 日程第 6 報告 5 件
 - 報告第 21 号 玉名市民憲章の制定について
 - 報告第 22 号 市の花、市の木及び市の鳥の選定について
 - 報告第 23 号 平成 18 年度玉名市一般会計予算継続費精算報告書の報告について
 - 報告第 24 号 専決処分の報告について 専決第 16 号
 - 報告第 25 号 専決処分の報告について 専決第 17 号
- 日程第 7 請願の報告（請第 3 号から請第 4 号）
 - 請第 3 号 公的年金改善を求める意見書の提出に関する請願
 - 請第 4 号 玉名市における遺伝子組み換えナタネの自生・交雑の防止に関する請願
- 日程第 8 議員提出議案上程（議員提出第 4 号）
 - 議員提出第 4 号 決算特別委員会の設置について
- 日程第 9 質疑・討論・採決
- 日程第 10 決算特別委員会委員の選任
- 日程第 11 議案の委員会付託

- 議第72号 平成18年度玉名市一般会計歳入歳出決算
- 議第73号 平成18年度玉名市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算
- 議第74号 平成18年度玉名市老人保健事業特別会計歳入歳出決算
- 議第75号 平成18年度玉名市介護保険事業特別会計歳入歳出決算
- 議第76号 平成18年度玉名市大衆浴場事業特別会計歳入歳出決算
- 議第77号 平成18年度玉名市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算
- 議第78号 平成18年度玉名市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算
- 議第79号 平成18年度玉名市宅地開発事業特別会計歳入歳出決算
- 議第80号 平成18年度玉名市浄化槽整備事業特別会計歳入歳出決算
- 議第81号 平成18年度玉名市水道事業会計決算
- 議第82号 平成18年度玉名市下水道事業会計決算

日程第12 決算特別委員会正副委員長互選結果報告

日程第13 決算特別委員長報告

日程第14 質疑・討論・採決

散 会 宣 告

出席議員（30名）

- | | |
|------------|------------|
| 1番 萩原雄治君 | 2番 中尾嘉男君 |
| 3番 宮田知美君 | 4番 北本節代さん |
| 5番 横手良弘君 | 6番 前田正治君 |
| 7番 近松恵美子さん | 8番 作本幸男君 |
| 9番 福嶋譲治君 | 10番 竹下幸治君 |
| 11番 青木 壽君 | 12番 森川和博君 |
| 13番 内田靖信君 | 14番 高村四郎君 |
| 15番 大崎 勇君 | 16番 松本重美君 |
| 17番 江田計司君 | 18番 多田隈保宏君 |
| 19番 永野忠弘君 | 20番 林野 彰君 |
| 21番 高木重之君 | 22番 本山重信君 |
| 23番 吉田喜徳君 | 24番 田島八起君 |
| 25番 田畑久吉君 | 26番 小屋野幸隆君 |
| 27番 堀本 泉君 | 28番 松田憲明君 |
| 29番 杉村勝吉君 | 30番 中川潤一君 |

欠席議員（なし）

事務局職員出席者

事務局長	梶山孝二君	事務局次長	田中等君
次長補佐	中山富雄君	書記	小嶋栄作君
書記	松尾和俊君		

説明のため出席した者

市長	島津勇典君	副市長	高本信治君
総務部長	元田充洋君	企画政策部長兼 玉名総合支所長兼 玉名地域自治区事務所長	牧野吉秀君
市民環境部長	黒田誠一君	福祉部長	井上了君
産業経済部長	望月一晴君	建設部長	取本一則君
会計管理者	徳井秀憲君	岱明総合支所長兼 岱明地域自治区事務所長	前田繁廣君
横島総合支所長兼 横島地域自治区事務所長	田上均君	天水総合支所長兼 天水地域自治区事務所長	坂本佳節君
企業局長	中原早人君	教育委員長	坂本清一君
教育長	菊川茂男君	教育次長	杉本未敏君
監査委員	高村捷秋君		

午前10時12分 開会

○議長（松田憲明君） ただいまから平成19年第4回玉名市議会定例会を開会いたします。

これより、本日の会議を開きます。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（松田憲明君） 次に、会議録署名議員を指名いたします。

21番議員 高木重之君、22番議員 本山重信君、以上の両君にお願いします。

日程第2 会期の決定

○議長（松田憲明君） 会期についてお諮りいたします。このたびの会期については、8月31日の議会運営委員会の結論に基づき、本日から9月25日までの19日間にしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり〕

○議長（松田憲明君） 異議なしと認めます。よって、会期は本日から9月25日までの19日間に決定いたしました。

日程第3 市長あいさつ

○議長（松田憲明君） 次に、市長より発言の申し出がっておりますのでこれを許可いたします。

市長 島津勇典君。

〔市長 島津勇典君 登壇〕

○市長（島津勇典君） 改めまして、おはようございます。

本日は平成19年第4回玉名市議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様には記録的な猛暑を記録したこの夏の残暑なお厳しい中、揃って御出席をいただき、審議を進めていただきますことに対し、感謝申し上げます。

さて、今月の1日岱明町出身の広島東洋カープ前田智徳選手が2,000本安打を達成をいたしました。これは県関係では川上、江藤、秋山という大打者に次ぐ金字塔であり、郷土の誇りで子ども達にも大きな夢と希望を与えてくれた。心から祝福をいたします。玉名市としてもこの業績をたたえ、玉名市民栄誉賞の授与について検討をしてまいりたいと存じております。また玉名在住の中島佳奈子さんが22歳という若さで熊本県民文化賞を受賞される事が決定をし、今月28日に知事から表彰される予定でございます。これはファッションデザイナーの新人発掘を目的に専門誌が1965年から開催し

ている権威あるコンテストで全国から約1,900人が応募する中見事にグランプリ最高賞を獲得したことが評価されたものです。このコンテストから高田賢三等の著名なデザイナーを輩出しており、中島さんの今後の御活躍に期待をしたいと存じます。

私事ですが、8月の16日に手術を受けました。昨日まで公務を離れ議員各位をはじめ市民の皆様にお心配をおかけいたしました。術後も順調に回復いたしました。さらに情熱を注ぎ市政の課題に立ち向かってまいりますので、これまでどおりよろしく御指導御協力をお願いをいたしておきます。

安倍総理は昨年27日に国民の信任を取り戻す強い覚悟で内閣改造を行ない、実力者を要所に配した重厚な内閣と受け止められておりましたが、またも農相が辞任に追い込まれるなど事態は誠に残念であります。先の参議院選挙の結果、自公両党は衆議院では3分の2を占めながら、参議院では少数派となる55年体制確立以降では初めての衆参ねじれ国会に国民の大きな関心が注がれています。新内閣には地域経済の浮揚や不安解消を優先課題として取り組んでもらい、特に地方分権改革に積極的に取り組んでこられた増田前岩手県知事が総務大臣に就任されており、地域活性化につなぐ政策の実現を期待したいと存じます。

我が玉名市合併して2年が経過しました。省みるとやはり合併は大変な仕事なんだなあというのが実感でございます。これまでそれぞれの自治体として築いてきた歴史や風土の中で慣習、制度や仕事の進め方に違いがあり、また調整に時間が必要な項目もあります。しかし合併協定に基づく、新市建設計画や玉名市総合計画で示した方向に向けて、各種の事業を進めており、保険料をはじめ主だった制度は調整されつつあります。ハード面ではあと4年と迫った4年を切った九州新幹線全線開業に伴う駅前広場や幹線道路となる208号線バイパス等の工事も順調に進み、菊池川に架かる橋名も菊池川大橋に決定し、12月上旬には寺田までの区間が開通する予定であります。その他にも都市計画道路、中心市街地活性化や新庁舎建設に向けた作業を全力的に進めており、新庁舎の基本設計については公募プロポーザル方式により選定を実施し、去る4日副市長を委員長に大学教授2名を含む、6名の審査委員会において、さまざまな視点から検討され、最も評価の高かった株式会社山下設計九州支社を受託予定者として選定したとの報告を受けているところでございます。産業面における好況感は薄いものの農業面では品目横断的経営安定対策の集落営農組織が25立ち上がるなど順調な取り組みがなされています。しかし農業を取り巻く環境は依然として厳しく農業政策を注視しながら、農協等の関係団体と一緒に連携をとり、経営の安定に向けた努力をつき進めて行くつもりでございます。商工観光業につきましても新幹線開業に伴う定住化の促進や観光振興により玉名市経済の発展につなげるよう各種事業に取り組んでまいります。ソフト面では青年会議所をはじめとする民間の力強い地域づくり活動が展開される中で、10月には学

生から大人までの音楽グループが集い玉名市民音楽祭が計画されるなど、音楽の都玉名づくりが着実に進んでいます。しかし一方玉名中央病院の経営安定が錯綜、対策が気運であり、市の医療体制に大きくかかわる問題等のいくつかの重要な課題もあります。市財政が健全に運営できるように職員数の削減はもとより補助金の見直し、施設の民営化等を検討し、合併効果をより発揮できる行財政システムの確立に努力を続けてまいりたいと存じます。その他にも市が取り組むべき各種事業に全力を挙げ、合併市玉名市の礎づくりに情熱を傾けてまいる所存でありますので、議員各位の御理解と御協力を重ねてお願いいたします。

ところで今議会には決算の認定11件、一般会計並びに特別会計補正予算案3件、条例関係5件、人事案件3件、定款の変更、路線の認定、普通財産の無償貸与、工事請負契約の締結がそれぞれ1件、報告5件と各方面にわたり議案を御提案申し上げます。詳しくは提案理由説明の中で申し上げますので、よろしく御審議いただきますようお願いを申し上げます。9月定例議会開会にあたっての御あいさつとさせていただきます。お世話様になります。よろしく申し上げます。

日程第4 議案上程（議第72号から議第97号まで）

○議長（松田憲明君） これより議案を上程いたします。

議第72号平成18年度玉名市一般会計歳入歳出決算から議第97号公平委員会委員の選任についてまでの議案26件を議題といたします。

お手元に配付しております議案の朗読はこれを省略いたします。

日程第5 提案理由の説明

○議長（松田憲明君） ただいままでの各議案について提案理由の説明を求めます。

会計管理者 徳井秀憲君。

[会計管理者 徳井秀憲君 登壇]

○会計管理者（徳井秀憲君） おはようございます。歳入歳出決算の認定についての御提案でございますが、議第72号平成18年度玉名市一般会計歳入歳出決算から議第82号の平成18年度玉名市下水道事業会計決算までの一般会計及び特別会計並びに企業会計の歳入歳出決算の認定につきまして、議案11件を提案いたすものでございます。これら11件の決算につきましては、監査委員の審査に付しておりましたが、去る7月17日付にて11件の決算及び基金運用状況の審査意見書の送付を受けましたので、地方自治法第233条第3項及び地方公営企業法第30条第4項の規定により御審議をいただきますよう提案いたすものでございます。

最初に一般会計歳入歳出決算とほか8件の特別会計歳入歳出決算をあわせた収支状

況につきましては、歳入決算額523億361万2,217円、歳出決算額511億2,954万7,527円で、歳入歳出差引額は11億7,406万4,690円の形式収支額となっております。今回の決算につきましては、1市3町合併後初めての通年執行の決算となっておりますが、前年度の決算につきましては合併後、つまり平成17年10月3日から平成18年3月31日までの決算となっているために比較が難しいところでございます。

まず議第72号平成18年度玉名市一般会計歳入歳出決算でございますが、歳入決算額283億5,885万6,118円、歳出決算額275億3,385万766円で、歳入歳出差引額は8億2,500万5,352円となり、翌年度への繰り越しすべき財源の2億9,628万2,255円を差し引いた実質収支額は5億2,872万3,097円となっております。歳入関係の決算状況について御説明を申し上げます。ただいま申し上げました歳入決算額283億5,885万6,118円の構成比率につきましては、各款ごとに構成比率の大きい順から申し上げますと、地方交付税33.05%、市税21.2、市債11.91、国庫支出金10.24%となっているところでございます。次に歳出でございますが、歳出の予算額275億3,385万766円の各款ごとの構成比率は民生費27.64%、総務費15.77、土木費12.11、公債費11.95、教育費11.2、厚生費7.8、農林水産費6.69、消防費3.51、商工費1.37、議会費0.97、災害復旧費0.96%となっているところでございます。次にほか8件の特別会計の歳入歳出決算におきましても前年度との比較が難しいため、歳入歳出決算額、歳入歳出差引額及び実質収支額を御報告をさせていただきたいと存じます。

まず議第73号平成18年度玉名市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算でございますが、歳入決算額84億4,401万5,197円、歳出決算額83億1,198万2,311円で、歳入歳出差引額及び実質収支額は1億3,203万2,886円となっているところでございます。

次に議第74号平成18年度玉名市老人保健事業特別会計歳入歳出決算でございますが、歳入決算額90億4,172万1,874円、歳出決算額89億4,254万6,795円で、歳入歳出差引額及び実質収支額9,917万5,079円となっております。

次に議第75号平成18年度玉名市介護保険事業特別会計歳入歳出決算でございますが、歳入決算額54億8,173万2,309円、歳出決算額53億9,215万1,092円で、翌年度への繰越額154万6,000円を差し引いた実質収支額は8,803万5,217円でございます。

次に議第76号平成18年度玉名市大衆浴場事業特別会計歳入歳出決算でございますが、歳入決算額2,047万7,069円、歳出決算額2,018万9,608円で、歳入歳出差引額及び実質収支額は28万7,461円でございます。

次に議第77号平成18年度玉名市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算でございますが、歳入決算額8億5,784万5,602円、歳出決算額8億3,935万25円で、翌年への繰越額781万8,000円を差し引いた実質収支額は1,067万7,577円となっているところでございます。

次に議第78号平成18年度玉名市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算でございますが、歳入決算額6,964万8,940円、歳出決算額6,193万8,294円で、歳入歳出差引額及び実質収支額は771万646円となっております。

次に議第79号平成18年度玉名市宅地開発事業特別会計歳入歳出決算でございますが、歳入決算額1,503万9,000円、歳出決算額、これも同額の1,503万9,000円で、歳入歳出差引額及び実質収支額は0でございます。

次に議第80号平成18年度玉名市浄化槽整備事業特別会計歳入歳出決算でございますが、歳入決算額1,427万6,108円、歳出決算額1,249万9,636円で、歳入歳出差引額及び実質収支額は177万6,472円となっております。

引き続きまして、議第81号平成18年度玉名市水道事業会計決算についてでございますが、まず事業の概要でございますが、西部地区上水道事業、これは菊池川左岸の小田梅林地区及び右岸の月田、石貫の一部を給水区域として、計画給水人口3万4,250人で、平成13年度より6カ年計画で整備を行ない、普及率の向上を図ってまいったところでございます。次に送排水管布設事業の整備促進として当該年度は西築地1号線排水管布設替り工事ほか16件で、施工延長8558.8メートルを敷設し、整備を図ってまいったところでございます。業務状況といたしましては年度末の給水戸数が1万8,488戸、年間の総有収水量466万2,617立方メートルで、年間総排水量585万4,987立方メートルに対して、有収率につきましては79.63%でございます。

次に議第82号平成18年度玉名市下水道事業会計決算についてでございます。まず事業の概要でございますが、平成18年度においては汚水管渠施設整備として築山・玉名地区、磯鍋・東部地区等の布設整備を行ない、処理場施設整備につきましても今年度は水処理設備及び用水施設の機械、電気設備の更新を行なってまいったところでございます。業務状況としましては年度末の処理区域内人口3万1,805人で、普及率につきましては43.9%となっております。なお11件の議案、これらの詳細につきましては、委員会につきまして御説明を申し上げますので、いずれも原案どおり御認定いただきますようよろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（松田憲明君） 引き続き、総務部長 元田充洋君。

[総務部長 元田充洋君 登壇]

○総務部長（元田充洋君） おはようございます。ただいまから議第83号から議第85号までの補正予算関係3件につきましての提案理由の御説明を申し上げます。今回御提案いたします補正予算は現計予算計上後の事情の変化によりまして、補正を行なう必要が生じたので、御提案をいたすものでございます。お手元にお配りしております資料を御覧いただきたいと思っております。

初めに、議第83号平成19年度玉名市一般会計予算（第2号）について御説明を申し上げます。第1表歳入歳出予算補正につきましては、歳入歳出それぞれ3億5,450万円を追加し、歳入歳出予算の総額を260億4,160万円とするものでございます。まず歳入の主なものを申し上げますと、14款国庫支出金は895万円の増額で、現年発生公共土木施設災害復旧費負担金774万円の増額などとなっております。15款県支出金は1,705万4,000円の増額で、地域水田農業推進事業費補助金407万1,000円、園芸新たな挑戦強化対策事業補助金990万5,000円などの増額によるものでありまして、歳出予算6款の農林水産事業費におきまして、同額を計上いたしているところでございます。19款繰越金は18年度の実質収支5億2,872万3,000円のうち、財政調整基金への積立を行なう3億円と歳出総額との調整分をあわせて3億2,479万6,000円を計上いたしております。21款市債は、災害復旧事業に伴う370万円の増額でございます。次に歳出について御説明申し上げます。2款総務費は市民会館の照明器具に関し、保守点検により火災などの可能性を指摘されたコンセント部分をすべて取り替えるための修繕料346万5,000円、財政調整基金積立金3億円、玉名21の星事業助成金221万7,000円を計上いたしております。6款農林水産業費は担い手規模拡大事業補助金312万円、防火林道用地購入費476万1,000円を計上いたしております。8款土木費は新幹線の駅名選考経費として41万5,000円を計上いたしております。11款災害復旧費につきましては、農林水産施設災害復旧費459万円、道路橋梁災害復旧費657万3,000円、及び河川災害復旧費478万3,000円を計上いたしております。次に第2表地方債補正につきましては、国庫補助で行ないます道路及び河川の災害復旧事業にあてるための370万円を追加いたしております。以上が一般会計補正予算の説明でございます。

次に議第84号平成19年度玉名市水道事業会計補正予算（第1号）について御説明を申し上げます。収益的支出につきましては、17万円を追加し総額を7億1,705万8,000円とするものでございます。内容といたしましては、4月の定期異動に伴います職員給与等の調整経費となっております。資本的支出につきましては1,869万円を追加し、総額を4億217万6,000円とするものでございます。内容といたしましては、施設拡張にかかわる変更認可申請作成業務委託費となっております。なお資本的支出の増額にかかわる財源といたしましては、当年度分損益勘定留保資金、過

年度分損益勘定留保資金及び当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額を変更いたしたところでございます。

次に議第85号平成19年度玉名市下水道事業会計補正予算（第1号）についてでございます。収益的支出につきましては1,365万5,000円を減額し、総額を11億4,437万5,000円とするものでございます。内容といたしましては4月の定期異動に伴います職員給与等の調整となっております。資本的支出につきましては、107万4,000円を減額し、総額を14億3,370万8,000円とするものでございます。内容といたしましては、職員給等の調整として107万4,000円の減額と管路整備の進捗状況に基づきまして、工事請負費から設計業務委託費へ2,380万円の組替えを行っております。なお資本的支出の財源といたしましては、当年度分損益勘定留保資金と当年度利益剰余金処分額を変更いたしたところでございます。

以上、主な内容につきまして御説明を申し上げましたが詳細につきましては、所管の各委員会において御説明いたしますので、御審議の上原案どおり御承認賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（松田憲明君） 副市長 高本信治君。

[副市長 高本信治君 登壇]

○副市長（高本信治君） おはようございます。私の方からは提案いたしております議案のうち条例案件等につきまして提案理由の御説明を申し上げます。

議案の1ページをお願いいたします。議第86号政治倫理の確立のための玉名市長の資産等の公開に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございますが、これは郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律及び証券取引法等の一部を改正する法律の施行に伴い文言の削除等条例の整備を行なうものでございます。

次に3ページをお願いいたします。議第87号玉名市一般職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございますが、これも郵政民営化法の施行に伴い文言の削除等条例の整備を行なうものでございます。

次に右の4ページをお願いいたします。議第88号玉名市葬儀用祭壇条例を廃止する条例の制定についてでございますが、この葬儀用祭壇条例は旧天水町において、自宅で葬儀をされる方の経済負担の軽減を図る目的で制定された条例でございますが、2基あります葬儀用祭壇の老朽化が著しいことと近年自宅での葬儀がほとんど行なわれなくなり、平成18年度には利用件数がゼロ件という状況になったため、この条例を廃止するものでございます。

次に5ページをお願いいたします。議第89号玉名市岱明磯の里条例の一部を改正する条例の制定についてでございますが、これは地方自治法の規定に基づき、玉名市岱明磯の里の管理を指定管理者に行なわせるため、条例の整備を行なうものでござい

す。内容でございますが、指定管理者に磯の里の管理を行なわせるため、指定管理者による管理、指定管理者の業務、指定管理者が収受することができる利用料金、利用料金の還付及び減免並びに兼業の禁止の条を新たに追加し、あわせて条例の整備を行なうものでございます。

次に10ページをお願いいたします。議第90号玉名市下水道条例の一部を改正する条例の制定についてでございますが、これは郵政民営化法の施行に伴い条例を整備するものでございまして、内容は郵政事業が民営化されたことに伴い、占用料の特例から郵政事業を削除するものでございます。

次に11ページをお願いいたします。議第91号玉名市土地開発公社定款の一部変更についてでございますが、これは郵便貯金法の廃止に伴い、条文中の郵便貯金の文言を削除いたしますとともに、文言等の整備を行なうものでございます。

次に13ページをお願いいたします。議第92号市道路線の認定についてでございますが、これは道路法の規定により議会の議決を得るものでございますが、今回認定を提案いたします路線は高瀬本町横町線、富尾4号線、大浜上屋敷線、及び小浜烏帽子2号線の4路線でございます。

次に18ページをお願いします。議第93号普通財産の無償貸付けについてでございますが、これは地方自治法の規定により議会の議決を得るものでございます。貸付物件は玉名市永徳寺字上出口415番4の400平方メートルの土地でございます。貸し付け期間は平成19年10月22日から平成29年10月21日までの10年間でございます。貸付の相手方は日本ボーイスカウト玉名第4団団委員長、千蔵忠尋氏、及びガールスカウト日本連盟熊本県第11団団委員長、村田悦子氏でございます。

次19ページをお願いいたします。議第94号工事請負契約の締結についてでございますが、これは玉名市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例の規定により提案するものでございます。玉名市立岱明中学校屋内運動場の老朽化により鉄骨づくり2階建て、建築面積1328.3平方メートルの改築工事を行なうものでございます。契約の方法は玉名市内10業者による指名競争入札を実施し、入札の結果、玉名市岱明町野口908番地1、株式会社久保組が2億7,300万円で落札したところでございます。現在同者と仮契約を締結しており、本議会で御承認をいただきまして、本契約の締結をいたすものでございます。

以上、条例案件等につきまして、提案理由の御説明を申し上げましたが、詳細につきましては所管の委員会で御説明を申し上げますので、御審議の上、原案どおり御承認いただきますようお願いを申し上げます。以上でございます。

○議長（松田憲明君） 市長 島津勇典君。

[市長 島津勇典君 登壇]

○市長（島津勇典君） 議第95号及び議第96号教育委員会委員の任命についてでございますが、本市教育委員会委員坂本清一氏が本年11月29日をもちまして任期満了となるため茶木谷吉信氏を。また森知子氏が本年11月29日をもちまして辞任されるために平山鏡子氏を任命いたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定によりまして議会の同意を求めますのでございます。

あわせて議第97号公平委員会委員の選任についてでございますが、本市公平委員会委員、栗田淳子氏が本年11月30日をもちまして任期満了となるため、林田優子氏を選任いたしたく、地方公務員法第9条の第2項の規定によりまして、議会の同意を求めますのでございます。

以上、人事案件について御提案をさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

○議長（松田憲明君） 以上で、提案理由の説明は終わりました。

日程第6 報告5件

○議長（松田憲明君） 次に報告第21号玉名市民憲章の制定についてほか4件の報告があります。

○議長（松田憲明君） 総務部長 元田充洋君。

[総務部長 元田充洋君 登壇]

○総務部長（元田充洋君） ただいまから報告5件につきまして御説明を申し上げます。

議案集の23ページ、24ページをお開きください。報告第21号玉名市民憲章の制定について及び報告第22号市の花、市の木及び市の鳥の選定について、この2件につきまして御説明申し上げます。本年5月11日に第1回玉名市市民憲章選考等委員会を開催し、委員には区長協議会の会長、市議会からは総務委員長、副委員長あるいは大学の先生、地域の代表として総合支所より2名ずつということで12名を御委嘱申し上げ、3回の委員会を得まして、8月9日には委員会の総意としての提言書を受け取ったところでございます。まず玉名市民憲章についてでございます。市民憲章の朗読は省略させていただきますが、内容といたしましては市の地理的、歴史的な特徴を取り入れたかつ市民がまちづくりに関わっていくための規範、目標となるものとなっており、また簡潔の内容で子どもから大人まで誰もがなじみやすく、覚えやすく、音読したときに心地よく耳に入ってくるものとなっております。次に市の花、市の木及び市の鳥についてでございますが、まず最初に広報紙等で公募いたしまして63人の市民の皆様から応募をいただいたところでございます。その中から応募のうち最も多かったものでなかつ市民に親しまれ、なじみも深く新しく誕生した玉名市のイメージにふさわしい象徴とな

るよう選定したものでございます。市の花につきましては、肥後花しょうぶとなりました。これは今年で第17回目を迎えた高瀬裏川の花しょうぶ祭りのイメージが非常に強かったものと思われまます。次に市の木についてでございますが、地元の小岱山の山麓から海岸までの共有地帯に分布し、小岱山の地名をつけた市民にとっては愛着のある松ということから小岱松としたところでございます。次に市の鳥についてでございますが、市の観光の目玉であります玉名温泉の疋野長者伝説に出てくる白鷺を市の鳥と選定しているところでございます。

以上、御報告申し上げます。

続きまして、25ページ、26ページをお願いいたします。報告第23号平成18年度玉名市一般会計予算継続費精算報告書の報告について御説明申し上げます。これは平成17年度から平成18年度までの天水中学校建設の継続事業でありまして、地方自治法施行令第145条第2項の規定により継続費の精算を報告するものでございます。内容といたしましては、支出で全体計画の16億6,617万8,000円に対し、実績の16億1,219万5,497円で精算いたしましたことを報告するものでございます。

続きまして27ページ、28ページをお願いいたします。報告第24号及び報告第25号の専決処分の報告についてでございますが、これは地方自治法第180条第1項の規定により専決処分した損害賠償の額の決定につきまして、同条第2項の規定により報告するものでございます。内容についてでございますが、平成19年7月7日午前6時50分頃市の管理課にある岩崎排水樋管の開閉誤りのため、次のとおり被害を与えたものでございます。専決第16号につきましては、仮店舗及び店舗内の商品などに127万4,316円の被害を与えたものでございます。専決第17号につきましては、自宅駐車場に駐車中の自家用車に20万円の被害を与えたものでございます。なお損害賠償金につきましては、市民総合賠償補償保険より全額給付されることになっております。

以上でございます。

○議長（松田憲明君） 以上で報告の説明は終わりました。

日程第7 請願の報告（請第3号から請第4号）

○議長（松田憲明君） 次に、請願の報告をいたします。今回請願2件が提出されております。内容については、お手元にその要旨を配付しておりますので説明を省略いたします。

日程第8 議員提出議案上程（議員提出第4号）

- 議長（松田憲明君） 次に、議員提出議案の審議に入ります。議員提出第4号決算特別委員会の設置についてを議題といたします。お手元に配付しております議案の朗読はこれを省略いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議員提出第4号については、議事の都合により提出理由の説明及び委員会付託を省略いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（松田憲明君） 御異議なしと認めます。よって、議員提出第4号は提案理由の説明及び委員会付託を省略することに決定いたしました。

日程第9 質疑・討論・採決

- 議長（松田憲明君） 議員提出第4号について、質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（松田憲明君） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（松田憲明君） 討論なしと認めます。

これより採決に入ります。

議員提出第4号決算特別委員会の設置については、これを設置することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（松田憲明君） 御異議なしと認めます。よって、決算特別委員会を設置することに決定いたしました。

日程第10 決算特別委員会委員の選任

- 議長（松田憲明君） ただいま設置されました決算特別委員会の委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定により議長が指名することになっております。よって、萩原雄治議員、前田正治議員、近松恵美子議員、作本幸男議員、森川和博議員、内田靖信議員、大崎勇議員、江田計司議員、多田隈保宏議員、永野忠弘議員、高木重之議員、本山重信議員、田島八起議員、田畑久吉議員、以上14名の諸君を決算特別委員に指名いたします。

日程第 1 1 議案の委員会付託

- 議長（松田憲明君） 次に議案を付託いたします。議第 7 2 号平成 1 8 年度玉名市一般会計歳入歳出決算から議第 8 2 号平成 1 8 年度玉名市下水道事業会計決算についてまでの議案 1 1 件については、お手元に配付しております議案付託表のとおり決算特別委員会に付託いたします。

議案付託表

決算特別委員会

- 議第 7 2 号 平成 1 8 年度玉名市一般会計歳入歳出決算
- 議第 7 3 号 平成 1 8 年度玉名市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算
- 議第 7 4 号 平成 1 8 年度玉名市老人保健事業特別会計歳入歳出決算
- 議第 7 5 号 平成 1 8 年度玉名市介護保険事業特別会計歳入歳出決算
- 議第 7 6 号 平成 1 8 年度玉名市大衆浴場事業特別会計歳入歳出決算
- 議第 7 7 号 平成 1 8 年度玉名市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算
- 議第 7 8 号 平成 1 8 年度玉名市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算
- 議第 7 9 号 平成 1 8 年度玉名市宅地開発事業特別会計歳入歳出決算
- 議第 8 0 号 平成 1 8 年度玉名市浄化槽整備事業特別会計歳入歳出決算
- 議第 8 1 号 平成 1 8 年度玉名市水道事業会計決算
- 議第 8 2 号 平成 1 8 年度玉名市下水道事業会計決算

-
- 議長（松田憲明君） 付託を決しましたので、直ちに正副委員長の互選及び審査をお願いいたします。委員会付託のため、休憩いたします。

午前 1 0 時 5 8 分 休憩

午前 1 1 時 1 8 分 開議

- 議長（松田憲明君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第 1 2 決算特別委員会正副委員長互選結果報告

- 議長（松田憲明君） 決算特別委員会における正副委員長の互選の結果を報告いたします。決算特別委員長に萩原雄治君、決算特別副委員長に江田計司君がそれぞれ就任されましたので、報告いたします。

日程第 1 3 決算特別委員長報告

- 議長（松田憲明君） 次に決算特別委員会に付託してあります議案を議題といたしま

す。審議の方法は委員長の報告のあと、質疑・討論ののち、採決いたします。委員長の報告を求めます。

決算特別委員長 萩原雄治君。

[決算特別委員長 萩原雄治君 登壇]

○決算特別委員長(萩原雄治君) おはようございます。決算特別委員会に付託されました案件について、審議の経過と結果について御報告申し上げます。付託された案件は議第72号平成18年度玉名市一般会計歳入歳出決算から議第82号平成18年度玉名市下水道事業会計決算までの議案11件であります。決算審査は、内容が膨大であり、そしてまた多岐にわたりますので、慎重審議をきす必要があります。よって、次の会を10月29日曜日、30日火曜日、31日水曜日の3日間と決定し、今回は継続審査とすることで全員異議なく決定をいたしました。

以上で、決算特別委員会の報告を終わらせていただきます。

○議長(松田憲明君) 以上で、決算特別委員長の報告は終わりました。

日程第14 質疑・討論・採決

○議長(松田憲明君) ただいまの委員長の報告について、質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(松田憲明君) 質疑なしと認めます。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(松田憲明君) 討論なしと認めます。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。ただいまの委員長の報告のとおり、継続審査の申し出がありませんので、これを閉会中の継続審査に付することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(松田憲明君) 御異議なしと認めます。よって、決算特別委員長の報告のとおりこれを閉会中の継続審査に付することに決定いたしました。

次に、日程の追加についてお諮りいたします。議第95号教育委員会委員の任命についてから議第97号公平委員会委員の選任についての人事案件3件については、議事の都合により、これを先議し、あわせて委員会付託を省略いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(松田憲明君) 異議なしと認めます。よって、日程追加とし、議第95号教育委員会委員の任命についてから議第97号公平委員会委員の選任についての人事案

件3件については、これを先議し、あわせて委員会付託を省略することに決定いたしました。

議第95号教育委員会委員の任命について、議第96号教育委員会委員の任命について、議第97号公平委員会委員の選任については、質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田憲明君） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田憲明君） 討論なしと認めます。

これより採決に入ります。議第95号教育委員会委員の任命については、原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田憲明君） 御異議なしと認めます。よって、議第95号については、原案に同意することに決定いたしました。

議第96号教育委員会委員の任命については、原案に同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田憲明君） 御異議なしと認めます。よって、議第96号については、原案に同意することに決定いたしました。

議第97号公平委員会委員の選任については、原案に同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田憲明君） 御異議なしと認めます。よって、議第97号については、原案に同意することに決定いたしました。

以上で、本日の日程は終了いたしました。

明8日から12日までは休会とし、13日は定刻より会議を開き、一般質問を行ないます。一般質問を希望しておられます方は、質問の要旨を具体的に記載し、10日の正午までに事務局にお届けください。

本日は、これにて散会いたします。

午前11時24分 散会

第 2 号

9 月 1 3 日 (木)

平成19年第4回玉名市議会定例会会議録（第2号）

議事日程（第2号）

平成19年9月13日（木曜日）午前10時開議

日程第1 一般質問

- 1 24番 田島議員
- 2 4番 北本議員
- 3 7番 近松議員
- 4 23番 吉田議員
- 5 13番 内田議員
- 6 1番 萩原議員
- 7 6番 前田議員

散会宣告

本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

- 1 24番 田島議員
 - 1 保育所の民営化について
 - (1) 保育所民営化の問題点について
 - (2) 現在の保育所の問題について
- 2 4番 北本議員
 - 1 有機農業促進法と玉名市の農業問題について
 - (1) 玉名市における有機農業の実態把握
 - (2) 高齢者農業、女性農業の支援の現状
 - (3) 担い手育成の現状と成果
 - (4) エコファーマーの現状
 - (5) 観光、交流、むらづくりと情報ネットワークの進め方
 - (6) 有機農業生産者育成と玉名市独自の支援について
 - 2 多重債務の問題解決に向けての取り組みについて
 - (1) 市としての対策に取り組む意義についての考え方
 - (2) 相談体制の強化、専門員による相談、相談員の育成
 - (3) 多重債務と自殺の関係、玉名市の現状把握はできているのか
 - (4) 弁護士会・司法書士会などの連帯を強め、対策と強化を進める考え方

3 7番 近 松 議 員

1 食育について

(1) 子どもたちの食生活をめぐる問題と健康状態について

(2) 子どもだけでつくる「弁当の日」の取り組みについて

2 学校図書館運営について

(1) 図書補助員の活用とその成果について

(2) 図書補助員の増員と学校図書館一般開放について

3 市政懇談会について

(1) 実施状況及び評価

(2) 今後の計画

4 23番 吉 田 議 員

1 教育問題

(1) 教職員評価制について

2 安全で安心して暮らせる社会

(1) 防災用品等の備えについて

(2) 下水道施設

3 各種補助金について

4 企業誘致（外国企業）について

5 13番 内 田 議 員

1 ローカルマニフェストについて

6 1番 萩 原 議 員

1 高瀬裏川の花しょうぶの管理について

2 城北地区における病院建設について

3 後期高齢者医療制度について

4 観光都市玉名について

7 6番 前 田 議 員

1 新庁舎建設について

(1) 現在の進捗状況について

(2) 天水・横島・岱明各総合支所の今後の機能と役割及び活用方針
について

(3) 新庁舎建設予定地における排水対策について

2 大雨時における浸水地帯への改善対策について

3 公立保育所の民営化について

- (1) 玉名市における公立保育所の役割と成果について
- (2) 市民の保育ニーズの把握について
- (3) 公立保育所を民営化する理由について
- (4) 5カ年で5園の民営化の方針だが、その5園はどこか
- (5) 民営化の優先条件と、その理由について
- (6) ちどり保育所・天水東保育所が民営化対象となった経過と理由について
- (7) ちどり保育所・天水東保育所の職員の処遇について
- (8) 市民の保育ニーズを実現する行政の責任について
- (9) 保育士、調理師の派遣契約について

散 会 宣 告

出席議員（30名）

1 番	萩 原 雄 治 君	2 番	中 尾 嘉 男 君
3 番	宮 田 知 美 君	4 番	北 本 節 代 さん
5 番	横 手 良 弘 君	6 番	前 田 正 治 君
7 番	近 松 恵美子 さん	8 番	作 本 幸 男 君
9 番	福 嶋 讓 治 君	10 番	竹 下 幸 治 君
11 番	青 木 壽 君	12 番	森 川 和 博 君
13 番	内 田 靖 信 君	14 番	高 村 四 郎 君
15 番	大 崎 勇 君	16 番	松 本 重 美 君
17 番	江 田 計 司 君	18 番	多 田 隈 保 宏 君
19 番	永 野 忠 弘 君	20 番	林 野 彰 君
21 番	高 木 重 之 君	22 番	本 山 重 信 君
23 番	吉 田 喜 徳 君	24 番	田 島 八 起 君
25 番	田 畑 久 吉 君	26 番	小 屋 野 幸 隆 君
27 番	堀 本 泉 君	28 番	松 田 憲 明 君
29 番	杉 村 勝 吉 君	30 番	中 川 潤 一 君

欠席議員（なし）

事務局職員出席者

事務局長	梶山孝二君	事務局次長	田中等君
次長補佐	中山富雄君	書記	小嶋栄作君
書記	松尾和俊君		

説明のため出席した者

市長	島津勇典君	副市長	高本信治君
総務部長	元田充洋君	企画政策部長兼 玉名総合支所長兼 玉名地域自治区事務所長	牧野吉秀君
市民環境部長	黒田誠一君	福祉部長	井上了君
産業経済部長	望月一晴君	建設部長	取本一則君
会計管理者	徳井秀憲君	岱明総合支所長兼 岱明地域自治区事務所長	前田繁廣君
横島総合支所長兼 横島地域自治区事務所長	田上均君	天水総合支所長兼 天水地域自治区事務所長	坂本佳節君
企業局長	中原早人君	教育委員長	坂本清一君
教育長	菊川茂男君	教育次長	杉本末敏君
監査委員	高村捷秋君		

○議長（松田憲明君） おはようございます。

全員お揃いいただき、ただいまより本日の会議を開きます。

日程第1 一般質問

○議長（松田憲明君） 日程に従い、一般質問を行ないます。質問は通告の順序によって許すことにいたします。

24番、田島八起君。

[24番 田島八起君 登壇]

○24番（田島八起君） おはようございます。今議会の一般質問において、トップの登壇となりました社民党の田島八起です。記録的な猛暑となった今年の暑さもやっと初秋らしく朝夕はしのぎやすくなりました。その反面国会においては、さきの参議院選挙における与野党逆転で、暮らしや平和に関する諸問題でこれまでの形式的な論議でなく、国民の思いに直結するような熱い熱い論議が展開されるのではないかと期待しておったところですが、昨日安倍総理の突然の辞職でいささか無責任との思いもしますけれども、水が差された思いがしておるところです。また市長におかれましては、先月の半ばに胃の大動脈瘤の手術を受けられ、個人的には定例会までに体調は大丈夫かなあと心配していたところですが、元気なお姿を拝見し、安堵したところですが、病気が病気だけに御自愛のほどよろしくお願いします。

さて、今議会における質問は、保育所問題のみを取り上げました。この問題については今議会初日の全員協議会の中で玉名市保育所の民営化についての説明がありました。その説明によると国や地方自治体においては、本来の果たす役割の一部へ民間活力の導入を推薦してきており、保育サービスにおいても柔軟な運営が可能な民間の管理運営へ移行することで最小の経費で最大の効果を上げ、また保育サービスの向上が図られるとして、全国的に公立保育所の民営化が進んでおり、本市においても本年3月に制定された行政改革大綱に基づく民間活力の積極的な活用として、来年4月から天水東保育所と大浜のちどり保育所の2園を民営化するというものであり、そして保育所の民営化については市議会の文教厚生委員長をはじめ、学識経験者、関係機関及び団体の代表等18名による保育所民営化検討委員会が5回にわたって検討した結果の答申によるものということでした。そこで私は今回の説明がありました公立保育所の民営化に対して、幾つかの問題点と日ごろの保育行政における問題について質問いたします。

まずは保育所民営化の問題点についてであります。これについては8点についてお尋ねいたします。

1、保育所の民営化検討委員会の検討では、民営化は平成20年度から平成23年度までに5園とされていますが、公立12園の中でなぜ5園なのかということでありませう。ということでありませう。12園ある中で、この全体像はどのように検討されたのか、このことは私は大変重要だと思ふところだす。本市における今後の子育て支援策との関連もあり、公立保育所をどうするかの全体的な方向が示されないと、今後の保育所の論議についてもきちとした子育て支援策の方向性も定まらないのではないかと思ふし、またせっかく構成された保育所民営化検討委員会の役割も薄れてしまうのではないかと思ふところだす。

2、平成21年度から23年度にかけて3園の民営化が予定されていますが、年度ごとの予定はどのようになっているのかお尋ねします。

3、民営化への準備期間が短すぎるのではないかということについてでありませう。特に事業を引き受ける社会福祉法人については、10月中に公募され、1カ月もたない期間で事業の収支や民営の見通しを立てて、公募に臨まなければならない、また市においては保育所民営化にかかわる運営選考委員会を立ち上げ、11月の下旬までには12月議会の資料として提出しなければなりません。保育所の民営化という大きな問題にしてはすべての面でばたばたと進められている感が否めない思ふがしてるところだすが、受け皿となる事業所などには事前の説明がなされていたのかどうか、その御所見をお伺いします。

4、民営化については保育所の移行形態はどのようになるかということについてでありませう。つまり土地、建物は市が保有し、運営だけを民営化するということはこれは民間委託と変わらない形態になるのでできないと思ふます。したがって、土地建物についてはどのようにされるのか、その御所見をお尋ねします。

5、保護者の理解をどう取りつけるかということについてだす。本市では保育所の民営化に当たって入所43世帯にアンケート調査をされていますが、そのうち34世帯から回答があつてあります。その内容を見ると無条件賛成はわずかに1件だす。不安がなくなれば賛成という条件つきが15件、反対が7件、その他6件となつてあります。反対の理由としては期間が短い、公立の特性を重視している、公立の方がゆとりある生活、安全面で信頼できる、また人数は少ないからこそ残すべきとの検討があり、民営化後の運営に対してもいろいろな意見が寄せられています。保護者の皆さんとはあと1回の話し合いが予定されていますが、ここで全員納得されれば保護者との関係はいいと思ふますが、納得されない人が多少おられても見切り発車をされるつもりだすか、それとも理解をしていただくまで話し合いをされるつもりだすか、その御所見をお尋ねします。

6、経済的にはどれくらいの経費削減になるかについてだす。本年度と来年度の当初予算ベースで比較した場合、どの程度の軽減が見込まれるか。本年度は公立12園、

私立8園が、来年度からは公立、私立ともに10園ずつの半々となります。人件費を考えてみますと天水東とちどりの2園の職員は、現在正職員が7名、臨時職員が5名です。そこで民営化された場合でも基本的には12名の職員が必要として人件費の計上になり、その反面2園の正職員7名は他の園に配置がえとなり、そのためにその分の7名の臨時職員が解雇されることになると思います。結果的に見ると12名の臨時職員の人件費と民間委託した場合の12名の人件費はどちらが高いかということになるかと思えます。どう考えても現状での民間委託が経費節減になるとは思いませんが、その御所見をお尋ねします。

7、公立保育所は民間と比べて柔軟性がないとよく言われますが、何が原因とお考えられますか。つまり国の法律によるものか、市の運営に柔軟性がないのか、現場の職員に柔軟性がないのか、また柔軟性がないというのはどのようなことを指すのか、その御所見をお尋ねします。

8、職員組合との協議についてどう考えておられるかについてです。保育所で働く職員さんは民営化の中で将来に大きな不安を持たれています。そのような職場の不安をなくすために職員組合は結成されています。職員組合は組合員の労働条件の改善や雇用の安定を図るためにあり、その存在は労働法で守られており、本来はまず組合と話をすべきではないかと思うところです。その点をどのように考えておられますか。

次は現在の保育所の問題についてであります。この点については2点についてお尋ねいたします。

1、保育所職員の雇用の実態についてであります。現在、保育所における職員の雇用の実態は正職員と臨時職員及び派遣社員の3つからなっていると聞いています。市の1つの事業に対して3つの雇用形態があるというのはおかしくはないか、また臨時職員と派遣社員では労働条件と仕事の仕方に違いがあると思いますが、その現状はどうなっているか。また派遣社員制度が市の事業に受け入れられるか、その御所見をお尋ねします。

2、臨時職員の雇用契約期間についてであります。臨時職員の雇用期間は半年の繰り返し契約となっているようですが、それはなぜですか。保育士の仕事は半年で交代しても業務には差し支えない仕事ですか。私にはとてもそれでは恒常的な保育業務はやっていけないと思えますけれども、その辺の御所見をお伺いいたします。

○議長（松田憲明君） 福祉部長 井上 了君。

[福祉部長 井上 了君 登壇]

○福祉部長（井上 了君） おはようございます。田島議員の保育所の民営化についてその中で保育所民営化の問題点について8つ質問がございました。順次お答えいたしましたと思います。まず民営化検討委員会での検討につきましては、市内公立保育所12

園、これは公設民営であります玉名の第2保育所も含めておりますが、その中でなぜ5園なのかという御質問でございますが、本年3月に策定されました行政改革大綱の期限が平成23年度までの5年間とされており、これに合わせて定めたものでございます。またこの中で「民間活力の導入による保育所の民営化」ということがうたわれておりますが、今後これすべての園を民営化するというものではなくて、一部の園につきましては公立のままで保育を継続したいというふうに考えております。

2点目、平成21年度から23年度までの保育所民営化につきましては、現在進めております民営化の状況を見極めながら保護者の皆様と連携を保ちながら民営化を進めてまいりたいというふうに考えておりますが、民営化する園の優先条件でありますとか、そういうものは検討委員会で取りまとめてありますので、その結果をもとに民営化を推進してまいりたいというふうに考えております。

3点目の民営化の準備期間が短すぎるとの御質問でございます。関係者に対する事前説明会等既に民営化を行ないました旧八嘉保育所に比べましても準備期間が短いとは決して考えておりません。なお民営化に関する事前の説明会につきましても、対象となる園の保護者の皆様、保育所の職員、区長さん並びに民生員さん等へ説明を行なっております。特に保護者の皆様に対しましては、アンケートを実施致しまして民営化を実施するにあたりどのような考え、または要望を持っておられるかお尋ねをいたしております。その結果につきましては、先ほど議員が御質問の中で指摘されたとおりでございます。

4点目の民営化の形式につきましては、設置も運営も民間で行なう民設民営方式での施行といたします。御質問にありました不動産につきましては、有償、無償、貸与、譲渡という中での組み合わせで検討しておるところでございます。

5点目の保護者の皆様への理解をどう取りつけるかということでございますが、これにつきましては、保護者の皆様の理解を得るために説明会を実施致しておるところでございますけれども、全員の保護者の皆様の御理解を得ることは大変難しいことでございますが、アンケートの結果を踏まえてさらに保護者の皆様の不安が払拭できるように今後もさらに説明会などを開催し、御理解を得よう努力してまいりたいというふうに考えております。

6点目、経済的にということでございますが、財政的にどれくらいの負担軽減かということでございます。平成18年度の決算ベースということでございますけれども、市の負担額におけるその効果額は2つの園でおおよそ1,900万円、年間1,900万円になります。

7点目の公立の保育所の柔軟性の件でございます。その原因は何かということでございますけれども、御指摘の国の制度や職員に柔軟性がないということでは決してござ

いませんで、1つの例を挙げますと意志決定の仕方などにあると思われま。例えば予算執行を例に挙げてみますと、公立では予算編成から議会の議決から予算の執行ということになりますけれども、予算の計上がなされていないとなかなかその件に対しては支出ができない、決裁にも時間を要するというこ。その点、民間になりますと園長の判断1つで実施できるというような面が1つの例としてござい。

8点目に職員組合についてという御質問でござい。民営化の対象になる職員の保育所の職員につきましては、当然ほかの公立保育所への異動になるということになります。身分でありますとか勤務条件の問題が発生するような場合には今後話し合いの場を持っていきたいというふうを考えております。なお、保育所の全職員の皆様を対象にした説明会は先日既に行なったところでござい。

大きな2番でござい。現在の保育所の問題について、保育所職員の雇用実態についてということござい。臨時職員につきましては、合併前の玉名市、天水町で運用を行なっておりました。派遣社員につきましては、合併前の岱明町におきまして派遣会社との契約に基づく雇用を実施しておりました。この両者の違いにつきましては、臨時職員は玉名市と臨時職員の直接の雇用契約、派遣社員につきましては玉名市と派遣会社の契約に基づく保育業務をお願いしているところござい。おおむね労働条件業務につきましては、その違いはありませんで、保育士という国家資格を有することが条件であることにかんがみ、今後も継続の必要があるというふうを考えております。

以上でござい。

○議長（松田憲明君） 総務部長 元田充洋君。

[総務部長 元田充洋君 登壇]

○総務部長（元田充洋君） おはようござい。田島議員の臨時職員の契約期間は半年となっているですが、それはなぜかというふうな御質問にお答え申し上げたいと思。臨時職員の任用につきましては、地方公務員法第22条第5項に規定する臨時的任用職員として6カ月を超えない期間において任用を行ない、再任用については必要と認められる場合に限り一定の経過期間を経て、6カ月を超えない期間で1回の更新を行ない、最長1年間の雇用としているところであり。臨時の保育士職員につきましても、同様の任用形態といたしておりますが、子どもたちへの心理的影響をできるだけさけるため、一定の経過期間を設けることなく1回の更新を行ない、保育業務に従事してもらっている状況であります。また1年間の任用期間とする場合の雇用形態といたしましては、非常勤職員での任用ということも考えられますが、正規職員の4分の3の勤務時間及び日数のいずれかの制限がござい。現在のところ雇用形態に問題がありますので、職種になじみにくいという判断から現在の任用形態といたしているところござい。

います。よろしくお願ひいたします。

○議長（松田憲明君） 24番、田島議員。

[24番 田島八起君 登壇]

○24番（田島八起君） ただいま御答弁をいただきましたところですが、まず1番目の12園を全体像を明らかにすべきじゃないかと、そして今回5園になったと、私これ、これからの保育園をどうするかというのは子育て支援の関係とも大きく関係がありますから、そういう意味で単なる保育園の行革が今年3月に制定された行革大綱が5年だから、それにあわせて5年だけというただ行革の面だけでとらえることじゃなしでですね、やっぱり保育行政は子育て支援といろんな関係がありますので、そういう意味で全体的にやっぱり12園を今後どうするという検討をですね、やっぱりしてそして5年のうちには、5園を民営化するという形にもっていかにかおかしんじゃないかというふうに思います。そして今部長も言われましたように、全部を民営化するつもりはないということであればなおさらですね、どのくらいの公立で残して、どれだけを将来民営化にしたいということをはっきりさせんとですね、これ後で出てくるその部長の答弁では、その職員組合との関係におきましても単なる人事異動だから組合と話す必要はないというそういう狭いとらえ方じゃなくして、保育所で働く皆さんは将来的はやっぱり全部なくなってしまうんじゃないか、そのときは全部本庁に引き取るということも考えられますけれども、保育士としてやっぱり働きたいという気持ちが非常にあらわれるわけですから、そういう面での不安、そういう面での労働条件の大きな変化というのも今度の5園の問題は抱えておると、したがって単なる人事異動で済ませることなくして、きちっとそういう職場の安定という意味においてもですね、労働組合との話もきちっとしなきゃならんと私は思うわけです。8番の再質問から先に結論言いますと、そういう意味でも組合ともきちっとした話をしてもらいたいと思うわけですが、先ほどの答弁ではちょっとはっきりするという答弁じゃありませんでしたので、その点も少し明確に答弁していただきたいと思ひますし、全体を民営化をしないと全部はしないということであればなおさらですね、せつかく民営化検討委員会ができておるわけですから、この中できちっとそこら辺まで含めて、やっぱり検討をしてもらおうということをお急ぎにやっぱりしてもらいたいというふうに思うわけですが、そのところの考えをですね、もう少しはっきりお答えをいただきたいというふうに思ひます。

それから2番目の21年度から23年度にかけて3園を民営化をすると、その順番をどうするかということについては、一定の条件を検討委員会の方から示してもらったと、だからそれに基づいて執行部で順次していかれるというふうには私は答弁からは受け取ったわけですが、そういうことであればなおさらですね、3月に示されたその行革大綱のトップはですね、何かというといろんな政策において市民との協働、したがってそ

のために情報もできるだけ公開して市民と理解を深めてこれからの政策を進めていくというふうに、これ今までというよりも今度はえらいそのことをですね、一番に力説をされてトップに掲げてあります。そういう観点から言うならばもう既に23年まで1園ずつ民営化をすると、その条件も示されてるということであればですね、まさに21年度はどこをやります、22年度はどこをやります、23年度はどこをやりますというのをきちっとですね、発表して、そして市民の理解を深めていく共同の取り組みというふうに持って行っていただきたいと思うところですが、再度の御答弁をお願いいたします。

それから期間が短いということについては、ちょっとそういう思いがしておるところですが、特に民営化という中でですね、受ける事業所もやっぱりそれを受けてやっていけるという見通しを立てないかんけん、その期間というのがちょっと短すぎるんじゃないかという思いがしておるところで、事前にそういう説明会ということは正式にはできなかったと思いますけれども、そういう非公式な話はなかったのかどうかということ聞いたわけですので、そこら辺についてはあと1回ですね、お願いしたいと思います。

それから民設民営に、4番です。民設民営になるということで所有については、土地建物どうするかというのは、まだ検討中ということでもありますけれども、もうやがて公募せなんとに検討中でいいのか、議会は一般質問が終わってから検討されるのか、ちょっと不思議に思うところですが、まああの自治法の改正で市の運営については、直接するのか、指定管理者に委託をするのか2つの方法しかないようになってきたところですが、私はそういうふうに思っております。そこで民営化というのがまた新たに出てきましたので、民営化というのはもう八嘉保育所のようにですね、土地建物も全てひっくるめて全部民営化してしまうというのが、本来の民営化じゃないかと、それだったら話はわかるわけですが、土地や建物を市が保有しておいてですね、無料で貸してあげるという形で民営化するというのは、それは民間委託じゃないかというふうに思うわけですので、そこら辺はちょっと検討する余地はないんじゃないかという思いはしますけれども、どうでしょうか。

それから保護者の理解というのは、なかなか全員合意するのは難しいかもしれないけども、努力をするということであって、それは1回でして理解ができなかったからそれで終わりということではなくして、やっぱり理解できない部分があったらですね、さらに理解をしていくように、ぜひこれは努力をしてほしいというふうに思います。

それから経費の問題についてであります。私は基本的には運営費についてははっきり言って、民営でしょうと市でしょうと民間に任せようですね、そう、基準経費というのは決まっておりますので、変わらないというふうに思います。ただ大きく変わっ

てくるのは、やっぱり人件費じゃないかというふうに思うところですけども、先ほど18年度の決算で1,900万円という話がありましたけれども、やっぱり人件費を高いか安くなるかということについてはですね、もう少しちょっと答弁を欲しいと思うところですけども、今度の民間委託を考えてみますと12名の臨時職員さんがやめなければならない状況に追い込まれていくわけです。そして12名の新しい民営化される事業者の人件費として12名分は払わなければならないわけで、今、人件費については臨時の職員さんの賃金と委託する賃金というのは、これは委託する方の賃金は大分高くなるというふうに思います。単純に考えても人件費の面でそうは逆に負担が大きくなるんでないかというふうに思います。そこら辺の、いやそうはならない、逆に安くなりますという見通しがあったらですね、それだけでも結構です。お願いしたいと思います。

それから意志決定のあり方について、柔軟性がないというのは今の答弁からすると国は現場じゃなくして、やっぱり市の運営委員の中で民間よりもやっぱり融通性がないというところがあるというふうなことを認められましたので、そこら辺がですね、少し市としてもこの柔軟に対応できるような考え方でですね、当たってもらいたいというふうに思います。

それから現在の保育所の問題についてですけども、派遣社員は岱明町の前から引き継いでですね、そういうふうになっておると、それはまあわかるわけで。ところがそういう新しくなった市になった中でですね、一つの保育事業という中で正職員と臨時職員と派遣職員という3つの構成がそういうことでもいいのかどうかということを1つはお尋ねしたわけです。私はもうこれはやっぱり派遣職員というのはちょっと市の仕事には、保育業務には合わんのではないかという思いもしておりますし、それはもう法律上別に問題ない。法律上は問題ないというかもしれませんが、労働条件では大分違いがあるからですね、今先ほどの答弁ではこれは労働条件の違いはあんまりないと言われたのは正職員の方と比べて、あんまり変わらんということか、臨時職員と比べてあんまり変わらんとか、そこら辺がちょっと、正職員と比べてあんまり変わらんということが強いかなあという思いはしたわけですけども、そこら辺のどっちとあんまり変わらんとかということですね。そうなるとわざわざ派遣社員を何で入れんなかなあという思いがしますので、それが1つ。それとあの派遣社員を入れる場合は、これは何年契約になっておるか、契約の期間とですね、あと1つは派遣労働法で労働組合に説明をして、理解を求めなければならないというふうになっておりますけれども、この点はどういうふうにされておるかですね、その2つをお尋ねしたいと思います。それから臨時職員の半年契約という問題です。これはまあ臨時職員の雇用形態が半年になっておるから保育所も半年にしておるというふうなそういう説明であったかなあというふうに思いますけれども、これはどう考えても保育業務というのは半年でもう期間が切れたから終わ

ります、それでやめますということにはならんわけですから。初めからもう1年間通してせにやですね、保育業務にはならんっていうふうに思います。臨時職員の考え方をどのように認識されておるかというのも1つはあるわけですが、本来臨時職員という雇用形態というのは産休であったり病休であったり長期休養であったり、そういうときにどうしても今の職員が足りないから臨時で雇用すると、本来はそういうふうなことが一般的じゃないか。本来臨時職員というのはそういう性格のものじゃないかというふうに思うけれども、恒常的な人手不足を臨時職員という形で現実的には補われておるといふ一面もありますので、ただそういう場合はですね、それは半年では特に保育所の仕事というのは半年ではできないし、これは当然1年当初から計画せにやでけん問題で、これを理屈をつけてですね、半年できるというのはおかしいんじゃないかと、これはぜひ見直してほしいというふうに思いますけれども、改めて質問いたします。

○議長（松田憲明君） 福祉部長 井上 了君。

[福祉部長 井上 了君 登壇]

○福祉部長（井上 了君） 田島議員の再質問にお答えいたします。順番が間違えるかもしれませんが、よろしくお願ひします。まず民営化検討委員会では、12園を検討すべきではないかということでございます。第1回目の民営化検討委員会におきまして、公立保育所及び私立保育所の定員、充足率、そういうさまざまな玉名市の保育に関する現況を説明して御検討いただいたところでございます。少子化が進んでまいりますので、そういう地域の人口動向といいますか、そういうのも関係してくるものでございますので、一概にどこそこといふことは言えない。しかしながらその優先順位はこうこうでどうだというようなことで、提言をいただいておりますのでございます。そういうことで2点目の具体的な園の名称ということでございますが、それも今の時点ではどこも明確に言えない、ただ先ほど申しましたように5年間の中期といいますかですね、短期的には5園ぐらいだろうということでございます。

民営化の準備期間が短すぎるというようなことでございます。これに関連して法人への非公式な話ということでございますが、そういう話はまずいたしておりません。ただ検討委員会の中に民間保育園の園長会と言いますか、その会長さんが参加しておられますので、そういうところからのお話しはひよっとするとあっているかなあという気がいたします。民営化の形式につきましてでございます。財産の処分にもかかわることでございますので、財政課の方とも慎重な協議をしていかなければならない。それから地域によってその価格というものに非常に差はあるかと思っておりますので、一概にここはどうだあだということがその言えない。慎重に検討していると、そういうことでございます。

保護者の理解を得るためにということでございます。保育園は卒園者があり、また

入園者があるわけでございますので、期間が長いとですね、そういうところでもまた説明といいますか、そういうのは必要になってまいりますのでですね、そういう意味では4月からの民営化が望ましい。しかしながら保護者の皆様の御意見としましては今まで地域に密着して行なってきた行事でありますとか、先生が変わられることへの不安というのは大変大きなものがございますのでですね、法人選定後そのようなことも含めて、法人も交えてお話し合いをしていくというふうなことで保護者の皆様にも御理解を得たいというふうに考えております。

財政的にどのくらいかということでございます。検討委員会の中の資料の1つでございませぬ。運営のコストを比較したものがございませぬ。そういうものでいきますとやはりその公立の方が1.何倍か高いというようなことがあります。全国的な調査によりますと公立保育所の方はその経験が長いので人件費が高いというようなこともあります。そういうのも一因だろうというふうに考えられております。しかしながら公立であれ、私立であれ同じ保育国家試験である保育士の免許を持っておられる方でありまして、公立と私立の保育園に運営自体の差はありますが、その保育内容なども指針として国が定めておりますので、大きな差はないわけでございます。そういうことで公立でやっていく必要はないとはいいませんけれどもですね、民間に任せてもいいのではないかとというようなことでございませぬ。それから職員組合についてでございますけれども、組合につきましても、働く者の立場を擁護する組織であるというふうに認識いたしているところでございませぬ。先ほど臨時職員の話が出ました。臨時職員だからやめていただくのではなくて、後の法人に引き継いでいただくようお願いをするということでございませぬ。そういうことで決して職員自体を合理化するということではございませぬ。当然合併協議の中で協議されました3分の1採用というのがございませぬ。保育所の皆様も例外ではありません。そういうことでやめられたからやめられただけを今までのように補充ができないわけでございますので、民営化して正職員の方がどこかに異動していくことによって、そういうのにも対応していけるというようなことでございませぬ。これあの派遣社員のことにつきましては、それが妥当かというような御質問でございますが、合併前、先ほど申し上げましたように合併前の岱明町で派遣会社に基づく雇用をして実施しておったということ、それから市の職員の保育士不足等も補うためやむを得ないというふうに考えておりますので、今後も必要があるのではないかと。仕事の内容に変わりがないというようなことおっしゃいましたけれども、保育所は保育をすることが目的でありますので、保育士という資格を持った方々ですので、正社員、臨時派遣の職員には差がないというふうに考えておるところでございます。

以上です。

○議長（松田憲明君） 総務部長 元田充洋君。

[総務部長 元田充洋君 登壇]

○総務部長（元田充洋君） 田島議員の再質問にお答えいたします。公立の保育所を抱えております全国の自治体でも同じような問題を持っておるといふふうに思っております。その中でも臨時保育士に対する考え方につきましては、いろんな解釈がございます。議論もなされております。いずれにいたしましても幼い子どもにとって保育所は第2の家庭であるという認識を持っております。なれ親しんだ保育士が半年で中断することは戸惑いが生じることにもなります。また臨時職員といたしましても担任保育士として従事しているケースもございますので、1回の更新により年間の雇用を凶っているところでもあります。

○議長（松田憲明君） 24番、田島議員。

[24番 田島八起君 登壇]

○24番（田島八起君） まとめみたいになると思いますけれども、検討委員会で検討をされておるわけで、方向性としても全部の園を民営化するという考えはないということであればですね、やっぱりこのできた検討委員会の中で、当面これは行革大綱が5年ということではありますけれども、保育所の検討委員会という視点から考えるとですね、これ全体をどうするというやつがやっぱり考えていく必要があるし、そのことがこれからの保育行政の安定した運営につながるんじゃないかという思いがいたしますので、これはぜひですね、早急にそういうところまでですね、検討委員会で論議をしてほしいというふうに思います。

それから21年度からの3園について、これは行革大綱の中でもですね、公正の確保と透明性の向上ということで市民参加制度の充実、開かれた市政の推進ということで、市民とともにのまちづくりや地域との共同推進するために、行政に関する情報を積極的に公開しながらですね、協力を求めていくという協働の、市民と協働のまちづくりというのは非常に力説されておるように私は思っております。だからそういう意味ではですね、ぜひ再来年からすることですからですね、はっきりさせてほしいというふうに、これも要請をいたします。

それから所有の問題ですね、これは土地建物、ただでやったり売ったりするという貸しがあったりなかったりという私はそういうことを言っているわけじゃありません。民営化するというならばもう運営も施設も民営化してしまうと、それが本当の民営化じゃないかと。だから市が持っている施設を事業者に運営をさせるというのは、それは地方自治法で改正されて、市の仕事はもう直営ですか、指定管理者に任せるかというふうになっておりますので、中途半端な所有状況というのはそういう問題も出てくるんじゃないかというふうに思いますので、価格の問題じゃなくして名実ともに民営化されるような方向で取り組んでほしいというふうに思うところです。

それから行革の関係で、その保育所はですね、保育所といえども定年退職、大体3分の1しか採用しないというこれはそういう方向が出ておりますけれども、定年して3分の1しか採用せんということであれば、子どもたちが今までと名称が変わらんということになればですね、これ法律違反の人員配置になりはせんかというふうに私は思うわけで、そういう意味ではですね、それで民営化するということを考えられておるかどうか、そうなるそうですね、それに適合する民営化になっておるかという視点でもちょっと考えなければならぬというふうに思いますので、基本的に考えるとですね、保育所は保育児童が変わらんならばですね、職員を減らすということは法的に言って難しいというふうに思いますので、これは例外としてあるんじゃないかという思いがいたしております。それから派遣社員の問題です。これはまあ岱明町のときからされておって、今後もしるといいますから、でありますけれども、労働条件はおおむね変わらんというふうに言われたのは、その正職員と比べて変わらんのか、臨時職員と比べておおむね変わらんのか、何かさっきもこのところはっきりされんだったのでですね、あと1回質問します。それと雇用期間があると思いますけれども、契約期間があると思いますけれども、契約はいつまでになっておるのか。それからさっき言いました契約をしたとするならば、この労働者派遣法がたしか平成16年に改正をされておると思いますけれども、その中で派遣先の事業所の労働者で組織する過半数労働組合または労働者の過半数を代表者に定めた期間を通知し、意見を聞くというふうになっておりますので、この作業をされておるのかどうかというのを先ほどお聞きしたわけですが、そこだけですね、ちょっとお答えをいただいて私の質問を終わります。

○議長（松田憲明君） 福祉部長、答弁漏れがあったら答弁してください。

[福祉部長 井上 了君 登壇]

○福祉部長（井上 了君） どうも申し訳ありませんでした。労働条件業務についてということですかね。先ほど申し上げましたように保育士という資格を持った中での保育業務でございますので、それについては差はないというふうに申し上げたつもりでございました。ただ事務的なものについては、正職員の方に負担がかかるか。

すみません、ちょっとそれについては調べておりませんので、またあとで調べて報告したいと思います。

○議長（松田憲明君） 以上で、田島八起君の質問を終わりました。

議事の都合により、暫時休憩いたします。

午前11時01分 休憩

午前11時12分 開議

○議長（松田憲明君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

4番 北本節代さん。

[4番 北本節代さん 登壇]

○4番（北本節代さん） おはようございます。無所属無会派の北本節代です。通告に従いまして一般質問いたします。

1つ目に農業問題、今回は有機農業の問題を消費者の立場で取り上げてみました。大項目・有機農業促進法と玉名市の農業問題についてです。農業問題は今年の12月8日、有機農業促進法が衆議院本会議で全会一致で可決し、成立しました。15日に公布され取り上げてみました。有機農業促進法は、議員立法で成立したものです。ここで言う有機農業とは原則として化学合成土壌改良資材を使わないで、3年以上を経過し、堆肥など土づくりを行なった畑で収穫された農産物を言い、また遺伝子組み換え技術を使用しないことを基本として、農業の生産に由来する環境への負担をできる限り削減した農業生産方法について行なわれる農業のことを言います。先月このことで女性農業生産者の方々と交流会を行ないました。生産者の立場のお話をしっかりお聞きすることができました。有機農業における生産者は実質的に生活ができないということや消費者が求めるものをつくられる製品にギャップがあるということ、有機農業でなくても我々は農薬も化学肥料も最低限しか使っていないということ、また出荷する野菜と自分の家で食べるものが同じであることなど、いろんな面をお聞きすることができました。農業生産者の後継者の問題も大きく様々な問題があることも指摘されました。終わりのないような内容で長い時間交流いたしましたが、有機農業を育てていくには早い時期の取り組みが必要で、また継続を長く継続をしていかななくてはいけないと感じました。消費者である私たちは安全で安心である食べ物を手に入れることができるこの有機農業促進法は大変うれしく待ち望んでいた立法です。しかし、生産者の方々は有機農業では生活ができないと言われていています。この立法ができたとしても実際には大変な問題があり、生産者、消費者そして行政がそれぞれの責務をどう果たし、どう取り組むかを考えていくことが早急に進められている課題だと思います。農薬も化学肥料も使わないと生活が成り立たないと考えられている生産者にとってサポートできることは何でしょうかとお尋ねしましたら、尋ねてみたところでやらないという生産者の方々を動かすことは不可能です。実際に国・県はもとより実際には足元の玉名市が何ができるかをしっかり考えていかなければ実現していかないと思っております。この中に隠されている課題は、私たち消費者がきれいなものを求めていったこと、それから大きくは輸入野菜の問題があると思います。日本の農業に切っても切り離せない輸入食品、日本の自給率が4割を切ってしまいました。日本の食べ物の事情は最悪の状況になってきています。野菜の輸入先は中国・アメリカこの2カ国で、日本の野菜の輸入量の7割を占めています。品目は

タマネギ・カボチャ・ブロッコリーそのほかいろいろですが、金額にすると2,727億円もの野菜が輸入されていることになります。私たちは私たちの農業が安全、私たちは農薬の安全性の残留農薬の基準値も国の基準に任せていることを余儀なくされています。現在国の基準で輸入されたものはスーパーの店頭に並び即座に私たちの食卓に上ります。容易に私たちの口の中に入ります。去年学校給食でも何千人もの子どもたちが基準値を超えた残留農薬のサヤインゲンを食べってしまったと報道されました。しかし、私たち消費者の立場でも表示の義務、安全なものを食べたいと思う願いから今までにも原産地の表示、また2004年には遺伝子組み換え作物の表示、加工食品では原材料の表示、賞味期限や製造日、さまざまな表示義務をしっかりと市民に知らせられるような法改正がされてきました。この玉名市が現在進められていたことも含めて地域の中では産直活動が盛んになりました。天水の郷〇市、横島のY・BOXなどをはじめ、やっちゃばや新鮮村、農村プラザなど生産者の産直の店もたくさんできております。また大手のスーパーでも生産者の名前入りのコーナーが特設してあるのが目立つようになりました。産直が盛んになる一方ですが、安心・安全の農作物を目指すところは有機農業だと思います。このままではできた法律は棚上げ、目指す生産者はいないという結果になりかねません。玉名市の農業政策の重点はどこにあるのか、また現状把握と課題、認識について質問いたします。

第1番目の質問では、玉名市の有機農業生産者の実態調査、また玉名市としての把握はしておられるのかどうか。

2番目に玉名市の総合計画の中で活力とにぎわいのある産業づくりで高齢者農業、女性農業の支援となっておりますが、どんなことを実施されようとしているのか。

第3番目に玉名市の農業の問題ともなっています担い手の高齢化が進み、後継者不足、地域で農業を支える担い手の育成がありますが、これをどのように受けとめ、どんなことをされているのか。現状を踏まえてお答えください。また、データの中には平成2年の農業就業人口が1万625人いたのが、平成17年度では7,299人とわずか5年間で1万人いた農業人口が7割になってしまっております。本当に大変深刻な問題だと考えます。玉名市における担い手育成の問題と成果についてお答えください。

4番目、エコファーマーの課題と現状についてです。現在私たち消費者にとっては、まだ聞きなれない名前ですが、平成11年度に制定された持続性の高い農業生産方式の導入に関する法律において、エコファーマーの制度ができました。土づくりを基本とした化学肥料や農薬の使用を低減する生産方式で熊本県知事に認定された農業者の愛称ですが、玉名市には多くの方々が認定されていると聞いております。エコファーマーの現状と課題をお答えください。

5番目に観光、交流、むらづくり、情報ネットワークの進捗状況または計画につい

てお答えください。

6番目に今回重要な課題で有機農業生産者の育成と玉名市の単独の支援について、有機農業の生産者で中心として生計を立てられている玉名市民の方とはお会いすることができませんでした。有機農業促進法が地産地消の基礎を支え、市民の安全・安心につながり、なおかつ生産者に夢と希望を与えられるような玉名独自の支援を待ち望んでいる有機農業生産者の育成についてのお考えをお答えください。

以上、有機農業に関する質問の答弁をいただいて、再質問に入ります。

○議長（松田憲明君） 産業経済部長 望月一晴君。

[産業経済部長 望月一晴君 登壇]

○産業経済部長（望月一晴君） 北本議員の有機農業促進法と玉名市の農業問題についてお答えいたします。まず、玉名市における有機農業の実態把握についてですが、有機農業とは議員おっしゃられましたように化学肥料及び農薬を使用しないこと等を基本とし、環境への負荷をできる限り軽減する農業生産方式でございます。また生産された農産物を有機農産物として販売するためには生産者は2年以上禁止された農薬や化学肥料を使用していない田畑で栽培する必要があり、また国が認可した登録認定機関から認定を受ける必要がございます。本市における有機農業の実態把握ということでございますが、自家消費分の農産物を有機農法で生産している農家がいるであろうことは推察できますが、有機農産物として販売している農家数については公表されておらず、今のところ把握できていないのが実態でございます。

次に高齢者農業、女性農業の支援の現状についてでございますが、本市総合計画において、高齢者農業、女性農業の支援につきましては、小物野菜や薬草栽培など夢と生きがいのある施策の展開、また農産物加工グループや出荷組合の育成、研修、相談活動の支援を掲げております。支援の現状でございますが、小物野菜につきましては一寸そら豆とオクラを水田転作の特別推進作物に指定して10アール当たり5万円の助成を行なって、その推進を図っているところでございます。また薬草栽培につきましては、小岱山薬草の会が薬草の需要拡大を図るため、温泉組合と薬膳料理の検討を行なうなどの活動を行っており、その活動を支援しているところでございます。農産物加工グループ等につきましては、生活研究グループへの市補助金を交付し、様々な活動を支援しています。また県等が開催する各種研修への参加を積極的に推進しているところでございます。

次に3番目の担い手育成の現状と成果についてでございますが、本市の担い手の現状について2000年と2005年の5年間を農林業センサスと比較してみますと、販売農家数は4,347戸から3,626戸へと721戸の減少、また農業就業人口は、8,364人から7,239人へと1,125人の減少となっており、担い手の減少が続

いているところです。本市の担い手育成の現状と成果ということでございますが、国・県の補助事業を活用するとともに、市の単独補助事業を設けるなど担い手の育成を図っているところです。その結果、平成17年度末において927件であった認定農業者数が、本年6月末現在では1,006件と順調に伸びておりますし、また認定農業者とともに地域農業の担い手の核となる集落営農組織につきましても、県・農協等関係機関との連携による推進の結果、現在まで26組織が設立され、認定農業者数、集落営農組織数ともに県下でもトップクラスとなっているところでございます。さらに平成7年と平成17年の10年間で見てみますと、農家1戸当たりの販売額が県全体では減少する中、玉名市は上昇しておりますし、また1,000万円以上の販売額を有する農家につきましても増加している状況でございます。

次にエコファーマーの現状でございますけれども、エコファーマーとは堆肥などによる土づくりと化学肥料、農薬を減らす計画を立て、それを県知事に申請し、認定を受けた農業者の愛称のことでございます。本市では農協の施設園芸農家を中心にエコファーマーへの取り組みが行なわれており、本年4月1日現在で833名が認定を受けておられるところでございます。それから5番目に観光、交流、むらづくりと情報ネットワークの進め方についてでございますが、本市総合計画においてグリーンツーリズムの推進や情報提供等について掲げております。本市におきましては、グリーンツーリズムにつきましては、今のところ個人として民宿等の宿泊施設を整備してグリーンツーリズムに取り組みされている農家等はおられないのが現状でございます。まずは関係部署間で協議しながら交流資源の掘り起こしや受け入れ希望農家等の把握等に努めてまいりたいと考えております。また将来的に個々の農家等からのホームページ等を通じて発信されます情報等につきましては、リンクさせたり一元化を行なうなど情報ネットワークの構築を図りたいというふうに考えております。

最後に6番目の有機農業生産者育成と玉名市独自の支援についてでございますが、有機農業の定義につきましては、冒頭申し上げたとおりでございます。現状では病害虫の発生等に加え、多くの場合、労働時間や生産コストの増加を伴うため普及していないのが現状でございます。このような課題を克服するためには有機農業に関する技術体系の確立、生産物の流通、販売面での支援、消費者への情報発信等の推進体制を整備していく必要がございます。このような中、有機農業の推進に関する施策を総合的に講じ、もって有機農業の発展を図ることを目的として、有機農業の推進に関する法律が平成18年12月15日に施行され、本年4月には有機農業の推進に関する基本的な方針が農林水産省から示されました。これを受けまして県では推進計画の策定に向けて検討が行なわれているところです。本市におきましては、今後策定されます県の推進計画を基本に有機農業生産者の育成を図りたいというふうに考えております。また玉名市独自の支

援ということですが、先ほど申し上げましたとおり有機農業の推進につきましては、課題が多く一朝一夕には普及が図れるものではございません。県が策定します推進計画にのっとり、課題解決のための方策を見極めながら支援策等についての検討を行なってまいりたいと考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（松田憲明君） 4番、北本議員。

[4番 北本節代さん 登壇]

○4番（北本節代さん） 御答弁いただきました。再質問を申し上げます。第1番目の質問で有機農業生産者の実態把握はやっておられるのかということに対しては、実際自分のところで食べるのはあるかもしれないけどということですが、今後ですね、有機農業の生産者を把握されること、実施される計画があるかどうかですね、今まではされていないんじゃないかと思っておりますので、把握することを計画あるかどうかということですね。それからすべてのその有機農業はやっぱり課題がすごくあって難しいというふうにおっしゃいましたし、熊本県の動向を見ながらというふうなことでしたけど、部長もおっしゃられるとおり有機農業ではまず使わない土壌を2、3年しないと有機農業というふうに言わないとなってますので、すごく時間がかかる問題ですね。今から始めても3年後にしか製品は手に入らないというふうになっていきますので、県の動向を見ながらというよりも、今既に始められても2、3年、4、5年先かなあというふうなことですから、例えば認定農業者の方が1,972名が1,000を超えましたというふうなこと、またエコファーマーの方たちが883名もいらっしゃるということですね、それでその方たちも含めて有機農業を進められるというモデルでも、そして地域でもですね、進めていこうとされる考え方があるかどうかということのを再質問いたします。有機農業に対しては、サポートですね、私たち消費者も曲がったキュウリでもいただくということをやっけていかななくてはいけないと思っておりますけど、行政としても精一杯のサポートとそれからモデルに対する予算を立てていかない限り、生産者の方たちは難しいかなと思っておりますので、そのことを再質問いたします。

2番目の多重債務の問題の取り組みに向けてという質問を続けてやらせていただきますので。多重債務の問題解決に向けての取り組みについてです。先日、2、3日前の新聞ですが、多重債務問題の相談窓口の強化をとということが多重債務者の生活再建を支援している「熊本クレ・サラ日掛災害をなくす会」の代表の方が水俣市を訪れ、これ熊本なんですけど、水俣市を訪れ、相談窓口の充実などの多重債務問題への積極的な対応などの要請を出しましたということが熊日新聞の記事になったのを御覧になった方も多いと思っておりますが、多重債務の問題は日増しに社会問題化し、国も県も対策本部を設置し、具体的に動き始めております。今回多重債務の相談件数を玉名市で調べていただきましたら、昨年度2件、本年度はまだ0件というお知らせでございました。多重債務の

問題が毎日毎日何らかの形で報道されております。この深刻な問題は自己破産、自殺、離婚、児童虐待、DV、ホームレス、生活保護といろんな社会問題へと進展していくことが問題になっていることが明らかにされたからであります。一般家庭の多重債務は生活のための借金です。今までは失業や倒産、収入の減少など合わせると全体のかなりの割合を占め、昔言われておりましたぜいたくやギャンブル、むだ遣いなどとは異なり、本人を責めるには酷だと言える状況がたくさんございます。サラ金からお金を借りるのは特別な人たちでかけごとや遊興費に借金苦に至っているというものは過去の問題になってしまいました。現在では消費者金融からお金を借りているのは普通の生活者です。多重債務、経済破綻は誰にでも起こり得る問題であることをここで訴えたいと思っております。現在、玉名市では商工観光課が相談窓口として行なわれてますが、先ほども件数を読みましたが、玉名市では多重債務に至っている人はいないということでしょうか。熊本県が実施しております相談窓口の件数を調べてみました。熊本市は別といたしても熊本県の18年度の総合件数が1万5,737件、その中で熊本市は別として八代市がトップで911件、次に玉名市の750件でした。熊本県の状況は担当課は「食の安全消費生活課」が窓口で9時から17時まで専門相談員、嘱託11名を配置し、内容はほとんど電話による相談が大半を占めているということです。6月の議会でも自殺者の件で質問いたしました。今現在日本の自殺者の3割以上がこの多重債務であることは自殺要因統計によって出されております。このようなことを含み4項目の質問をいたします。

第1番目に多重債務は、社会的にも今は個人の問題として片づけられるものではありません。玉名市がここまで社会問題になったことを対策を取り込む必要が急務であると思います。この玉名市で取り組まれる意義をどう思われているかの質問です。

2番目、多重債務にかかわる相談体制の強化、相談員の育成、専門相談員による相談、より早く目指す必要があると思いますが、現在の玉名市はどうなっておりますか。担当課の研修も含めてお答えください。

3番目、多重債務者と自殺者の関係で玉名市の現状把握はできておりますでしょうか。

4番目、専門委員による相談は当たり前のことですが、弁護士会や司法書士会など連帯を強め、対策と体制の強化について玉名市はどのように考えていますか。

以上、4つのこと、再質問の後にお答えください。

○議長（松田憲明君） 産業経済部長 望月一晴君。

〔産業経済部長 望月一晴君 登壇〕

○産業経済部長（望月一晴君） 北本議員の再質問に対してお答えいたします。まず有機農業はもうすぐには議員かなり勉強されて取り組む農家の方もこれは大変だろうとい

うふうに認識は持っておられるようでございます。私も有機農業をやっていくには、これが減農薬とか減化学肥料あたりでやっていくのとは違って、全く使わないということでございますので、これで農業をやるということには非常に大変だろうというふうに思います。それで先ほども申しましたように技術体系の確立とか生産物の流通、それから販売面での支援、それから消費者等の情報発信等というこういった推進体制が確立されればですね、その有機農業に対する理解があつて、生産者の方も今普通に売られている農産物よりも高く消費者の方が買ってくれるとか、そういうことができれば有機農業に取り込まれる人も出てくるのかなあというふうに思っております。こういった流通とか販売面それから消費者の理解あたりが早くできますようにですね、県の方が推進計画を今度進められますので、それにあわせて市の方もそれにあわせてやっていきたいと、そういうふうなことを行ないながら有機農業の何と言いますか、有機農業あたりを広めていくというような形になるというふうに思います。それからこの農家数等の把握ですか、これにつきましては先ほどは公表されておらんということで、正式な数というのは申し上げませんでしたけれども、今後そういうのが有機農業あたりをやっておられるというような小さな数字あたりでもですね、拾うような努力をして情報の提供をしていきたいというふうに思います。

それから次の多重債務の問題解決に向けての取り組みについてお答えいたします。全部これは関連がございますので、一括してお答えしたいと思います。現在本市におきましては商工観光課において、消費者保護の観点から消費生活相談の全般にわたって随時相談をお受けいたしております。相談があつた際は相談内容を含め、相談者のプライバシー等に配慮しながら慎重に対応を行なっておりますが、専門的な知識を必要とするときや問題が複雑化しているときは、熊本県消費生活センターや司法に関する支援組織である「法テラス熊本」などの専門の相談先の情報提供や紹介、相談の引き継ぎを行なっているのが現状でございます。また市民生活全般における相談につきましては、市民課の市民相談の窓口で対応しておりますが、多重債務の問題は消費者法という観点よりも、市民生活における重大な相談事項であるという面からは窓口として商工観光課における対応が適切かどうかという問題もあると考えられるところですが、問題の解決に向けてスムーズな相談業務が行なわれるよう庁内の相談体制について検討してまいります。今回御質問の多重債務の相談につきましては、商工観光課において受け付けをした事案として17年度が1件、18年度が2件と実際の相談は少数にとどまっております。しかしながら熊本県消費生活センターの資料によりますと議員おっしゃられましたように玉名地域振興局管内での消費生活相談の件数は1,300件を超えており、多重債務相談としての件数は把握できませんが、融資サービス、いわゆる消費者金融、ヤミ金融等に関する相談といたしましては300件を超えているというのが現状でございます。

す。多重債務に陥る原因や理由につきましては、さまざまな経緯があると考えられますが、玉名市における多重債務に関する実態及び自殺との因果関係などの実態については現状把握はできている状況ではありません。お聞きするところによりますと普通の生活をされている方が日常生活の中でちょっとしたきっかけから多重債務に陥ってしまうケースも多々見受けられるということでございます。また、もし万一そういう状況になったときにどこに、誰に相談したらよいのかわからないといったお話しもあるようでございます。そのように多重債務に悩んでおられる場合、もっとも身近な存在である市においても相談をお受けしているということを知り徹底する必要がありますので、積極的な啓発を図るとともに相談に来られたときには丁寧に話を聞き、具体的な解決方法の助言や必要に応じ弁護士や司法書士などに連絡をとり、そこに確実につなぐなどの対応が必要であると考えております。また議員御指摘の専門員による相談や相談員の育成は、喫緊であると認識しておりますので、現在玉名市内で開かれている熊本県弁護士会による週1回の有料相談のほかにも、今後相談の機会をふ増やすなど相談体制の強化に努めるとともに、弁護士会や司法書士会などとの連携も強化し、多重債務問題に対して適性かつ的確な対応に努めてまいります。

○議長（松田憲明君） 4番、北本議員。

[4番 北本節代さん 登壇]

○4番（北本節代さん） 御答弁いただきました。農業の有機農業の問題は本当に難しい問題があると思いますが、私たち消費者においてはつくっていただく生産者の方たちが育成されない限り本当に安全・安心な食べ物を手に入れるということは不可能です。玉名市においても本当に誠心誠意有機農業で生計が立てられるですね、生産者の方を育成していただくということを切に要望いたします。

それから多重債務の件に関しましては、丁寧な御答弁ありがとうございます。しかし、商工観光課、部長もおっしゃいましたけど、商工観光課で今多重債務に関しての相談業務を受け付けるというふうなところには業務上やっぱり無理があるんじゃないかなあというふうに私も考えます。前回の市民相談窓口ですね、市民相談窓口や多重債務の問題に関しても深い相談の方々のキャリアとそれから専門性がある問題ですので、庁内で考えるというふうに部長おっしゃいましたので、市民相談窓口や市民の不安とそれから生活を脅かすですね、こういったものを考えられる専門員を配置した窓口業務を早急につくっていただきたいというふうに思いますし、管内で振り回されることなくですね、市民の不安生活を脅かす不安に関してはしっかりとしたアドバイスや助言、そして生活を取り戻すための計画ですね、そういった助言ができるというカウンセリング体制まで含めた窓口業務が今、急がれていると思いますので、ぜひそのことも要望いたします。

再質問になるかと思いますが、商工観光課にある相談窓口の専門職の配置ですね、配置、検討いたしますというふうなことがあったかもしれませんが、今日もそして明日もこういった多重債務で自殺をされている方が日本中にたくさんいらっしゃいます。その窓口として救うべき窓口としてですね、曜日の限定、例えば曜日を火曜日なら火曜日だけとかですね、時間の限定、午前中のみとかですね、それから開催日の限定をしてどうか多重債務に関して専門職の方に1日でも相談をやっていただくという可能性があるかどうかと具体的にこういったことを進んでいけるのかどうかですね、の再質問をいたします。それともう1つですね、現在窓口業務をされている方が熊本県の消費生活センターや法テラスなどの紹介をしていますということですが、きっと皆さんお金がない中にわらをもすがの思いで相談窓口に来られていると思いますね。だからせめて窓口業務に当たっている方には専門職とまではいなくても、どういったことで相談業務を受けなくてはいけないとか、そういった繊細にわたる指導と研修をですね、されてほしいと思います。そのこと2点ですね、再質問をいたします。

○議長（松田憲明君） 産業経済部長 望月一晴君。

〔産業経済部長 望月一晴君 登壇〕

○産業経済部長（望月一晴君） 北本議員の再質問にお答えいたします。まず曜日や時間など限定しての専門職の配置の検討はできるかどうか、またその必要性はどう考えるかということですが、多重債務の被害を最小限に食い止め、再生への道筋をサポートすることが肝要であるということにかんがみ、そのための相談体制の充実は必要不可欠であるというふうに認識しております。先ほども申し上げましたように多重債務の問題は市民生活における重大な相談事項であるという見地から、全庁的な取り組みを視野に入れながら適切かつスムーズな対応ができるような相談窓口体制の検討が必要です。それと平行いたしまして議員おっしゃいますように曜日指定、時間指定なども考慮しながら、専門職の配置も当然ながら必要性を感じておりますので、早急に検討すべきものであるというふうに考えております。また相談に関する広報活動やインターネットでの相談についてのお尋ねでございますが、先ほどもお答えしましたように多重債務相談は実際行なっていることを広く市民の方々に周知することは必須な事項でありますので、議員申されたように早急に広報紙により相談窓口を設置しているという情報を発しながらその掲載頻度も高め、積極的な啓発に努めてまいります。ただインターネットによる相談につきましては、現在のところ計画ありませんし、個人のプライバシー保護に配慮するという観点から慎重な検討が必要であるかと思われまます。また窓口業務に携わる担当職員の研修につきましては、当然のことながら積極的に取り組むべきであると考えております。

○議長（松田憲明君） 4番、北本議員。

[4番 北本節代さん 登壇]

○4番（北本節代さん） 今回は農業と多重債務の質問いたしました。答弁ありがとうございます。食べ物の問題は命の問題です。命をはぐくむ農業の問題は玉名市においても常に担い手育成や農業生産者の研究開発にしっかりと予算を使っていたきたいと思います。多重債務の問題は多くのマイナスを生み出します。相談窓口の専門職の配置もそうですが、どのように金銭教育をやっていくか大切だと思います。教育の現場においても金銭教育を早期から取り組む必要性を要望いたします。また債権者へのカウンセリング体制がどこも整っておりませんので、これからはそのことも玉名市が取り組んでいかななくてはいけない課題だと思っています。現在、この多重債務に向けては生活協同組合、NPO法人、お金の学校、NPOバンク設立準備会など多くの方が多重債務に向けての民間団体が立ち上がっております。そして活動が始まっております。行政もNPOそして生活協同組合などパートナーシップを図りながら支援できるところはしっかりと支援を要望いたします。

これで私の一般質問を終わります。御清聴ありがとうございました。

○議長（松田憲明君） 以上で、北本節代さんの質問は終わりました。

ここで昼食のため、午後1時まで休憩いたします。

午前11時55分 休憩

午後 1時04分 開議

○副議長（田畑久吉君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

7番議員 近松恵美子さん。

[7番 近松恵美子さん 登壇]

○7番（近松恵美子さん） こんにちは。有明クラブの近松です。2回連続で質問しましたメディアと子どもの育ちのことにつきましては、おかげさまで関係各課に積極的に取り組んでいただきました結果、先日の講演会では200名を超える参加があったと聞いております。またPTAの動きもあり、歯車が力強く回り出した感じがしております。保育園でも実態調査に取り組み始めたということで、大変ありがたく思っております。ハード事業と違い予算面ではあんまり目立ちませんが、このようなソフト事業は関係機関との調整など時間をとられることが多く、大変と思います。しかし、一般市民もボランティアで自分の時間を割いて、玉名の子どもの健全育成のために活動していますので、なお一層の後押しをお願いいたします。今回は3点について通告に従って、質問いたします。

まず1点目の食育についてです。食育基本法が平成17年の6月に成立しました。家庭の食事のことまで法律が介入しなければならないのかと思いますが、それだけ食の

乱れが加速していると言えるのでしょうか。ところで先日の新聞には幼稚園の子どものお弁当に御飯の上に駄菓子を乗せてマヨネーズをかけただけのものがあったと掲載されました。電子レンジで温めた冷凍食品だけを詰めたチンチン弁当というのを持ってくる子どもやコンビニのお弁当をそのまま移しかえた弁当もあるそうです。しかし全体としては食事のバランスに目を配る親が多く、問題がありそうな家庭は5～10%という記事が載っていました。ところでこのような食事を見直そうと学校で積極的に食育に取り組んでいるところがあります。長崎県の例では「大地と命の会」という団体が長崎県の25の中学校で食育に取り組んでいるそうです。そこでの学校の子どもの声がありますので、ちょっと紹介させていただきます。たった30日の実践ですけれども、体温が上がって風邪を引きにくくなった、夜熟睡できるようになった、朝寝起きがよくなった、イライラしなくなった、長い時間集中できるようになった、授業で先生の話ちゃんと聞けるようになった、授業がいつもより短く感じるようになった、便秘しなくなったなど驚くべき効果が短時間のうちにあらわれています。何より養護の先生が保健室通いの子どもが減ったことにびっくりしたそうです。私も食事を1カ月変えただけでこれほどの変化があらわれることに驚きました。普段私たちの生活では食事がこれほど心身にすぐに変化をもたらすとは考えにくいのですが、実践の方法次第では精神に働きかける力が大きいことは注目すべきことです。そこで玉名市においても心身ともに元気な子どもが育つよう食育に取り組んでいただきたいものです。そこでまず現状はどうか、玉名の子どもたちの食生活の問題と健康状態について現場の声をお聞かせください。このように食育の進め方としてはいろいろあると思いますが、私は香川県で始まった子どもだけで弁当をつくる日というのも検討の価値があると思います。この夏このことについては熊本市でも講演会が開催されたようですし、菊池の方でもありました。私は都合が悪くて直接お話しを伺うことができなかったのですが、2、3の本を読みまして財政厳しい玉名でも実践できるのではないかと思いました。子どもに弁当がつかれるかと心配される方もおられると思いますが、これにはルールが3つあります。1つ目は子どもだけでつくる。2つ目は小学校の場合家庭科で習う5、6年生だけがする。中学校での取り組みもあります。3つ目は10月から翌年2月までの毎月1回、計5回だけというものです。一般的には包丁を持たせるのは危険だとか、ガスの消し忘れがないか、子どもが朝起きてつくれるのかなどの心配もあり、開始に当たって反対の声もあったそうですが、実施してみた結果、子どもたちが食べ物に関心を持つようになったり、御飯をつくってくれる親に感謝するようになったり、家庭内での共通の会話もふえ、子どもが家の中で生き生きしている様子も報告されていました。食事の文化というのは親から子へ伝えていくものですが、余りの社会の変化が激しい上、簡単に食べ物が手に入るようになったことから、空腹を満たしてくれさえすればいいとどんどん手を抜くよう

になってきました。しかし家庭の生活の営みがなくなると、家庭における共通の会話も減り、五感を働かせること、知恵を働かせることもなくなっていくと思います。私はぜひどこか1カ所でもモデルとして取り組んでみていただきたいと思っています。市としてこの取り組みをどのようにお考えかお聞かせください。ちなみに実践校は全国で11都道府県57校ということで、急増の兆しと聞いております。

次は学校図書館についてです。図書補助員の役割については、先般の議会で市長の言葉を借りますとわあわあ言わせていただきましたので、十二分に御理解いただいたものと思います。その甲斐がありまして本年は15名の図書補助員が採用されました。私が一部の方から聞いたところでは、各学校での評判はとてもよく図書の整理がされ、きれいになった、子どもたちが来訪を楽しみにしている、図書の利用が多くなったなど聞いております。市としてこの事業をどのように評価されているのか。問題点もありましたらあわせてお伺いいたしたいと思います。私が感じている問題は現在の配置は小学校は3校に1人ですので、毎日学校が変わります。そこでカレンダーを見ないといつ来るのかわからない、これでは子どもたちもいつ図書の先生が来るのかわからないのではないかとちょっと残念に思っています。せめて毎週例えば月曜日、水曜日は図書室に人がいる日であるとか、そのようにしてはいかかというふうに思っております。そこでもう少し増員して、各校に1人欲しいのですが、せめて2校に1人の体制にしてはどうかと思いますが、どのようにお考えかお伺いいたします。もう1つは学校図書館の一般開放についてです。以前この議会でも提案があったと思いますが、中学生の読むものと一般の人が読むものが違うからということも障がい1つとして挙げられたように思います。しかし私は中学校はもちろん、小学校でも5、6年生の対象の本でしたら大人でも十分役立つし、楽しめるものです。そこで貸し出しはしないけれども、毎月月曜日とか、例えば毎週月曜日とか指定した日には大人も学校に来て子どもたちの読んでいる本を読んでみてくださいというふうな形での一般開放はできないものかと考えます。実は岱明地区では小学校は4つありますが、そのうち3つの小学校の空き教室で高齢者の介護予防体操教室が続いています。その体操教室に来ている方は、学校にお世話になるからということで、学校のトイレ掃除をしたり、草むしりをしたり、また夏休みのPTAの草刈り事業のときには協力されたりしていると聞きました。学校に地域の人が入り出すようになると、学校の大変さがよくわかります。高齢になると細かい字が見えにくくなりますし、またそうでなくても小学生対象の本も楽しいものですし、また若いお母さん方や本に関心がある方は学校にどんな本があるのか、子どもたちはどんな本の環境にいるのか、ゆっくり見てみたい人も多いことと思います。学校図書館を定期的に開放することで、また違った学校ボランティアが生まれる可能性もあります。これも図書補助員が決まった曜日に勤務するようになれば、月に1回でも週1回でも学校図書館を

一般開放できるようになるのではないのでしょうか。

次には市政懇談会についてです。去年は地域ごとでしたが、本年は団体ごとに要望に応じて広報に掲載されていました。市長に聞いていただきたいことがあったのに、今年は何で地域ごとの懇談会をせんのかと不服の声もありました。その後どういう形になされているのか。情報が入りませんので、どんな団体をお願いできるのかということがわからずにいます。昨年ほどの参加者があったのか、どのような団体だったら市長に来ていただけるのか、市民はわからないでいます。来年はもとの形に戻すのか、今年の形を続行するのか、あわせてお伺いいたします。

以上、3つの項目についてお尋ねいたします。

○副議長（田畑久吉君） 教育長 菊川茂男君。

[教育長 菊川茂男君 登壇]

○教育長（菊川茂男君） 近松議員の子どもたちの食生活をめぐる問題と健康状態についての質問にお答えいたします。今日における学校教育での食育に対する重要性につきましては、議員おっしゃるとおりでございます。子どもたちは豊かな人間性をはぐくみ、生きる力を身につけていくためには何よりも食が重要であります。食育は生きる上での基本であって、知育・徳育及び体育の基礎となるべきものと位置づけるとともに、さまざまな経験を通じて食に関する知識と食を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てる食育を推進することが求められております。児童・生徒の食生活に関する玉名市の小中学生のアンケート調査結果を見てみますと、朝食を毎日大体食べている子どもの割合は小学生の高学年で約95%、低学年で約97%、中学生では約94から95%でございました。これは全国平均に比べますとかなりいい結果が出ていると思っております。しかしながら玉名市内のある小学校の調査によりますと、朝食は御飯とふりかけ、おにぎり、菓子パンだけといった簡単な食事になっている面もあります。また食材についての調査で、好きな野菜を調査ところほとんどがキュウリ、ニンジン、トマト、キャベツなどの生野菜でありました。昔ながらのおふくろの味に使われておりますサトイモであるとかゴボウ、レンコンなどの野菜と答えた子どもは少なく、この事は食卓にこれらの食材が使われた料理が少ないことの裏返しであろうというふうに考えております。この調査結果から考えてみますと現代は飽食の時代と言われておりますが、おふくろの味がコンビニの味に変わってきていることや、栄養のバランスを考えた食事がいかに重要であるかと言えらると思えます。日々忙しい生活を送る中で人々は毎日の食の大切さを忘れがちになっていると思われまます。子どもたちの食生活においては偏食傾向による栄養の偏り、不規則な食事、孤食、肥満などの問題が生じております。昨年度玉名市内の児童・生徒の日常の生活習慣と健康状態について調査しました結果を見てみますと、「よく頭が痛くなる」、「よくおなかが痛くなる」の項目にお

いて、「当てはまる」と「やや当てはまる」の合計は小中学生で約4割から5割、「排便のリズムが崩れやすい」の項目においては、「よく当てはまる」、「やや当てはまる」の合計は小学生で5割から6割、中学生で4割から5割に上っております。このことから食生活の問題や日常生活のさまざまな問題が子どもたちの健康状態にいろいろな影を落としているのではないかと考えております。そのような意味から子どもたちの心身の成長、生涯を通じての健康保持増進を図る観点から、今後も食に関する指導を推進していくことが大切だと、このように考えております。

次に子どもだけでつくる「弁当の日」の取り組みについてお答えいたします。子どもだけでつくる「弁当の日」の実践校が最近注目をされてきております。この目的は子どもたちが弁当づくりを通して食の大切さや家族の大切さを学ぶことができるからであると考えております。現在、県下では城南町で試行されており、遠足の日、社会見学の日など年間で数日を選び行なわれております。学校給食をとめない、食中毒の時期を避けるなど定期的な実施には制限があるようでございます。小学校5、6年生で習う家庭科の目標にも「衣食住などに関する実践的、体験的な活動を通して、家庭生活への関心を高めるとともに日常生活に必要な基礎的な知識と技能を身につけ、家族の一員として生活を工夫しようとする実践的な態度を育てる」、こういうことが掲げられております。このことは家庭科で習ったことを活用して、家庭での実践を無理なく行なわれるようにしたり、家庭生活への関心を高めたり、あるいは家族の一員としての自覚を持って家族と協力をして家庭生活をより一層楽しく、よりよい生活を工夫しようとする実践的な態度や豊かな人間性を育てることをねらいとしております。そういった意味から「弁当の日」の取り組みは食育の一環として食材の選定から調理技術を体験し、学習することにより衛生管理であるとか食習慣の理解まで生活の基本を体得し、自己管理能力を養い、食への関心を高める上で意義のあることだと思っております。小学校高学年を対象とし、保護者、学校とも十分協議を行なった上で無理のない計画を立て、安全を第一に考えながら取り組む必要があると思っております。今後、校長会等でもこのような取り組みがあるというようなことを紹介し、「弁当の日」の取り組みについて検討をしてまいりたいと思っております。

続いて、学校図書館運営についてお答えいたします。本年度から各中学校と玉名町小学校、築山小学校、横島小学校にそれぞれ1名を、その他の小学校においては3校に1名の図書室補助員を配置いたしました。15名の補助員の方々には意欲的に図書室の仕事に頑張っていただいております。本年度、既に2回研修会を実施しましたが、その中で図書の分類の仕方であるとか、補助員としての実務内容の紹介、図書の修理の仕方等について研修を行ないました。またそれぞれの学校から図書室補助員の方々の活動状況を伺ってみますと、図書室の設営、図書の受け入れと配置、児童・生徒向けの図書の

紹介、読み聞かせ、図書委員会の活動支援等に積極的にかかわっていただいております。大変喜ばれております。実際、学校訪問等で図書室を見せていただいたり、図書室補助員の方をお話しをさせていただいておりますが、図書室が明るく本を読みたくなるような掲示物を張っていただいたり、先生が薦める図書をわかりやすく展示したり、担任の先生と連携しながら図書の貸し出しを促したり、未返却の図書を確実に返却させる等の取り組みが行なわれておりました。教育委員会といたしましても、図書室補助員の方々が子どもたちの読書活動に与える効果というものを考えたときに、ぜひ来年度以降も引き続きこの制度を堅持し、またあと3名を増員いたしますと3校に1名の配置が2校に1名の配置になり、読書活動の充実がさらに図られるものと考えておりますので、今後検討してまいりたいと思っております。また学校図書館の一般開放につきましては、学校図書館の主たる目的が、図書等を児童または生徒及び教職員の利用に供することによって学校の教育課程の展開に寄与するとともに、児童または生徒の健全な教養を育成することを目的としておりますので、まずはこれを優先させなければならないと考えております。一方学校図書館の一般開放は開かれた学校づくりや、学校を地域の文化の発信地というような視点からとらえますと議員のおっしゃることは貴重な御意見だと拝聴いたしております。しかし、授業で子どもたちが図書室を利用する時間と地域の方が来校された時間が重なったり、図書の貸し出し、返却をどのようにするか等、今後解決すべき課題もあると思います。学校の現状を踏まえながらこのことにつきましても今後検討をさせていただきたいとかように思っております。よろしく願い申し上げます。

○副議長（田畑久吉君） 総務部長 元田充洋君。

〔総務部長 元田充洋君 登壇〕

○総務部長（元田充洋君） 近松議員の市政懇談会についてお答え申し上げたいと思います。議員も御承知のとおり平成18年度におきましては、市内8カ所で中学校区を基本として開催し、それぞれの地域の課題と多数の提言をいただきました。近年、住民ニーズが多様化しまして、また多様な分野での市民活動が活発に行なわれております。そこで今年度は婦人会やPTAなどの公共的団体あるいは各種の地域コミュニティー団体、おおむね20名以上の団体を対象として市政懇談会を開催いたしております。御質問の実施状況及び評価であります。現在まで天水町輝く女性づくり協議会、横島地域協議会と同校区まちづくり委員会合同、玉名市PTA連絡協議会、さらに玉名市認定農業者を対象といたしまして4回開催いたしております。評価といたしましては、それぞれの団体の活動の状況あるいは課題、将来展望等についての率直な意見交換ができ、さらには市政の現状等についても参加者の皆様に直接御理解いただける貴重で有意義な機会となっております。今後の計画につきましては、9月26日に玉名マイバック推進連絡協議会との懇談会が決定いたしております。そのほかにも担当課への数

件の問い合わせがあっており、積極的に開催してまいる予定であります。次年度以降の計画につきましては、今後の状況も踏まえ今年度の評価を行ない、さらには地域での開催のあり方についても検討し、より効果的で意義ある市政懇談会となるよう検討を重ねてまいりたいと考えております。市民の皆様からの御意見を直接お聞きする貴重な機会ととらえておるところでございます。

○副議長（田畑久吉君） 7番、近松恵美子さん。

[7番 近松恵美子さん 登壇]

○7番（近松恵美子さん） 弁当の日の取り組みについては前向きに取り組んでくださるということですので、ぜひ1校でも取り組んでその取り組みが玉名市全域に広がることを願っています。

最近の子どもたちは集中力がないとか、いろんな問題が3月議会でも報告されましたが、メディアとのつき合い方にしても食育についてもどうも大人がもっと子どもの心に気持ちを寄せる、気にかける、時間を使うこと自体大事なんではないかと感じています。今や学校では子どものしつけもしくなくちゃいけないようになったという声が聞かれますけれども、本当に書庫のことからメディアとのつき合い方からいろんな課題があり、次から次へと大変なことと思いますけれども、その一つ一つの積み重ねがやはり子どもたちの生きる力をつける、そして基礎学力を高めるために役立つものと思っています。学校図書補助員については厳しい財政状況であることは私はわかっておりますが、市の予算の執行状況を見ておりますと、このくらいのお金が出ない状況ではないだろうというふうに感じております。私は先般委員会である事業の弁当代が高すぎはしないかということ指摘いたしました。たかが弁当代、何百円のこと細かいことと思われるかもしれませんが、私はたかが何百円でも何十食と計算した場合40万円、これが浮くとまた図書補助員をもう1人数カ月雇えるぞ、そういうふうな思いでいつも数字を見ております。関係各課もいろんな要求があるでしょうが、子どもたちのためなら10万円ぐらい減らしてもいい、そんな事業もあるんじゃないかと思っております。図書補助員についてなぜこれほど私が強く要望するかといいますと、以前訪問した学校図書館での子どもたちの姿が忘れられないからです。朝早く、先生が来る前に図書館の前で子どもたちが待っているんです。雨の日は図書館がいっぱいになるほど子どもたちが来ていました。ばらばら本をめくるだけの子もいます。それは教室で居場所がない子どもであることが多いそうです。頭痛とか腹痛などの症状がある子どもは保健室に行くが、その目立った症状がないけれども心が病んでいる子は図書館に行く。教室で居場所がなく、寡黙な子どもが図書館に来ると生き生きして表情が違う、こんな話も見聞きました。図書館では教室で見せない顔を出す。その情報を担任に伝えたところ、ちょっと気にかけてくださっただけで、子どもが見違えるほど元気になったという報告も聞きました。本

の楽しさをわかる子どもがふえてほしいという思いはもちろんですが、学校図書館は子どもたちのオアシスであり、そこで心が満たされることで本に親しむきっかけづくりにもなることでしょう。家庭でもお父さん、お母さんが子どもを愛情深く育てていてもおじいちゃんおばあちゃんの愛情というものはまた格別なものがあります。それと同じように担任の先生が一生懸命子どもたちを暖かいまなざしで見守ってくださっても、またちょっと離れた図書補助員の役割というものも大きなものがあると思います。この数年共働きが急速に増えてきています。そのせいかふれあいを求めている子どもが増えてきているという声を学校事務担当者、学童保育の指導者、福祉関係者からも聞きます。教室で見せる顔と家庭での顔、また図書館での顔もそれぞれ多少違うようです。また図書補助員の件は前向きに検討してくださるということです。本の貸し出し以外の役割が非常に多いんだということを強調しまして、ぜひ確保してくださるように強く要望しておきます。

市政懇談会の方は、今各種団体報告いただきましたが、やはりこの事は随時広報などで簡単でもいいですから、どのような団体との座談会があったというふうなことを懇談会があったということをぜひ公表していただきたいと思います。そのことによってだったらまちづくり委員会でも仲間を集めれば市長との懇談会ができるのかということ、その輪が広がってくるのではないかというふうに思います。ホームページ並びに広報紙で市民座談会の現状についての情報公開をお願いしまして、私の一般質問終わります。

○副議長（田畑久吉君） 以上で、近松恵美子さんの質問は終わりました。

23番 吉田喜徳君。

[23番 吉田喜徳君 登壇]

○23番（吉田喜徳君） 市長におかれましては、退院誠におめでとうございます。手術後の経過もよろしく病院における養生と申されますか、入院中にも国会議員の先生方はもとより潮谷知事はじめ県の政界の重鎮、その他知名士の方が訪問なされて大変だったとお聞きしますが、これも市長の人格と市長のやはり県政における実績の賜物だとこのように改めて感じる次第でございます。また昨日は国会に激震が走りましたけれども、自民党大会に県連から3名の代表が臨まれますが、そのことについても大なり小なり御相談があっているんじゃないかなあと、こういうふうにお察しいたしますとき、これからますます健康増進にも留意なされて、そして市政をダイナミックに担当していただきますこともあわせて御祈念申し上げ、お願い申し上げます。関係部長の誠意ある答弁をお願い申し上げます。どうぞよろしくお願いいたします。関係部長の誠意ある答弁をお願い申し上げます。

教育問題について、教職員評価制について、政府与党は約60年ぶりの教育基本法改正に続き、さきの通常国会では「伝統文化を重んじ、国を愛する心」、「公教育、道徳

倫理の涵養」など教育目標に掲げた学校教育法など、教育改革関連法を成立させ、戦後教育の転換を図る方針として、すなわち教育再生を大きな旗印として闘うはずの参院選は年金、政治と金、失言問題の三大エラーで自民党は大敗してしまいました。戦後の混乱や貧苦の中から責任政党政権政党として、国民とともに今日の世界の中の日本をつくりあげたその原動力となった自由民主党の参院選の敗戦は残念でなりません。しかし、教育再生の議論は再び脚光を浴び、また国の100年の大計として教育改革、教育再生は避けて通れない不可避的重要課題と信じます。昨日午後、「教育再生会議」は次期首相のもとでも再生会議の議論継続を強く求めております。教育の改革や改訂の波が今後も押し寄せますが、しかしこれを受け止め、対応していかなければならないと思いません。本市においても2学期制は全校において実施されますが、このあと学校評価制、学習指導要領の改訂、習熟度別クラス編成、土曜日活用、学校選択制、中高一貫、学制改革などこれらの諸問題が山積して次々とやってくるのであります。それにどう検討、取り組んでいかなければならないか、教育委員会とりわけ教育長、教育委員長の手腕とリーダーシップが問われることとなります。教育委員の先生方の一層の御活躍を期待してやみません。

さて本日の質問であります、2006年度から県内全小中学校に導入された教職員評価制度であります。この制度は年度当初にそれぞれの教師が自己目標を立て、年度末に校長が達成度を評価する、校長と協議しながら評価していく仕組みであります。評価制の状況についてお尋ねしたい。教師の自己目標設定はさまざまですが、その内容を一部紹介していただき、そして校長との協議状態、結果はどうであるのか、教師のいろいろな面での向上に役立っている状況をドキュメンタリータッチでいわゆるありのままの記録構成でお答えを願いたい。いわゆる結果公表をお願いしたいということでございます。

2、安全で安心して暮らせる社会（1）防災用品の備えについて。これは平たく言って、あってはならない、被害を受けてはならないことですが、いざというときに備えてバッグ、昔流に言えばリックサックでありますけれども、その中に最低必需品を整えておく、またテレビや家具の転倒防止対策を日頃からやっておこうということについての行政の取り組みを促し、またお願いする質問であります。先般私は、2学期制導入について東京の江東区を訪問した際、玉名市や周辺の自治体にあまり聞かない、また設置されていない江東区の防災課、防災課も訪ねてみました。その防災課ではA) 避難セット、防災用品20といわゆるバッグ入れて21セット。B) 緊急避難用品、防災頭巾やヘルメットなどですね。それからC) 防災対策用品、家具転倒防止板などですね。D) 保存食糧・保存水、アルファ米セット、これは5年もの。今長く保存できるようであります。など。E) その他、パワーコンロ、家庭用組み立て式簡易トイレなどを

本庁舎の江東区の庁舎の正面入り口にケースに入れて展示してあります。市民の自覚と備えに対し、アピールしてありました。非常用持ち出し用品20点とバッグ付が市販の定価が8,715円を市の価格として6,120円、2,000円前後か格安さですね、市民に斡旋しておるといってごさいます。東京は関東大震災の苦い経験があるので、このことが行政の主導で案外普及しているようですが、商品を防災商品を家庭で備え付けておくとかですね。今申したようなことが案外普及しているということですが、玉名市はまさかまさかと思ひ込み、行政も市民の防災用品や用具に対し、関心がそう高くないんじゃないか、薄いのではないかと思われませんが、どうなのでしょう。将来江東区のような試みを考案してみられたらいかがでしょうか。(2) 下水道施設について。本年7月15日、午後8時よりNHK総合テレビで劣化する地下インフラという番組がありました。福岡市下水道課のその取り組みについての報道を見て、8月1日福岡市下水道局管理部保全課を訪問し、主に下水管や再生水管の維持管理全般について研修しました。テレビを見ていて、また研修中話を聞いていて、一番関心を高めたのが下水管渠のことであります。これは下水管が老朽化して土や雨水が流れ込み、道路や管渠周辺が陥没し、甚大な被害をもたらすということでもあります。現に福岡市ではそれが発生しているということでもありました。旧玉名市では下水道浄化センター、つまり終末処理場の建設構想がいわゆる下水道事業が発表され、当時の与野党が激突し傍聴席も超満員で議会は波乱万丈でありました。昭和45年から50年前半の頃であります。1期目の私にとってその議会の様相はあまりにもインパクトが大きく、今でも鮮明に蘇るため、この問題が気にかかっている次第であります。1、浄化センター終末処理場の老朽化対策と改築計画について。2、古い管渠の年数、最初に管渠の整備がなされたのはいつ頃であったのか、何年経っているのか。こういうことについてであります。3、当時の材料と今の材質と申しますか、それはどのようなものになっているか。4、管渠の調査実施等について伺いたいと思います。

○副議長（田畑久吉君） 教育長 菊川茂男君。

[教育長 菊川茂男君 登壇]

○教育長（菊川茂男君） 吉田議員の教職員評価制度についての質問にお答えいたします。教職員人事評価制度は、常勤で勤務する県立学校教職員及び市町村立学校の県費負担教職員に対して、平成18年度から行なわれている評価制度であります。これには自己評価制度と評価者評価制度があり、その目的は学校全体の教育力を向上させるとともに学校組織の活性化を図るため、それを支える教職員一人一人の資質を向上させることにあります。自己評価制度におきましては、校長が立てた学校教育目標を基本的な方向として、教職員が年度の行動目標を決め、年度末にどれくらい達成できたかを自己点検する中で目標設定から実施、チェックの段階で校長による指導助言等が行なわれ、教職

員の資質の向上が図られるという仕組みであります。自己評価におきましては、毎年4月から翌年3月までの学校年度にあわせて設定いたします。まず教職員は4月に自己評価シートに自己目標を記入し、教頭に提出をいたします。その主な内容は職務により若干異なりますが、教諭の場合評価項目は「学習指導」「児童・生徒指導」「校務分掌ほか」となっております。それぞれのさらに現状・目標・具体的な手立てと分かれており、自己評価・面談者評価の欄が設けられております。これを受け取った教頭は、必要に応じて自己目標等の修正、指示等を行なった上で、校長に提出をいたします。各教職員は、これをもとに6月末までに校長との面談を経て、自己目標を決定いたします。この自己評価シートの原本は校長が保管し、各教職員はその写しをとっておいて、自己の目標達成を目指して、その職務にあたっていくというようなことをしております。教職員の掲げた自己目標の主なものとしては、例えば話し方や聞き方のスキル指導を重点的に行ない、一人一人が自分の考えや意見が表現できるようにする。基礎基本を大切にし、一人一人の理解の状況をとらえたわかりやすい授業に努める。教職員と協力体制を大切にしながら、保健室経営を行なう等々、自己の職務内容に照らし、日々の職務に密接に関連した目標を掲げております。教職員からは、自己の目標を具体的に設定することで取り組みがしやすくなったなどの意見を伺っております。校長は、教職員のこのような自己目標をとらえ、指導・助言を繰り返しながら個々の教職員の資質向上に努めます。それぞれの教職員は、2月1日を基準日として、自己評価シートに目標達成状況をA B C Dの4段階による評価と記述による評価を作成し押印後、教頭を経由して校長に提出をいたします。校長は、面談者評価欄に4段階で評価を記入し、3月末までに育成面談を実施します。この自己評価シートは、開示を希望する教職員には評価結果を口頭で伝えたり、評価シートを提示するなどして本人に対して開示がなされます。一方、評価者評価制度につきましては、11月1日を基準日として教頭が1次評価を行ない、評価者評価シートを校長に提出し、校長が2次評価を行ないます。この評価者評価は、学校職員として求めたい職務行動をその職種に応じてレベルごとに示しています。教諭においては「学習指導」「児童・生徒指導」「校務分掌ほか」において、それぞれ4段階で示されております。まず教頭は各項目に対して、0、1、2、3の4段階で評価をし、その後校長は教頭と同じく4段階の評価を行なった後、所見や今後の育成方針等を記入いたします。校長の育成方針の記入の例をあげてみますと、教職員の気持ちをよくつかみ、誠意を持って指導するが厳しさに欠け、成果が挙げられないことがある。厳しさを育成していきたい。これは教頭に対してでございます。あるいは今後各主任等を経験させ、学校の中核となるよう育てていきたいなどが記載されております。この結果につきましては、開示はされませんが、助言すべき事柄については、年度末の育成面談の機会等を通じて、フィードバックしていきます。自己評価・評価者評価のいずれも校長

が取りまとめたあと、市町村教育委員会を通じて県の教育委員会に提出するように定められております。教育委員会といたしましても、県教育委員会との連携を図りながら人事評価制度が先生方の資質の向上、学校教育の活性化につながり、ひいては一人一人の子ども達への教育が充実していきますように、今後も引き続き校長等へ指導、助言を行なってまいりたいと考えております。以上でございます。

○副議長（田畑久吉君） 総務部長 元田充洋君。

[総務部長 元田充洋君 登壇]

○総務部長（元田充洋君） 吉田議員の防災用品の備えについての御質問にお答えいたします。現在玉名市の防災用品の備えに対する啓発活動につきましては、毎年水害が予想される6月・9月の2回にわたり御承知のとおり広報紙に災害全般に対する普段の心構えとして非常食・飲料水・懐中電気や携帯ラジオ等の防災用品の備えに対する広報活動を行なっているところでございます。また行政側の備えにつきましては、平成15年7月熊本県市長会と熊本県町村会におきまして、市町村相互間の応援に関し協定を締結いたしております。食糧、飲料水及び生活必需物資並びにその他供給に必要な資機材の提供、被害者の救護・救助・医療・防疫・施設の応急復旧等の活動に必要な資材及び物資の提供など、相互に応援を行なうこととしているところでございます。玉名市独自といたしましては、平成19年4月に大手飲料水メーカー3社と災害時における物資提供に関する協定の締結を行ない、災害時の災害対応型自動販売機の無償提供や飲料水などの優先的搬入などの確保を行なっているところでございます。今後は、さらに市民に対し、幅広く災害に対する平常時の心構えを促すため、議員御指摘の防災21品目などを行政機関などに展示し、日頃より災害に対する市民の自覚を高めて、災害時において被害が最小限になるよう努めてまいりたいと考えております。また防災品目の購入価格につきましても、市の斡旋等検討してみたいと思いますので、議員の御理解のほどよろしくお願い申し上げます。

○副議長（田畑久吉君） 企業局長 中原早人君。

[企業局長 中原早人君 登壇]

○企業局長（中原早人君） 吉田議員の下水道施設についての御質問にお答えいたします。玉名市浄化センターは、玉名市公共下水道事業の根幹的施設として昭和56年供用開始したところでございます。現在25年を経過しております。当初設置しました電気・機械設備のほとんどが耐用年数を経過しており、老朽化による機能低下が懸念されるため、平成16年度から改築更新事業に着手しました。事業期間は、平成30年までの15カ年を計画しており、総事業費は約39億7,000万円です。これまで汚泥処理設備を一部終了し、現在水処理設備の一部を施工中であります。また来年度から平成24年度までの第2期計画としまして、沈砂池設備や監視制御設備等の改築更新を予定

しております。次に管渠の埋設年数と材質につきましてでございますが、最も古い管渠で34年を経過しております。材質につきましては遠心力鉄筋コンクリート管と硬質塩化ビニール管を多く使用しております。管渠の調査実施についてでございますが、本市公共下水道事業の管渠の総延長は平成18年度末現在で221.5キロメートルでこれまで下水管渠の破損等による道路陥没事故は発生しておりませんが、劣化が懸念される箇所を中心としまして、巡視点検を行っております。今後も下水道管渠の破損等による事故防止には万全を期す所存でございます。

○副議長（田畑久吉君） 23番 吉田喜徳君。

[23番 吉田喜徳君 登壇]

○23番（吉田喜徳君） 教職員評価制でありますけれども、よくわかりました。これもお説のとおりやはり教師の資質向上、これは学校現場というか教育現場だけじゃなくて、いろんな意味の教師の資質向上もまた叫ばれるようになったのであります。残念ながら学校現場と違いますけれども、昨今マスコミをちょっとにぎわせたのが校長先生の飲酒運転の問題とか、あるいは教師の窃盗事件の問題とか、そういう意味のこともです。大変憂慮されることではないでしょうか。また本日の朝刊に、指導力不足教員450人と、熊本県はわずか10名足らずでありましたけれども、玉名市にあってもそんな指導力不足教員がいるとは言えませんけれども、一番問題になるのが採用されて1年間の条件つき採用です。これに触れて正式採用とならなかった人が2,900その程度おられるということで、大変だなあと思いました。このことにおいても新任教員です。指導も大切じゃなかろうかと思う次第でございます。

防災用品については、いざという時にリックサックをぱっと持って、さっと避難できると、まあこういうのが想定されますが、そういうような心構えを言っているわけがあります。玉名市は地震にあってはある程度強い地域だということに聞いておりますけれども、活性断層ですか、そういうのはあまりないということに聞いておりますが、備えあって憂いなしという言葉もございます。さらなる行政当局の市民に対するアピールをお願いをしたいとこのように思います。

この下水のことですけれども、下水管渠、一番弱いところは温泉地帯とこのように聞きました。玉名市も温泉地帯があるわけでございますが、そういった特殊の場所が非常に管がですね、腐敗していくのは進行が早いと、そこにおいていろんなものが流れ込んで最後には道路が陥没していくと、通行中に陥没したという事例もあるそうでございます。大変危険だなあと感じました次第でございます。34年経っているということでございますが、私どもも下水道の恩恵には、恩恵を受けているわけでございますけれども、そういうのがそろそろこの特に中心地であります玉名町小校区における水管の調査をこれからもいろんな最新の機械をですね、駆使されて調査をお願いしたい

と思います。

次に移りたいと思います。各種補助金について、市長初め執行部におきましては各施策や行政の均一化、統一化、調整等について大変だなあと察しますが、これも避けて通れないこと、旧1市3町の住民の市民の皆さん、また各種団体にとって喜ぶことばかりで、合併がですね、喜ぶことばかりじゃなく、悲喜こもごもといいたいでしょうか、一喜一憂というところではないでしょうか。つまり、いよいよ市長初め執行部におかれましては、各種補助金の調整が課題だととらえておられるのではないかなあと、市民は察知していると思います。その作業、調整を取りかかって、既にとりかかっておられるとすれば、またとりかかれるならば、どういう基準というか手順、方策、どういう考えでですね、この補助金問題に手をつけられていられるのか、その辺をお尋ねしたいわけでございます。また各種補助金が議会の総務、産業経済、建設の所管にかかわることについてのその補助金ですね、一般財源の市の単独補助金です。県とか国とか、いろいろ4分の1とか3分の1とかそういうような間違った補助金じゃなくて、市が単独に補助している補助金の額について3委員会についてお伺いしたいと思います。文教厚生委員会の関係だけでもですね、1億7,000万円、1億7,593万円ですか、単独ですね、あるわけですがけれども、先ほどお尋ねしたことをお願いを申し上げたいと思います。

企業誘致、これ外国企業について、このことについて前回6月議会で提言しておりましたので、その後調査が進んだものと受け止め、質問いたしたいと思います。答弁がありませんでしたが、時間ということで私は判断いたしまして、その御答弁漏れに対する質問はいたしませんでしたから、今回改めて質問をお願いするわけでございます。自民党が発行した政府の施策集の中に、4. 交流（外国企業の誘致）事業名、外国企業誘致地域支援事業等とあります。自民党が発行したですから、政府が決定した事柄でございます。ただ発表したのは自民党で発表した。それをみたのでございます。対象者は地域の特長を生かし、戦略的に外国企業誘致活動を行なう自治体等というのがあります。対象となる事業は外国企業誘致活動は、自治体からの提案公募による採択制でありまして、その内容は経済産業省から委託を受けた民間団体等が採択地域に対して、1) 発掘事業、招へい対象となる海外の企業を具体的に絞り込むため、主に海外において対日投資に関心のある外国企業発掘地域に対して情報提供等を行なう。招へい事業、2番がですね。地域の投資環境について、効果的な情報発信が行なえるよう外国企業の幹部等の招へいやビジネスマッチングの開催等の誘致活動を支援する。3番、立ち上げ支援事業、進出予定の外国企業の定着を円滑に進めるため、起業をサポートする弁護士等の専門家の派遣等を行なう。ひっくり返せばですね、外国企業を誘致できるのかできないのか、本市が適地であるのかないのか、あるいは誘致するとすればどんな援助があるのか。あるいはその後どういうふうにですね、それを見守ってもらえるのかとかいう、

いわゆる調査全般にわたっての誘致活動でありますから、これ誘致するしないと絞って、これやるわけでございまして、そういう今申し上げたようなことの調査の補助というかですね、推進というかそういうのが国がやっているわけでございます。その後、何と申しますか、担当課においては多少調査も進んでいるように聞きますので、御答弁をお願いしたいと思います。

○副議長（田畑久吉君） 総務部長 元田充洋君。

[総務部長 元田充洋君 登壇]

○総務部長（元田充洋君） 吉田議員の各種補助金につきましてお答え申し上げたいと思います。まず、平成19年度一般会計当初予算の市単独補助金の総額は約14億7,000万円となっております。これを議会各委員会別に分けてみますと、総務委員会は約1億4,900万円、建設委員会は企業会計への補助金を含めまして約9億5,600万円、産業経済委員会は1億8,900万円、文教厚生委員会は先ほど吉田議員もお触れされましたが1億7,600万円となっております。次に補助金の調整ということにつきまして、現在の補助金において、いくつかの問題点があると感じております。まず、同様の活動規模や内容であっても補助金額に大きな差があること。次に団体の活動内容や事業補助の効果検証が不十分なまま慣例的に毎年度予算化している補助金が多額にのぼり、新しい事業や団体への支援が財政的に困難な状況になっていることなどが挙げられるかと思えます。これらの問題点につきまして、本年度中に見直し案の策定を行ない、効果が高く効率性のよい内容のものにしていきたいというふうに考えておるところでございます。なお、この見直し案の策定に関しましては、意見を反映させるために市民9名で構成いたします検討会を設置することにいたしております。また見直し案の策定手順につきましては問題点の洗い出しと、その解決方法を探っていくという作業になるものと考えております。補助金の見直しにつきましては、多くの市民の皆様の関心の高い事柄でもありますので、見直し案策定の進捗状況や見直しの方向などについて市のホームページなどにより情報提供を行ない、透明性を確保しながら取り組んでまいりたいというふうに考えております。

○副議長（田畑久吉君） 産業経済部長 望月一晴君。

[産業経済部長 望月一晴君 登壇]

○産業経済部長（望月一晴君） 外国企業の誘致についてお答えいたします。議員のお話の経済産業省が支援します、「外国企業誘致地域支援事業」のことは聞き及んでおりましたが、本市といたしましては国内の企業の誘致を優先しておりましたので、外国企業の誘致については深く検討していなかったのが現況であります。議員より御提言がありましたので調査いたしましたところ、熊本県には地勢的優位性、豊富な人材等を要因に半導体関連企業が多く立地していることから、高度な技術力を持つ半導体関連の外国

企業の誘致を積極的に進めることにより、一層国際競争力のある半導体集積地域となることを目的に、平成19年度事業として外国企業誘致地域支援事業に熊本県が応募し、この7月に事業採択されております。この事業は熊本県全域を対象としており、今月には早速「半導体企業誘致の可能性」というフォーラムが開催されておりまして、担当職員を出席させた次第でございます。このようなことから本市の県より情報を提供していただき、外国企業の誘致にも目を向けていきたいというふうに思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○副議長（田畑久吉君） 23番 吉田喜徳君。

[23番 吉田喜徳君 登壇]

○23番（吉田喜徳君） 国内企業がなかなか難しいと、もちろん外国企業も難しいでありますが、調査をですね、する段階のことでございますので、できないはその後にまた考えていかればいけないかと思うわけでございます。補助金の問題については、どの補助金も大切な大切な活動に対してですね、項目ばかりでありますけれども、特に私がここで2つの点について関心を持っておりますので述べてみたいと思ひます。各種イベント、祭り等補助金、これは各地域地域の活性化に大いに貢献しているわけでございます。私が今から述べることを念頭に置いて、再質問じゃありませんけど、置いてお願ひをしたいと思います。一つ例をあげますれば、少し我田引水な言い方ではございますが、私の地元である西部商店街、ザ夜市というのが毎年もう18年、20年になるわけございまして、3,000ないし4,000名といわれるほどのですね、群集の人が集まって最近大変盛んであります。各地においてもそういうイベントがここに13補助金がイベントに祭りに対してありますけれどもですね、やってそれぞれ地域地域の特性を生かして活気ついている地域の活性化にですね、貢献しているんじゃないかなあと、このように察します。このことをまず念頭に置いていただきたいと思ひます。

次に私学振興の意味から本日は玉名女子高校、専修大学玉名高校の高等学校のことについて、例を例示しながら申し上げてみたいと思ひます。もちろん学校法人でありますので、幼稚園その他もこれに含まれております。10款の19節単独の補助金ですね、市単独の補助金のことでございます。毎年私学振興大会というのがありまして、私学振興の3つの大きなですね、振興策の目的は1つにはですね、私学振興財団等によりやはり国の県を通しての補助金、2つ目にはその学校、私学学校がですね、どういう特長があるだろうか、野球にしてもあるいは吹奏楽にしてもそういう地域に対してどういうふうな活性化をしていくであろうというそういうような貢献度、こういうのが第2番目です。3つ目にですね、公立高校との是正ですね、公立高校との是正、いわゆる校納金の格差を縮めよう、縮めてもらわなきゃならないと、こういうようなこと。この3大

目標が私学振興の最たるものでございます。ちなみに現在県下22校、私学でございます。そしてその中で生徒数は1万5,717名、現在、全国で私学高等学校は1,322校101万人ほどの生徒があります。こういうようなことの観点からいわゆる教育委員会に關係する私学振興のための補助金がわずかでありますけれども、ありがたいことと思っておりますが、計上されて当初予算に計上されております。今のような状況に鑑みてどうか、その点も念頭に置きながら私学振興に対する学校法人に対する見直しの点も考慮していただければありがたいなあとこういうふう思うわけでございます。

以上をもちまして、終わりたいと思っております。

○副議長（田畑久吉君） 以上で、吉田喜徳君の質問は終わりました。

議事の都合により、暫時休憩いたします。

午後 2時17分 休憩

午後 2時30分 開議

○副議長（田畑久吉君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

13番 内田靖信君。

[13番 内田靖信君 登壇]

○13番（内田靖信君） 13番内田です。ローカルマニフェストについて一般質問を行ないます。去る7月29日に執行されました参議院議員選挙において各政党が年金改革、子育て支援策、小児科・産科などの医師不足対策や農業政策、さらに最低賃金など国政でかかる重要課題について数値目標や財源、期限を盛り込んだマニフェストを発表し、国民の審判を仰いだところです。残念なことにその結果は与野党逆転になり、ひいては先日の安倍総理の辞任表明にいたったものと考えております。また4月の統一選挙におきましても公職選挙法の改正により、A4版1枚という制限はありますもののマニフェストの配布が解禁となりました。全国の多くの自治体の市町村の選挙においてマニフェストが掲げられて選挙戦が展開をされたところです。その公職選挙法が定めるローカルマニフェストは、A4版のビラ形式で発行枚数が市長選が1万6,000枚、町村長選が500枚の上限となっており、公示期間中に新聞折り込みや選挙事務所あるいは個人演説会で配布することができるとされております。そのマニフェスト作成費用は各自治体が公費負担の条例を制定することにより、それぞれの自治体で負担することができるようになったところです。従来も選挙公約が選挙広報として全世帯に配布をされておりますが、政策についての数値目標や財源また期限の根拠がほとんど盛り込まれておらず、各候補者の公約を比較する判断材料にも乏しく、またマニフェストにおいて数値や財源、期限などを公表することにより公約が議会や市民からも検証することが容易になるものと考えております。既に今回4月の統一選挙において全国的に

は約7割の自治体が公費負担の条例を制定をしているようですが、一部の自治体ではローカルマニフェストの公費負担を財政面や選挙広報の発行による二重負担などにより見送るところもあるようです。今後は資金力の有無に関わらず政策を重視する上からも、また候補者が掲げた具体的な数値目標を検証し、その実行力を推し量る上からも負担条例制定の必要性が増すものと考えておりますが、どのような見解を持っておられますのかお尋ねを申し上げます。

○副議長（田畑久吉君） 総務部長 元田充洋君。

[総務部長 元田充洋君 登壇]

○総務部長（元田充洋君） 内田議員のローカルマニフェストについての御質問にお答えいたします。公職選挙法の一部改正によりまして、平成19年3月22日から地方公共団体の長である知事及び市町村長の選挙において、候補者の政策等を有権者が知る機会を拡充するため、候補者が選挙運動のために使用するビラを頒布することができるようになりました。いわゆるローカルマニフェストの頒布解禁を求める各方面からの声に応える形で実現したものでございます。このビラに候補者が考えた当該地域の目指す姿を掲げ、その実現のために「政策目標」「財源」「達成期限」について数値目標を含めて具体的に説明してローカルマニフェストが作成されるものでございます。ビラの具体的内容について御説明申し上げます。まず選挙運動用ビラの種類及び枚数につきましては、公職の候補者一人について当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会に届け出たもの2種類以内で、市長選挙の場合は1万6,000枚と限られております。頒布の方法といたしましては、通常的一般紙における新聞折り込みの方法、選挙事務所内において選挙運動用ビラを頒布する方法、個人演説会の会場内において頒布する方法及び街頭演説の場所における頒布の方法がございまして、ビラの形態といたしましては、広さはA4版以内のビラの表面に頒布責任者、印刷者の氏名及び住所を記載し、両面に印刷、色刷りすることも可能でございます。ただしビラは当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会の定めるところにより、当該選挙に関する選挙管理委員会の交付する証紙を貼らなければ頒布することはできません。またビラの作成費用につきましては、公費でも私費でも作成することはできます。議員御質問のローカルマニフェストにして作成するビラの公費作成につきましては、県下の各市ではございませんが、熊本県選挙管理委員会が来年春任期満了による県知事選挙から選挙用ビラにつきまして検討、準備をされているようでございます。本市におきましてもローカルマニフェストの効果や条例の整備等を総合的に勘案いたしまして各市の状況等も踏まえ、今後十分に検討してまいりたいと思っておりますので、御理解のほどよろしくお願い申し上げます。

○副議長（田畑久吉君） 13番 内田靖信君。

[13番 内田靖信君 登壇]

○13番（内田靖信君） 次の玉名市の選挙は約2年後の平成21年10月中には執行されるものと考えております。経費としてはそれほど多くの財源を要するものでもなく、また公営選挙の度合いが高まるほどそれに比較して民主主義の成熟度も高まるものと言われております。できるだけ早い時期に熊本県をはじめそれぞれの自治体の動向を調査され、また執行部において検証、検討され、前向きな対応を要望いたしまして、私の一般質問といたします。

○副議長（田畑久吉君） 以上で、内田靖信君の質問は終わりました。

1番 萩原雄治君。

[1番 萩原雄治君 登壇]

○1番（萩原雄治君） こんにちは。有明クラブの萩原雄治です。まずもって島津勇典玉名市長御退院誠におめでとうございます。これからも御健康に十分留意されて玉名市民のため、御公務に御務めくださるようお願いいたします。それから、私は昨年6月定例議会のときの一般質問で海外視察に行くときは、子どもたちを同行して子どもたちの友好交流が必要だと質問しました。早速、今年のアメリクラリンダ市訪問には中学生3名と顧問の先生1名を同行されましたことに感謝申し上げます。

それでは通告に従いまして一般質問を始めます。今回の一般質問は3月定例議会のときに一般質問をしました1「高瀬裏川の花しょうぶの管理について」、2「城北地区における病院建設について」の2点の続きと3「後期高齢者医療制度について」、4「観光都市玉名について」です。

まず1つ目の高瀬裏川の花しょうぶの管理については6月議会の時には結果がまだわかっていなかったのが遅くなりましたが、今議会の質問となりました。私は今年初めてリバーサイド商店会の代表として玉名市観光客誘致キャンペーンに参加しました。1回目が4月26日から27日の1泊2日で鹿児島に行きました。鹿児島駅や天文館でチラシ配りや新聞社、旅行代理店の訪問をいたしました。新幹線の部分開業で観光客が増えて活気のある町に変貌しつつあると感じました。2回目は5月7日から8日の1泊2日で宮崎に行きました。宮崎駅や中心商店街でチラシを配り、新聞社の訪問、FMラジオの生出演を体験しました。東国原知事のおかげで物産館の売り上げはうなぎのぼり、観光客もふえているそうです。私の報告はここまでにして、7月17日木曜日「しょうぶの会反省会議」が玉名商工会館5階で行なわれました。また7月19日木曜日「玉名市観光客誘致キャンペーン反省会議」も同会館で行なわれました。玉名市観光客誘致キャンペーン反省会議には、産業経済委員会委員の方々が出席されていますので、おわかりのことと思いますが、どちらの反省会もやはり最後には今年の花しょうぶのできが悪く、管理はどうなっているのかの質問になっていました。現在、建設部都市計画課が管理していますが、毎年、花しょうぶの株分けについては入札を行ない、違う業者

が落札しています。本来、市の職員は花の専門家ではありませんし、また毎年違う業者が入札金額の中で株分けをやっていくのは無理があるのではないかと思います。そこで私の提案であります、花しょうぶの株分け及び育成管理はすべて民間委託やNPO団体をお願いするか、指定管理者制度に移行するかなどに考えたらどうでしょうか。執行部の御意見をお聞かせください。

次に城北地区における病院建設についてです。今年の3月定例議会においては、城北地区における公設民営の救急病院の必要性を質問したと思います。その後も熊日新聞では、病院についての記事が連日のように掲載されています。5月13日から連載で「医療過疎－地方から」と題して5回の特集が組まれていました。1回目、熊本大学医学部を安田公寛天草市長と市議が産婦人科の常勤医師を引き上げる理由や経緯について大学側から話を聞くために訪れています。2回目、上益城郡山都町の矢部広域病院が38年続けた緊急告示病院の看板をおろした。半数が熊本市へ。3回目が荒尾市民病院は医師引き上げで常勤小児科医が不在となり、荒尾市医師会が当番医制度で担っている。4回目、上天草市龍ヶ岳町樋島の渡し船に乗客5人が乗り込み、上天草総合病院へ。開業医がない同町はこの病院に診療科目がなくなれば、八代か熊本に行かなければならない。5回目、山鹿市立病院は昨年4月には7人いた内科医が3人になり外科医がカバーしている。今度は外科医がきしむ等の内容であります。また6月16日玉名郡市医師会主催で厚生労働省政局技官をお招きし、「今後の地域医療のあり方について」と題して、講演がありました。さらに熊日新聞7月1日、日曜版に全国で救急病院が大阪府を除いて46都道府県で3,838になり、142減った。熊本は67で6の減少とあります。日本経済新聞7月24日には公立病院改革と題して、現在公立病院は1,000カ所あり病院全体の1割を占める。全国の自治体病院は計5,000億の助成金をしているが、それでも3分の2は赤字で、地方財政の圧迫要因になっている。さらに6月に成立した地方財政健全化法では2008年度決算から病院などを含めた連結決算で自治体財政を把握するため、公立病院の経営改善は急務となっている。とあります。つい最近の熊日新聞8月25日土曜日版には「地域医療の危機」と題して、県保険医協会長の吉住真さんと県難病相談・支援センター所長の陶山えつ子さんの意見が大きく載っていました。ほかに読者からとして小国町の主婦からの意見もありました。このように全国的に病院問題は市民にとって最大の関心事であり、安心して生活するためには必要不可欠な問題であります。前回の続きになりますが、島津市長も今回、大病とその治療を経験されたわけですが、このような高次の医療が県北で行なわれれば、地域住民にとって大きな福音になると市長自らが証明されたように思います。地方の公立病院をただ整備しようとしても住民が安心して生活する程度の高次の医療を提供するためには人口20万人以上の県北3市5町で支えるようなある程度大きな財政基盤がないと設置できない

と考えます。島津市長におかれては、既存の公立玉名中央病院の改革で地域医療の危機を一応クリアしようと考えられているようですが、医師が集まってくるような病院にすぐなるわけではないと考えますので、抜本的な地域医療を構築することが重要であると考えます。今、玉名郡市医師会では、県北に公設民営の救急救命を含む急性期型病院設置の考えを提言されております。地域の医師会が地域内医療完結を目指して、地域医療の危機を解決するための提言をすることは全国的にもあまりないことだと聞いています。公立玉名中央病院の改革も重要であると考えますが、大きな視野に立って公設民営の救急救命を含む急性期型病院建設に対する御意見をお願いいたします。

○副議長（田畑久吉君） 建設部長 取本一則君。

[建設部長 取本一則君 登壇]

○建設部長（取本一則君） 萩原議員の御質問にお答えをいたします。昨年の6月議会では、作本議員が花の管理並びに植栽方法など、今年の3月議会では萩原議員がしょうぶ期間中に手入れのできる方に任せはできないかなど、また6月議会では田島議員よりしょうぶの咲きが悪く観光に来られた方々に残念な思いを与えたなど、それぞれの御質問にて御指摘をいただいたところでございます。これらの質問に対し、開花不良の原因究明、株分けの時期や花の色分け、新品種の導入等専門家からの意見を聞きながら菖蒲園の再生に努めるとお答えをしたところでございます。市といたしましては、このことを真摯に受け止め、花しょうぶの先進地であります宮崎県宮崎市や静岡県掛川市などと意見交換、情報収集を図りながら今回、改善策として次のことを試みております。1つとして株分け時期を10月から7月に行なうことにより、活着を早め健全な新芽の育成を促進させ、立派な花芽ができるように時期を変更いたしました。2つ目といたしまして株分けを早めに行なうことで、施肥の回数を増やし肥料を根から吸収しやすくするように5ないし6回分けて行なうようにいたしております。3つ目といたしまして景観の向上のために裏川のしょうぶの品種や花の色及び開花時期などを調査し、それをもとに新品種の株を購入いたしております。以上の改善策を図り、来年は美しい花が咲くように日常管理に力を入れてまいっております。今回、萩原議員より株分け業務委託の業者選定方法や株分け業務を含む、裏川菖蒲園全体の管理を年間委託へ移行してはとの御提案をいただきました。議員御承知のようにこの指定管理者制度は、民間の能力を活用しつつ、住民サービスの向上を図り、経費の縮減などを図ることを目的といたしております。本市では有料施設から無料施設まで段階的に取り組んでおりますので、裏川水際緑地においても制度導入は不可能ではないものと考えております。しかし指定管理者委託や民間委託などを活用した年間委託は地元の理解が不可欠であります。高瀬裏川筋を愛する会をはじめとする関係団体や高瀬裏川花しょうぶまつりの関係者等の意見を十分に拝聴しながら漸進するよう検討を重ねてまいりたいと考えております。萩原議員の御理

解御協力をよろしくお願いを申し上げます。

○副議長（田畑久吉君） 市長 島津勇典君。

〔市長 島津勇典君 登壇〕

○市長（島津勇典君） 今議会何人もの議員の皆様から私の健康状態について触れていただき、大変恐縮をいたしております。開会日に全員協議会に出させていただきますので、あいさつをさせていただきますんですが、その後えらい私は家内からも怒られまして、病気をなめていると、自業自得だというふうに言われましたが、正直に申し上げてですね、正直に申し上げて、あんまり調子がよすぎまして、ただこの13日、14日私も意識しておったんですが、数日前から血の気は少ない方じゃないと思っておったんですが、少々足りなくなりまして苦勞いたしております。ただ自分の体ですから調子に乗らんでしっかり体制を整えなおして、先般申し上げましたように市政の重要課題に取り組んでまいりつもりでございますので、どうぞよろしくお願いをいたします。

萩原議員から城北地区における公設民営型病院の構想についてどう感じるか、前にもこれ同じ議論がありましたね。簡単に言えば公設民営型というのは、市町村が金を出してくれと、そして病院をつくってくれと、そすと運営は私どもの方でやりますからと、こういう話なんでしょうね。それができれば非常にいいでしょうね。100億以上の金がかかるんだろうと思いますが、率直に申し上げて私はこの構想は非常に考え方として立派だと思いますし、地域医療のひとつのあるべき姿を示していると思います。そういう意味では提言された方々に敬意を表したいと思いますが、ただ今我々が現実の問題としてとらえなきゃならんことは、まず官が成功する、公が先行して行って成功した例というのはないということがひとつ言えると思います。同時に各市町村の現在の財政状況等の中から、各市町村がそれだけの大きな金を拠出するということを納得するかどうか、もう1つは大きな問題はそれそうやって病院をつくったからといって、その病院は必ず儲かりますよと、運営上心配いりませんよと、そういうスタイルになるのかどうか。今、私どもに突きつけられている極めて重要な問題は公立中央病院の問題です。私は組合長として非常に心配をいたしております。それにとらわれておると年々くたびれで前に向かった対応ができないじゃないかというのが、まあ萩原議員の趣旨ではないかと思っております。しかし現実の問題として、私は評論家じゃないわけですから、現実の問題として今職員300人を抱えている玉名中央病院。放ったらかすわけいかんじゃないですか。これどうするんですか。何とか組合議会の皆さんも御一緒です。一緒になってそして赤字幅を小さくして黒字にいきなりというわけにはいかんでしょうから、赤字幅を小さくしてですね、この玉名中央病院が私どもの地域の基幹的病院としての役割をぎりぎり果たせるように取り組んでいかなければならんのが、今私どもに課せられた責任ではないかなと、この時点で私は思っております。同時に今荒尾でありますとか玉名です

とか菊水ですとか山鹿ですとか、それぞれの地域が持っておりますが、公立病院を持っておりますが、今のこの論理、じゃあ私がちょうど地域的にも真ん中だからみんな山鹿にも荒尾にも菊水にも声かけてこんな病院ひとつつくろうじゃないかと、それを果たしなさいという趣旨であるとすれば、残念ながら今私にそういう勇氣はないということをお願い申し上げます。そういうことでひとつぜひ御理解をいただきたいと同時に、今中央病院のおかれている現状というのを御理解をいただいて、私はもっと早くことがなければ、ちょっとショック療法も含めて考えておったんですが、なかなか思うに任せませんでちょっとテンポが遅れておりますが、しかし病院改革に向けて一歩も二歩も病院議会の皆さんと一緒に踏み出してまいりたいとそういうふうに思っておりますので、御理解をいただくようお願いをいたします。

○副議長（田畑久吉君） 1番 萩原雄治君。

[1番 萩原雄治君 登壇]

○1番（萩原雄治君） 1つ目の質問、花しょうぶの管理について、再質問ではありませんが、市民の方々や遠くからしょうぶの花を楽しみにおいでになるお客様のためにもしっかりとした育成管理のできる方法をぜひ検討されることを重ねてお願い申し上げます。

それから次の質問、城北地区における病院建設についてでありますけれども、ただいま市長からの答弁本当にありがとうございました。私も実感としてはっきりわかっております。しかしここで再質問ではありませんが、つい最近奈良県で妊婦さんが病院をたらい回しにされた件がテレビで報道され、次々とほかの県でも同じような事例が明らかになりました。そのために舛添要一厚生労働大臣が全国の知事を集めて会議を開かれたところです。このように救急病院は全国的にも大問題となっております。さて、現在の九州看護福祉大学建設においても、ほとんどの人たちが初めから玉名に大学ができるとは思っていなかったのではないのでしょうか。それが現在では玉名市になくてはならない大学となっております。当然、当時お金もなかったわけでありまして。お金の問題だけではありませんけれども、問題を初めにするものでなく、この城北地区において将来必ず救急病院が必要であれば、官民一体となって今検討をし、卵からでも始めなければならないというふうに感じております。

3つ目の質問に入ります。3つ目は後期高齢者医療制度についてです。この後期高齢者医療制度については、熊本県後期高齢者医療連合議会議員としては、玉名市議会から作本幸男文教厚生委員長が選出されておりますが、市民にとって関心のある問題ですので、あえて質問をさせていただきます。それはあんま、はり・きゅう受療券であります。現在、あんま、はり、きゅうにかかったときに1回当たり1,000円の補助金があります。これを施設費払いといい、1世帯年間30枚で、2人目から1人につき5枚

加算することになっている制度です。まず1つ目の質問はこの交付状況はどうなっているのかお聞きします。次にこのあんま、はり・きゅう受療券制度が今後どうなるのか。また後期高齢者医療制度になったときには現在の老人医療保険制度と違うところは、要するによくなることと悪くなることをわかりやすく御説明ください。

○副議長（田畑久吉君） 市民環境部長 黒田誠一君。

[市民環境部長 黒田誠一君 登壇]

○市民環境部長（黒田誠一君） 萩原議員の後期高齢者医療制度についての御質問にお答えいたします。まず1つ目のあんま・はり・きゅう受療券の交付状況についてでございますが、平成18年度の交付実績でございますが、国保全体で約8,500枚、その中で国保一般が約6,200枚、老人医療で約2,300枚を交付しているところでございます。

次に2つ目の後期高齢者医療制度が平成20年4月から実施されるが、このあんま・はり・きゅう制度はどのようになるかについてお答えいたします。現在、熊本県後期高齢者医療広域連合の中で検討されておりますが、最終的には後期高齢者広域連合の議会において決定がされるものと思っておりますが、現在のところ検討中という言葉でお答えをしたいと思います。

次に3つ目の後期高齢者医療制度になったときに、現在の老人医療制度と違うところはどのようによくなるのか悪くなるのかについてお答えをいたします。まず、現在の老人医療制度の課題としましては、老人医療費についてかかった費用がそのまま保険者の負担として請求されてくるため、現役世代がどこまで負担すればいいのか、また現役世代と高齢世代の負担が不明確でございます。また医療費の支払いを行なう市町村、国保事業、老人医療事業でございますが、実際の費用の負担を行なう保険者が分かっているため、どちらが財政運営に責任を持っているか等が不明確でございます。今回の後期高齢者医療制度の創設により独立した医療制度で財政運営主体が明確となり、給付費については高齢者の保険料を1割、現役世代からの支援金を約4割、公費を約5割でそれぞれの負担割合で賄うこととし、高齢者の保険料と支え手である現役世代の負担の明確化を図ることで将来にわたり医療保険制度の持続的かつ安定的な運営を確保するものでございます。今後とも平成20年4月からの後期高齢者医療制度の施行に向けて努力してまいりたいと思っておりますので、議員の御理解御協力をお願い申し上げます。

○副議長（田畑久吉君） 1番 萩原雄治君。

[1番 萩原雄治君 登壇]

○1番（萩原雄治君） 再質問としまして、後期高齢者の方々、当然御高齢で年金生活者の方々が多く、病息や病気がちの方々が多いと推測されます。今、お答えいただきましたけれども、広域連合の方で考えてあるということなんで、国民健康保険の方ではど

のようなお答えになるか、お答えをいただきたいというふうに思います。もし、あんま・はり・きゅう受療券制度がなくなれば後期高齢者の疾病予防ができなくなることが予想されるし、あんま、はり、きゅう師の方々の仕事が減ることが予想されます。あんま、はり、きゅうを仕事としている方々には、視覚障害者の方が多くおられます。障害者の方々の仕事が減ることは直接生活に響くことになります。そのことについてはどのようにお考えでしょうか。

○副議長（田畑久吉君） 萩原議員、次の質問続けてください。

○1番（萩原雄治君） はい。最後の質問に入ります。最後の質問は、玉名市の観光についてであります。この質問は1つ目の質問にもリンクしますが、初めの質問のときに玉名市観光客誘致キャンペーンに行きましたと報告しています。今回はちょうど週間ダイヤモンド7月28日号、ニッポンの観光特集がありまして、そこから引用をさせていただいています。観光産業は21世紀のリーディング産業になると予測されるが、日本はこれまで観光を軽んじてきた。しかし2003年以降、観光政策を転換し、新たな法律「観光国推進基本法」が施行された今年は、観光国元年と言われるとあります。現在、観光産業は24兆円とも言われているし、観光は今でも巨大産業で雇用創出も大きいとあります。そこで次の分類に分けたランキングが載っていました。最も満足した観光ランキング、最もがっかりした観光ランキング、魅力が落ちた観光ランキング、魅力が増した観光ランキング、最も満足した温泉地ランキング、最もがっかりした温泉地ランキング、もちろん悪いイメージランキングに載る必要はありませんが、現在玉名市はどのランキングにも載っていないのが残念です。週間ダイヤモンド調べでは47都道府県観光ランキングでは熊本県が28位となっています。ちなみに1位が北海道で、長野県、静岡県と続きます。全国土産物売れ行きランキングは、1位が白い恋人以下、マルセイユバターサンド、ロイズのチョコと続いています。現在白い恋人は賞味改ざん問題で生産中止となっていますが、人気はまだまだあるようです。そこで玉名市は1年を通じて春から蛇ヶ谷公園の桜、日吉神社の藤、高瀬裏川の花しょうぶ、菊池川のはげ並木、小岱山の紅葉があります。これは島津市長がお考えの「花の都玉名」のイメージになりつつあると思います。この間には8月夏の熊本県一で9,000発を誇る花火大会、9月秋には大俵ころがしなど、3町や各地にもいろいろな祭りがあります。前回の質問のとき書いたものもありますが、例えば築地で行なわれる四十九池神社大祭の手作り花火大会などは、地域の祭りとして伝統もあり、多くの方々が楽しみにされています。しかしやはり玉名市観光の中心は温泉ではないでしょうか。昔は立願寺温泉と言われ、一時代の栄華を誇っていたと言われていました。現在は、玉名温泉と言われているこの温泉を中心に玉名市を売り出すことが一番ではないでしょうか。商工観光課にはブランド推進室も新たにつくられています。そこで質問ですが、1玉名の観光とブランド推

進室の現在活動と今後の活動計画は。2 観光協会は現在商工会館内にありますが適当か、ほかの場所は。3 玉名温泉と（仮称）新幹線玉名駅も誘導はどう計画されているのか。4 玉名市は観光産業を第一ととらえるべきかどうか。についての御意見を伺いたいと思います。

○副議長（田畑久吉君） 市民環境部長 黒田誠一君。

〔市民環境部長 黒田誠一君 登壇〕

○市民環境部長（黒田誠一君） 萩原議員の再質問にお答えいたします。仮に後期高齢者の保険事業としてあんま、はり・きゅうの助成制度が廃止になった場合に1術あたり約3,000円の全額自己負担となりますので、後期高齢者の方は施術を受けにくくなり、疾病の予防につながることができなくなるということが予想されます。またはり、きゅう、あんま師の仕事も減るのではないかとということでございますけれども、それも議員指摘のとおり減るのではないかとというふうに考えております。しかしながら、先ほど申し上げましたとおり現在、後期高齢者医療広域連合の方でこのはり・きゅう・あんま制度については協議をされておりますので、その経過並びに他市等の動向を踏まえまして検討してまいりたいと思いますので、御理解と御協力のほどよろしくお願いいたします。

○副議長（田畑久吉君） 産業経済部長 望月一晴君。

〔産業経済部長 望月一晴君 登壇〕

○産業経済部長（望月一晴君） 萩原議員の観光都市玉名についての御質問にお答えいたします。まず1番目の玉名の観光とブランド推進室の現在の活動と、今後の活動計画はということに対してお答えいたします。玉名の観光につきましては、議員が申されましたような花や温泉など多種多様な観光資源を有機的に結び付けての観光振興に努めているところで、今後も3年半後に迫った九州新幹線全線開通や新幹線新駅開業を睨んだ観光商品の開発造成や情報発信、宣伝活動の充実、あるいは観光関係の諸団体との連携強化などを進めてまいります。

次に現在のブランド推進室の活動といたしましては、議員御質問の中にございました玉名市観光客誘致キャンペーンや各地で行なわれます物産展、イベント等に同行して物産品、農産品、農水産品はもとより観光資源のブランド化を視野に入れた情報収集を行なうとともに、玉名商工会議所で組織されている玉名ブランド協議会や玉名観光協会あるいは先日発足しました玉名ラーメン協議会など関係団体との連携をとり、玉名のあらゆる分野でのブランド化を模索しているところでございます。今後の活動計画でございますが、B級グルメの成功地であります静岡県の富士宮焼きそばが年間60万人以上の観光客を集客し、200億円あまりの経済効果を生んでいると聞き及んでおりますので、このような先進事例を参考にしながら玉名ラーメンも同様のB級グルメとして全国

に発信し、観光客を集客できるよう玉名観光協会や諸団体と連携を取り合い、温泉の活性化や中心市街地の活性化につなげる取り組みができるように、今後とも努力するとともに物産品、農水産品等につきましてもいち早くブランド化できるよう鋭意努力いたしてまいります。

2番目の観光協会は、現在商工会館内にありますが適当かという御質問にお答えいたします。観光協会の事務所につきましては、現在は商工会館2階にあり、商工観光課と隣り合わせに事務所を構えております。打ち合わせ等では便宜上スムーズにいく場合も多いのですが、確かに観光客を対象にした観光情報インフォメーションの機能を考慮するという観点では、情報発信や情報提供などのPRという見地からもやはり観光客が多数訪れる観光交流拠点への設置が効果的であると思われれます。そこで観光協会内部におきましても事務所の設置場所を協議されているようでございますが、市といたしましても観光客の利便性を考え、観光協会の事務所としての目的や趣旨に沿って十分機能するような場所への移転も視野に入れながら、現在の場所でのいいのか、あるいは玉名温泉街や新幹線新駅に設置予定の観光交流センター、仮称でございますけれども、なども含めたところのほかの場所が適しているのか、観光協会と一緒に検討してまいりたいと考えております。

それから3番目の玉名温泉と新幹線新駅の誘導についての御質問にお答えいたします。議員おっしゃいましたように玉名温泉は玉名市の観光の核であり、観光振興を図る上でも玉名温泉の活性化は必要不可欠であります。また一方ではいよいよ3年半後に迫った九州新幹線全線開通及び新幹線新駅開業は地域活性化へのビッグチャンスでもあり、観光振興にとりましても大きな契機となりますので、それを見据えての玉名温泉振興の戦略づくりは重要かつ喫緊の課題であると認識しております。玉名を訪れる観光客を新幹線新駅から玉名温泉へと誘導し、玉名温泉と新幹線新駅とをリンクしていくためには新幹線新駅において、観光協会や旅館組合、温泉関係者の方々などが一体となつての玉名温泉のインフォメーション機能を充実することが必要であります。また現在運行している市街地循環バスの延伸やシャトルバスの運行など、公共交通機関の整備あるいはタクシーの利活用の検討など、玉名温泉と新幹線新駅とのアクセス充実も必須条件でありますので、関係課や温泉関係者、交通事業者等々と協議するとともに関係機関へも働きかけてまいります。

4番目の玉名市は観光産業を第一ととらえるべきかどうかという御質問でございますが、昨今の観光に対する国民のニーズは多様化かつ個性化しており、的確な対応が必要となつてきております。そのような状況の中にあつて、観光産業は非常に裾野が広く、あらゆる分野、業種と密接に関連していますので、観光振興を図ることは他産業への波及効果も大きく市全体への活性化へもつながりますので、最優先で第一義的に取り

組んでいくかどうかは別といたしまして、市の重要施策のひとつであることは十分に認識しているところでございます。3年半後の九州新幹線全線開通と新幹線新駅開業を見据えて、現在菊池川温泉郷づくり協議会での広域的な取り組みや玉名温泉女将の会での駅弁開発、玉名ラーメン協議会発足によるブランド化事業の展開などは、既に進められており市といたしましても積極的にサポートをしている状況です。今後も花や温泉、食、物産などの観光資源をテーマにして、相互にタイアップした観光商品の企画立案やイベントの充実による観光誘客の増大、あるいは訪問宣伝を含めたプロモーションの充実、九州新幹線を活用した観光戦略など地域経済の活性化へとつながる観光振興策を積極的に進めてまいりたいと考えております。

○副議長（田畑久吉君） 1番 萩原雄治君。

[1番 萩原雄治君 登壇]

○1番（萩原雄治君） 3番目の質問については、大変ありがとうございました。これからは御高齢者やあんま・はり・きゅう師など弱者のことをしっかり考えた政策を推し進めてくださるようお願いいたします。

それからただいまの質問に対して、再質問ではありませんが熊本市にある地域流通経済研究所が大阪府と広島県に住む人を対象にした意識調査では、2011年新幹線鹿児島ルート全線開業後九州で訪れたい県として上がっていたのは、両地域とも鹿児島が1位で熊本は5位、熊本の温泉や自然環境を魅力と感じる人が多かった反面、料理や観光施設については評価が低かったとあります。観光の分野で熊本に魅力があるとする答えが多かったのは温泉で両地域とも二位、とあります。同研究所は熊本は九州の他県に比べ印象が薄いという結果となった。温泉などの強みを生かした情報発信の強化や名物料理の存在感を高めることが必要としているとあります。このようなことから玉名市は山・川・海の自然環境に恵まれ、素晴らしい温泉があります。最近では玉名ラーメンもスタンプラリーを始めて有名になりつつあります。観光都市玉名は夢物語ではありません。新幹線鹿児島ルート全線開業までには官民一体となって、観光都市玉名になるように努力することが必要であると思います。島津勇典玉名市長のリーダーシップに期待するものであります。これで私の今議会の一般質問を終わります。

○副議長（田畑久吉君） 以上で、萩原雄治君の質問は終わりました。

議事の都合により、暫時休憩いたします。

午後 3時18分 休憩

午後 3時31分 開議

○副議長（田畑久吉君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

本日の会議時間は議事の都合によりあらかじめ延長いたします。

6番 前田正治君。

[6番 前田正治君 登壇]

○6番(前田正治君) 日本共産党の前田正治です。通告に沿って一般質問をいたします。

合併に伴いまして、新庁舎の建設が大きな課題となっております。総額63億円の大事業でありますから、今後の玉名市財政に与える影響も大変大きなものであると思います。新庁舎は人と自然が輝く県北の拠点都市づくりを実現させる重要な施設として位置づけられており、平成27年には人口7万5,000人の住民サービスの中心施設としての役割と機能を持たせた本庁舎として計画が進んでいます。私は旧玉名市の時代に下水道料金の問題で一般質問をしたとき、下水道処理場建設にあたり将来人口の過大見込み、すなわち過剰投資と言いまして批判したことがありました。今度の新庁舎建設にあたりまして、平成27年には現在の人口の約4,000人増を見込んでいるわけですので、どうやって人口増を図っていくかという点も具体的に今後政策化されていくものと考えています。住環境の整備や子育て支援などによる定住化の促進が構想として上がっておりますが、私は市営住宅の建設が一番人口増につながるものと思っています。いかにして人口増を図っていくかということを中心の目標に据えて市政運営を考えていくということがすなわち玉名市の発展につながるものと確信をしております。新庁舎の建設について3点質問します。まず第1点、現在の進捗状況についてお知らせください。2点目、天水、横島、岱明にそれぞれ総合支所がありますが、年々と配置される職員も少なくなって寂しさが漂っております。私は先日天水の総合支所に行ったとき、知り合いの人と会いましたが、職員が減った役場を見て役場がのうなっとじゃなかろうかと、そういうふうに言われました。各総合支所における今後の機能と役割及び今の役場の建物活用方針などお聞かせください。3点目、7月の大雨で新庁舎建設予定地は一面海のようにになりました。河崎では家の周辺が水で囲まれて陸の孤島となったところもありました。新庁舎建設予定地は盛土をするから心配ないと思いますが、その分周辺の住宅地が現在以上に水が押し寄せる危険があります。新庁舎建設予定地における排水対策についてお聞きします。

大きな2点目。次に大雨時における浸水地帯への改善対策についてお伺いします。私が住んでおります梅林地区では木葉川の河川改修が終わり、これで大雨が降っても大丈夫だと安心をしておりました。ところが昨年また今年、大雨で私の住んでおります舟島区を走る市道は改修以前より早く深く水没するようになりました。新幹線との関係もありまして、木葉川の川幅を舟島区の住宅地の方へ広げた結果、以前より早く深く水没するようになったわけです。水を繰り出すポンプが設置してありますが、間に合いません。境川の大雨水害常襲地帯、もと畜産組合があった近辺ですが、今民間による宅地、

造成がなされております。境川の河川改修につきましては、今まで今議会でも何回となく取り上げられてきましたが、改修以前に宅地造成がどんどん進みますとこれまで大雨の水害で苦しんできた人たちは今まで以上に水が来るのではないかと心配をされるわけです。浸水の改善対策についてどのようになっているかお尋ねいたします。

○副議長（田畑久吉君） 企画政策部長 牧野吉秀君。

[企画政策部長兼玉名総合支所長兼玉名地域自治区事務所長 牧野吉秀君 登壇]

○企画政策部長兼玉名総合支所長兼玉名地域自治区事務所長（牧野吉秀君） 前田議員の質問にお答えいたします。新庁舎建設につきましては、昨年度市政フォーラムを開催するなど市民の意見を聴取し、また議会の御理解と御協力いただきまして、建設位置の決定と基本構想の策定が終了したところでございます。今年度は実質的な取り組みでございます基本設計や用地取得に向けた業務の推進を図ってまいります。まず基本設計につきましては、新庁舎建設が新市のシンボリックな大事業であることはもとより、市の内外からも特に注目されていることを踏まえまして、その業者選定について公平性、透明性、客観性が確保される公募型プロポーザル方式を採用いたしました。そのプロポーザルの実施にあたっては、本市が描く庁舎のイメージ像とあわせ、総合的かつ慎重に公平な審査を実施するため、大学の専門家2名を含む審査委員会を設置し、審査を委ねたところでございます。審査委員会においては設計事務所及び技術者の能力や経験を評価する一時審査と、市が提示しました提案課題に対する技術提案及び実施方針などを評価する二次審査の二段階で審査を行ないまして、最も高い評価を得ました株式会社山下設計九州支社を選定し、現在契約に向けた調整を行なっているところでございます。一方、用地取得に関しましては、租税特別措置法上の優遇措置を受けるためには用地取得の前に埋蔵文化財の試掘、確認調査を行なう必要がある旨、県及び税務署からの指導を受けましたので、教育委員会文化課とスケジュール調整を行ない、今年度末の着手を目標に進めております。そこで建設予定地の地権者に対する説明会を8月17日に開催いたしました。今後、文化財確認調査に必要な同意を得られるよう、個別に交渉を進めていく予定でございます。簡単に次年度以降のスケジュールを御紹介させていただきます。文化財の確認調査終了後、実施設計と並行して用地取得に移りまして、造成工事そのあと建築工事と進み、平成24年度末の完成を見込んでおります。ただ文化財確認調査の結果により本調査が必要になった場合、その調査にかかる期間を考慮しますと1年ないし2年程度時間を要することとなると予測しているところでございます。

次に各総合支所の今後の機能と役割及び活用方針についてでございますが、合併協議における協定項目のひとつであります「組織及び機構の取り扱い」の中で、新庁舎完成後の支所機能については、「新庁舎完成後、総合支所は支所に移行するものとし、支所の機能及び事務のうち、本庁に速やかに移管した方が行政サービスの効果が得られる

ものについては、新庁舎への機能及び事務の移行を積極的に検討するものとする」とございます。平成18年に策定しました玉名市職員定員適正化計画に示してあります、「退職者の3分の1を採用」する方針に従い、職員数を試算しますと新庁舎の完成予定でございます平成25年度当初には562人程度とすることが見込まれ、これは現在と比較して約100名の減となります。このようなことから支所を現状のままに継続することは非常に困難でございます。勤務する職員数が減少することは否めません。現在でも段階的に支所の機能は縮小しており、新庁舎完成後の支所は住民に密接した機能あるいは業務が主なものとなると考えられます。これは合併によるメリットを最大限に生かすために避けて通れないことでございますが、このことで行政サービスが低下してはならないことでもございます。スリムで質の高い行政運営を実現させるため、昨年度策定しました行政改革大綱に沿った施策の実施にあたり限られた人員で最大限のサービスが提供できるよう努めていかなければならないと考えております。また新庁舎完成後の総合支所等の空きスペースの活用策でございますが、今後支所に残す機能と職員数などの精査を行ない、新庁舎建設の進捗と並行して検討を進め、市民の意見を尊重しながら効率的で有効的な活用策を見出したいと考えております。

続きまして、新庁舎建設予定地におけます排水対策についてでございますが、予定地は玉名平野の下流域に位置し、これまでも冠水の被害を受けている地帯でございますので、根本的な解決を図るためには玉名平野全体への対策を講じる必要があります。その玉名平野の排水対策については、新庁舎の建設計画に着手する前から疑問視されておりましたが、御承知のとおり未だ解決するには至っていないため、現在、国、県、玉名平野土地改良区などと市の関係課で構成します「玉名平野排水対策に関する構想策定会議」を立ち上げ、検討を開始したところでございます。この会議を経て策定される構想は玉名平野全体を対象としたものであり、新庁舎周辺の排水対策も含めて策定してまいります。新庁舎の完成までに玉名平野全体の排水対策が十分に行なわれなくても用地造成などに起因して、周辺に悪影響を及ぼすことのないよう、今年度作成いたします新庁舎の基本設計の中でも十分調査を行ない、必要な方策を適切かつ効率的に講じ、玉名平野排水対策に関する構想に反映していきたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○副議長（田畑久吉君） 建設部長 取本一則君。

[建設部長 取本一則君 登壇]

○建設部長（取本一則君） 前田議員の大雨時における浸水地帯の改善対策についての御質問にお答えをいたします。議員御指摘のとおり大雨の時にはたびたび市内数カ所の道路が冠水しておりますが、市といたしましても改善対策に苦慮しているところでございます。まず中尾地区でございますが、ここも毎年、梅雨時期になれば浸水常襲地域と

して常に心配されているところであります。今年度の対策といたしましては、南大門橋付近の境川の河道の浚渫と上流護岸に繁茂しております竹の伐採や土嚢積みも7月初旬に行なっております。また境川河川改修事業につきましても県と市が一体となって整備促進を図ってまいりますので、よろしく願いいたします。次に木葉川左岸地区の舟島橋付近の排水対策でございますが、この地区におきましては昨年と今年の7月の出水時には地域の消防団並びに国土交通省のポンプ車の出動を要請し、浸水に対処したところでございます。議員御承知のようにこの地区は内水が木葉川本川に自然流下されております。昨年木葉川内水対策といたしまして、排水用のポンプが設置されたところでございますが、排水ポンプの能力以上の出水があったため提内の排水に対応できなかったところでございます。今後、市といたしましても浸水被害を最小限に食い止められるよう排水経路の見直し並びに排水ポンプの増設等の検討も含め、県と協議を重ねてまいりたいと考えておりますので、よろしく願いをいたします。

○副議長（田畑久吉君） 6番 前田正治君。

〔6番 前田正治君 登壇〕

○6番（前田正治君） 玉名新庁舎建設予定地における浸水対策ということで、玉名平野の排水計画を今考えているということでありました。新幹線駅前広場や新庁舎建設には御承知のように巨額な税金が投入されます。片方では大変な税金が使われるのに、浸水の方は対策としては今しよりますからというようなことだと思っておりますけど、私はですね、排水対策はやっぱり駅前広場や新庁舎完成より早く完了することがこれは市民が望んでいることじゃないかなあというふうに思うわけです。それで新庁舎の建設予定地は、一面海のようになるいわゆる遊水地であります。その遊水地がなくなればですね、自然とやっぱりその水がどっかにこう行かんといかんけん、今まで以上に浸水していたところはやっぱり水がくるんじゃないかなあという心配が当然出てくると思うわけです。ですから排水構想が今年度ということですけど、その対策もですね、やっぱり優先課題として取り組んでいただきたいと。排水対策と庁舎建設が一体となった事業として、やっぱりこれは取り組むべきじゃないかなあというふうに私は思うわけです。となるいわゆるその合併時のメリットの特例債もこういった問題に適用可能ではないかなあという思いがしております。新庁舎建設予定地における排水対策ということで、河崎周辺のあの排水対策、大体いつ頃までこうぴしゃっとしますという目標があるのかどうか、ちょっとあったらお聞かせください。

再質問の2つ目がですね、合併で役所が遠くなったと、こんな思いを市民が感じるようになったら私はまちづくりは成功したと言えないと思います。また、十分使える役所の建物がそこにあるのに立派な新庁舎をですね、旧玉名市の方に、今の予定地につくれば、これは市民の理解はなかなか得られんんじゃないかなあというふうにも思うわけで

す。それで総合窓口課の計画が今これから進んでいるようではありますが、各種証明書の発行、納税、あるいは納税相談、福祉、教育、農漁業などに関する相談などは、総合支所でできるように、いわゆるそのちょっとしたことでわざわざ本庁まで行かなくてもよかですと、本庁まで行かなくても済むようなですね、そういうつまり市民が来やすいといえますか、利用しやすいといえますか、そういう総合支所あるいはゆくゆくは支所としての役割と機能をなくさないということが大事じゃないかなあと思うわけです。合併したら前よりこれは便利で職員もとても親切になったと言われるようなことが本庁でも各総合支所でも必要ではないかと思えます。答弁ありましたように10年間は職員採用は退職者の3分の1に止めるということから、私はやっぱり住民サービスの低下を心配するわけです。合併後の住民の意識調査、例えば住民サービスや役所の機能や役場建物の活用などについて、広く市民からアンケートなどで意見を聞くということについて執行部はいかがお感じでしょうか。答弁の中でも市民の意見を尊重しながらというようなこともありましたので、ぜひそういったことも含めてですね、取り組んでいただきたいと思うわけです。

次に保育所の民営化について質問します。午前中も議論がありましたが、まず最初にお願いであります、方針が定まっているようなことについてはですね、しっかりこの場で御答弁いただきたいというふうに思います。まず第1点、現在合併した玉名市では公立保育所が12園あります。そのうち1園は公設民営であります。この公立保育所が天水、岱明、玉名で今日まで果たして来た役割と成果について市長はどのように評価されておりますか、お尋ねします。2点目、子育て支援少子化対策などなど言われておりますが、執行部におかれましては市民の保育ニーズをどのようにして把握しようとしておられるのかお尋ねします。3点目、公立保育所を民営化する理由を改めてお聞きします。4点目、平成20年から5年間で5園を民営化する方針であります、その5園はいったいどこになるのか。5点目、民営化を進める上での優先条件とその理由について説明いただきたい。6点目、ちどり保育所と天水東保育所が民営化の対象になった今回の民営化の対象になった理由及び経過を説明してください。7点目、ちどり保育所、天水東保育所の職員の今後の処遇はどうなるのでしょうか。8点目、市民の保育ニーズを実現するのは、これは行政の責任であると思っておりますが、民営化したあとにこの責任についてはいったいどうなるのか。9点目、現在保育士と調理師の一部に派遣労働者を採用しておりますが、このことについて市長の見解をお聞きします。

○副議長（田畑久吉君） 企画政策部長 牧野吉秀君。

[企画政策部長兼玉名総合支所長兼玉名地域自治区事務所長 牧野吉秀君 登壇]

○企画政策部長兼玉名総合支所長兼玉名地域自治区事務所長（牧野吉秀君） 前田議員の再質問、2点ほど再質問ございましたのでお答えいたします。まず第1点目の排水対

策の方が再質問先だったかと思しますので。現在、構想を策定中でございます。平成20年度以降例えば農水サイドでございますとかあるいは土木サイドでございますとか、そういったところの方で、それぞれの計画が進められまして、そしてそれぞれの事業が事業の方向性が示されるかと思えます。一言で申しますと、河崎地区の目標年度が現段階であるかということでございますけれども、現段階ではまだそれぞれの川の例えば雨量の設定でございますとか、あるいは潮位関係のデータでございますとかそういったことをベースにしまして、構想が練られている段階でございますので、全体の今お尋ねのような河崎地区が目標的にいつ頃かということはない状況でございます。それから次に総合支所等でアンケートを施設の活用ですとか、あるいは総合窓口のそのようなアンケートをとる考えはないかということでございますけれども、先ほど議員再質問のお尋ねの中で情報化推進計画の中での総合窓口の部会の対応を御紹介いただきました。現在、行政ですとかあるいは産業ですとか医療ですとか教育あるいは防災等の各分野ごとに現在庁内17課におきまして、その情報の活用あるいは連携をどうするかと、そういう行政内部の情報化に取り組んでいる計画を策定しているところでございます。そのような電算システムを生かした、例えば総合窓口の導入などにもよりまして、効率化を図り本庁はもとより支所における市民への行政サービスが低下しないように努力したいというふうに考えております。それから先ほども御答弁申し上げましたけれども、市民の意見を尊重しながら効率的で友好的な活用策を見出していきたいということで、現段階ではそのアンケートというところまでは踏み込めませんが、行政運営の見直しという項目も行政改革の大綱の中にも謳っております。そういった中でも当然、今御指摘のような項目につきましては、今後新庁舎開庁に向けて取り組まれていくものというふうに認識しております。

以上でございます。

○副議長（田畑久吉君） 福祉部長 井上 了君。

[福祉部長 井上 了君 登壇]

○福祉部長（井上 了君） 前田議員の保育所の民営化について9点ございましたけれども、2番目以降につきましてお答えいたします。田島議員の答弁とだぶることがあるかと思えますけれども、御了解いただきたいと思えます。市民の保育ニーズの把握についてでございます。玉名市では玉名市次世代育成支援行動計画というのを策定しているところでございます。この計画につきましては、市の少子化の動向でございますとか、保育ニーズの調査等を実施し、玉名市の特長及び実状にあった対応を図り、新しい地域づくりの基盤となる子どもたちと子育て家庭の支援に市全体で取り組むための指針として策定したものでございます。計画は合併前の1市3町ごとに策定されたものの集合体というふうになっております。実施期間は平成17年度から平成26年度までの10年

間を前期後期5カ年に分けたものになっております。同計画の進捗状況等につきましては、13名の委員で構成いたします同計画の運営協議会というものを定期的に開催し、その進捗状況について確認する作業も行なっているところでございます。そういうところで合併前の1市3町におきまして、この計画を策定する際に保育ニーズ、そういうものの調査を行なったということ。それから前期計画の最終年度にあたります平成21年度には、さらに社会情勢の変化や多様化する保育ニーズに対応するため、その計画の見直し作業を行ないます。これに並行いたしまして後期計画を策定するため、子育て家庭の現状でありますとか、保育サービスに対するニーズの調査等を実施したいというふうに考えております。保育ニーズにつきましては、各園から毎日の報告はもちろんのこと市役所にも意見や要望をお寄せいただいているというところでございます。それから3点目の公立保育所を民営化する理由についてでございます。まず2点あるかと思いません。まずは保育内容の充実それから全国的な行財政改革の流れということ。公立保育所、私立保育所とも市が入所決定でありますとか保育料の決定をいたしておりますので、その保育内容につきましては国が示します保育所保育指針に沿って運営されておりますので、公立私立大きな差はないはずでございます。そういうことで基本的な保育業務については何ら変わることはありません。今日の大きな社会現象であります少子化それから女性の社会進出、核家族化、離婚率の増加など、そういう社会情勢の変化に伴いまして延長保育でありますとか、休日保育でありますとかそういう特別保育に関するニーズというのも多様化しているところでございます。そのような中でございますので、先ほど柔軟な運営という言葉が出てきましたけれども、そういう柔軟な運営が可能な民間の活力を導入することで、新たな保育サービスの実施が可能となり、そういう多様な需要に応えられるのではないかとというようなことでございます。それから全国的な行財政改革の流れでございますけれども、地方交付税の減額をはじめとする三位一体の改革など厳しい財政状況の中で新しい時代に対応できる体制づくりが必要になってきているということ。まずそのためには行政主導で進められてきました行政運営を見直すと共にコスト意識を持ってスリムで質の高い行政運営が求められているというふうに考えます。そこで保育所の公立私立のコストを比較してみますと、運営費につきましてはこれは18年度の決算でございますが、運営費につきましては1.18倍公立の方が高くなっている。それから市の負担額についてだけ見ますと1.72倍市の方が高いということ、これ園児1人当たりでの比較でございます。そういうことでございます。そういうことで保育の質が同等以上であるならば、民間に委ねてもいいのではないかとようなことがございます。それから公立保育所に対する国の制度の改革でございます。16年度からは運営費につきましては、交付税で参入されてまいります。交付税といえどもう一般財源ということでございます。また施設整備でございますとか、延長保育等に

つきましてはその公立の場合は交付税に参入されているということです。民間の場合はその事業費の2分の1の国の補助がありますし、残りの2分の1を法人と市の方で負担するというようなことをございます。交付税そのものが減額されておりますので、一般財源としての負担は大きくなっている部分があるというようなことをございます。そういうことで最小の経費で最大の効果が上がりますよう全国的に公立保育所の民営化というものが進められているわけをございます、玉名市におきまして本年3月に制定されました行政改革大綱の中で先ほども申し上げましたように、民営化アウトソーシング等の民間活力の積極的な活用というものが挙げられておまして、公立保育所の民営化について検討委員会を設置し、これまで数回にわたり検討をしてきたところをございます。その結果、民営化することによって保育環境や施設整備も含みました保育環境並びにサービスの向上というものが期待でき、玉名市では玉名市の財政状況にも寄与するのではないかという結論ということをございます。進めるにあたりましては保護者の皆様、保育関係者の皆さんの御意見を伺いながら進めていきたいというふうに思っております。

4点目が5カ年で5園の民営化の方針だけどもということをございます。これは先ほどの田島議員の質問にもございました。まず第1段階として、ちどり保育所、天水東保育所の2園につきましては、民営化をすることを決定いたしておりますけれども、残りの3園につきましては、具体的にどこの保育所ということは決まっておるわけではございません。いずれにいたしましてもその園の優先条件といえますか、そういうのを検討委員会でとりまとめておりますので、その結果をもとに今後検討して、どこということを検討していくということになろうかと思っております。5番の民営化の優先条件とその理由について、並びに6番のちどり保育所、天水東保育所が民営化対象となった経過と理由ということは同じような質問、答弁になろうかと思っておりますので、一緒にお答えしたいと思います。民営化の対象とする園は、原則としまして施設改築年月の古い順、それから充足率の低い順、延長保育等の事業を実施していない園ということにいたしております。優先条件につきましては、保育所の施設管理状況、規模、敷地面積、利便性、入所状況、地域性、そういうものを踏まえつつ保育所の設置状況や老朽化に伴う移管先法人での施設整備を含め、総合的に勘案して決定いたします。そこで今回ちどり保育所と天水東保育所の民営化を決定したというところをございます。7点目のちどり保育所、天水東保育所の職員の処遇についてございます。正規の正職員につきましては、他の公立保育所への異動ということになります。臨時職員につきましては、本人の希望があれば移管後も引き続き、民営化後の保育所で働けるよう移管先法人に依頼をしていくということです。子どもたちにとりまして、この先生が替わるという環境の変化に対しましては、合同保育等の引き継ぎ保育を実施して十分に配慮していきたいというふうに思

っております。8番目、市民の保育ニーズを実現する行政の責任についてということでございます。行政の責務は最小の経費で最大の効果を上げることでございまして、少ない経費で同じサービスが提供できればそれは検討し、実現していくべきでございます。民間保育所は公立保育所と同様に認可保育所として各種基準をクリアして県から認められた保育所でございます。入所審査、保育料を徴収及び運営指導についても行政が関与することから公立と同様に公共性、公益性には非常に高いものがあります。したがって、民間化後も行政としての責任遂行を図ってまいります。公立保育所の民間化というものは、行財政改革の一環としてもございまして、将来的な展望と経費の現状等を考慮して選択してありまして、決してこの行政の責任というものを放棄するものではないということをお断りいたします。9番目、保育士、調理師の派遣契約について市長にお尋ねでございましたけれども、内容が事務的なこととなりますので、私の方からお答えいたします。御断りいたします。玉名市の公立保育所の正職員以外の職員につきましては、先ほどから答弁申し上げておりますとおり合併前の玉名市、天水町は臨時職員、合併前の岱明町については派遣職員で対応しておったということでございます。派遣につきましては玉名市と派遣会社とが契約をし、派遣会社に所属する保育士資格及び調理の資格を持った社員が岱明町の公立保育所4園に派遣されているもので、現在保育所19名、調理師2名が勤務されております。合併前からの岱明町で実施されている方法でございまして、合併後も引き続きこの方法を取り入れるといたすということで御断りをいただきたいと思います。

以上でございます。

○副議長（田畑久吉君） 6番 前田正治君。

〔6番 前田正治君 登壇〕

○6番（前田正治君） 先ほどの大雨時の浸水対策についての木葉川に関する御答弁で、県と協議を進めてポンプの大きいのを含めて検討していく旨の答弁でしたので、ぜひこっちは急いでお願いします。保育所の民間化についてであります。市長から役割と成果については後ほどお願いしたいわけですが、私はよく民間化のときに言われることとして最小の経費で最大の効果という、こういうことがよく言われるわけですが、市長は社会福祉法人の保育所運営と関係を持たれる方として、この保育所運営についてですね、ほんなこて最小の経費で最大の効果というのが実際に可能なあというふうに私は思うわけです。もちろんその今度は民設民営ということですが、民間にしたから今までかかっていた経費を少なくやりますよとか、そういう問題じゃないですけど。当然、その子どもの数とかですね、運営費というのは国の基準のもとで決まっているからいいわけなんですけど、やっぱり保育所運営に限ってですね、最小の経費で最大の効果を民間に期待するということは、これはどうもやっぱり民間に低賃金や賃金抑制を求

めるものと、同じであるというふうに私は感じるわけです。それで地方自治法第1条の2では、住民の福祉の増進を図ることを基本とすることが自治体の本来の役割であるということが述べられております。公立保育所民営化すなわち今度の民営化というのは、いわゆるちどり保育所、天水東保育所を廃園にするというのですので、やっぱり廃園にするということはよりよい保育、これからよりよい保育をつくっていくための条件をですね、検討してそれを整備していく自治体の役割、さっき述べました地方自治法の第1条の2にも触れると思いますが、自治体の本来の役割から反する道だと私は思うわけです。また運営費のですね、問題についても言われました。公立保育所の運営費が一般財源化されておると、これは御案内のとおりであります。ところが国に言わせるとこれは地方交付税の中に入っていると、含んでいるということでもありますので、決して今までいきよつとは削ったんじゃないやありませんって、やっぱり言うわけですよ。私は信じておらんですけど。しかしですからやっぱり、それと運営費コストの比較あるいは市負担額のコスト比較なども公立の場合は1.18倍とか市の負担額は1.72倍とかいうことをおっしゃいましたが、なぜこうなるとか。やっぱりここは先ほどの一般財源化されたことによる影響がこういったところに表れているのかなあと。突き詰めていけば今進んでおります構造改革、三位一体改革、そういったいわゆるちょっと言い方はきつですけど、福祉切り捨てがですね、こういう状況を生んでいるんじゃないか。これはいわゆる国が財政的な手法によって民営化を誘導していると、私はこういうふうに感じているわけです。それでいろいろ質問にあたり、いろんな人から御意見を聞く中でいわゆる法人の方たちも今は公立がこうやって一般財源化されて、今までいきよつたやつが削られているが、いずれ今度私たちの方に回ってくつとじゃないかなあと、そういう心配もされているわけです。それでですね、5カ年で5園というのは、まだはっきり決まっておらんとでしょうか。5カ年で5園という午前中も今もまだ決まってないということでありましたが、5年間はそれのあつという間に来ますので、これはほんならいつはっきり決められるのかなあと、決定されるのかなあと。決定にあたってはですね、先ほどの民営化の優先条件っていうのが尊重されるのかなあと。ここをちょっと再質問の項目としてひとつ、これはもうすぐ答えられると思いますので。

その他に再質問について端的に6点。まず1番、将来的に公立保育園は何園残すのか。全部なくしてしまうのかどうか。公立保育所の存続についてちょっと長期的な見通しがあったらですね、お聞かせください。すべての園を民営化することはないという午前中の答弁もありましたので、そういった長期的な見通しも何か持たれているんじゃないかなあという気がしております。2点目、当面5カ年で5園を民営化するという方針であります。その場合保育所建設にかかったいわゆる建設費の起債残についてはどういった扱いになるのか。3点目がかつて八嘉保育所が松本、以前の松本幼稚園に吸収さ

れたときにそこに子どもさんをやっておられた保護者の方からあと1年で卒園なのに制服を買わんといかんようになったと、そういうことを聞いたわけです。それでですね、仮にこの民営化が進行した場合に、予定通りに進んでいった場合に保護者の財政負担については十分考慮されているのかどうか。4点目が今度の民営化というのは、公立保育所の廃園であります。存続しないわけでありまして。そこで新たな保育ニーズとして例えば送迎バスの運行または国が補助していないようなそういった、ちょっとこれは抽象的で申し訳ないですけど、そういったいわゆる単独事業の要望などが出てきた場合のですね、市としての対応はどうされていくのか。またちどり、天水東両園とも同じ場所で今後保育を行なっていくというようなことでありますが、ところがその受けた法人側が1年あるいは2年でですね、これはどうもいかにばいと、やっぱりできませんとその場所ではですよ。天水と大浜ではできませんということで、その地での保育を中止しないというようなそういう保障はなかわけです。地域にすればですね、今の保育所そのものがなくなってしまうことがどういった形態にしろですね、あればって安心するわけですよ。なくなってしまう一番の心配になるわけですよ。そこで民設民営になっても引き続き保育所がそこで運営されるための何か手立てというか、約束事というか、何かそういったことも考えておられるのでしょうか。5点目が保育士や調理師の派遣についてですけど、派遣保育士が3年経過すると市役所が直接雇用の義務が発生するということは先の議会で議論したところです。派遣について政府は国会で臨時的、一時的なものであり、常用雇用の代替えにはならないと、こういうふうに答弁してあるわけです。ですから3年を超える場合は、直接その派遣先が雇用の申し入れ義務が発生すると、そういう規定があるわけですが、合併以前と合併後で本当なら行政の継続ということで私は岱明町で派遣で受け入れて、引き続き合併して玉名市で受け入れてですね、3年以上経っておるけん直接雇いますという申し出ばせんとでけんと思いますけど。合併した時点で1回切り替えをしたということで、そこら辺はまあクリアされているということでよか方に理解したわけですけど。18年、19年、20年で3年ということになるわけですけど、来年の話になることなんですけど、こういった3年を超えた場合の直接雇用ということについて、市長はいかがお考えでしょうか。どういった対応をされるのかお聞きいたします。6点目、保護者アンケートによりますと民営化には条件付きで賛成というところが多数、両方ともですね、多いようです。保護者の民営化に対する不安のこれはあらわれではないかというふうに思うわけです。それで不安を解消するひとつの提案としてですね、民営化後一定期間、法人と保護者と行政の3者で懇談会を開催していくというようなことを私は提案するわけです。保護者の要望あるいは法人側の方針とかですね、こうしていきたいとかああしていきたいというそういった、それぞれこれはあることだと思しますので、そこに行政も入ってよりよい保育実現のために努力する必要があります。

あるんじゃないかなあと。繰り返しますけど一定期間適時にといいますか、1カ月ごとというか2カ月ごとというか、そういった懇談会を開いてですね、不安を解消するようなことについて執行部の見解をお聞きいたします。

○副議長（田畑久吉君） 福祉部長 井上 了君。

[福祉部長 井上 了君 登壇]

○福祉部長（井上 了君） 前田議員の再質問にお答えいたします。まず民営化は全園行なうのかどうかということでございます。玉名市は県下14市の中でも公立が占める割合が60%ということで県下でも2番目の高さになっております。そういうことで公民の比率が高いほど行財政運営に大きく影響を与えることは言うまでもありませんが、公立保育所に入所させたいという保護者の選択肢をなくしてはならないというふうに考えております。公立保育所に入所させたいという保護者の選択肢をなくしてはならないというふうに考えております。公立保育所が果たしてきた役割も考えながら全ての公立保育所を民営化するのではなく、数園は残したいというふうに考えております。これがどこかということは今の段階では、なかなか言えないということです。それから起債について起債残があっても民営化できるのかということでございます。今回対象となっておりますちどり保育所、天水東保育所については、もう起債の残額はございません。しかしながら今後起債が残っている保育所施設を民営化する際また貸し付ける場合には、繰上償還は必要ないと思っておりますけれども、譲渡する場合には繰上償還が当然発生するというところでございます。それから保護者の負担についてでございます。具体的に制服の例を挙げておっしゃいました。保護者の徴収費用といたしましては保護者会費、本当の個人の所有物以外には発生しませんで、基本的には公立私立とも変わらないのかなあと気がしますが、現行の料金水準を維持することを移管にあたっての条件にしたいということです。それから具体的に出ました制服などについては、今の在園の方がもう1年で卒園というような場合にはですね、そのまま使えるような申し入れをしたいというふうに考えております。また保育所における保育料につきましては、先ほども申し上げましたように公立、私立共に所得区分に基づいて同じ基準で定められておりますため、その民営化によって保育料が高くなるというようなことはございません。それから送迎バスや補助のつかない単独事業の要望が保護者から出た場合の対応というようなことがございました。保育所自体が廃園ということをおっしゃいましたが、公立保育所の設置条例の中でその2園について公立保育所でなくなるというようなことでございます。保護者の方々と話しております中で、議員が御指摘の心配というのが確かに出てまいりました。特に天水東は小さなところでございますので、そういう要望も特にあります。そういう中で我々としてしましては、そのずっと長期的にそこにあるかどうかというのは、これからの子どもさんの数によっても決まってくるのでわかりませんが、当面といいま

すと少なくとも5カ年はですね、そこですよというようなことになろうかと思えます。ただ民間保育所のノウハウを持って運営にあたられますとその児童数が増えるというような場合も考えられます。天水東におきましても入所者数は10何名だったですか、しかし就学前児童は30何名いるということですので、子どもの数、そういうところで保育園に行かんもんが、行くもんがまったくいないと、なくなるということではないのではなからうかと思えます。その辺は民間のノウハウでですね、その辺が結局掘り起こしと申しますか、そういうのができるんじゃないかというようなことですので、それから派遣契約の話でございました。これも先ほどから申し上げているように合併前のものをそのまま引き継いできたということですので、御指摘にありましたように3年という期限というのがございます。その期限内に派遣会社と協議して協議を行なっていきたいというふうに考えております。行政それから移管先法人それから保護者との懇談会は開催するのかということでもございました。これはもう当然開催していきます。保護者の皆さんの一番の心配はですね、地域の行事でございます。保育所の行事でございます。地域に密着した行事が行なっておられるところもありますので、そういうのも移管先法人に伝えてまいりますし、保護者、行政、法人でそういうことについても十分話し合って実施していきたいというふうに思っておりますので、何卒よろしく申し上げます。

以上でございます。

○副議長（田畑久吉君） 市長 島津勇典君。

〔市長 島津勇典君 登壇〕

○市長（島津勇典君） いろいろ質問がございましたので、どういう形でお答えしたらいいのか、ちょっとわかりませんが、私なりに感じ方について。まずその前に新庁舎周辺の排水問題、まったく同じ認識ですから前田議員と私も同じような受け止め方をしております。今年の夏にちょっと排水ポンプ場のトラブルがあって、異常に水が張ってですね、私もちょっとビックリして現地を見に行きましたが、やはりこの地域の一番の問題点は排水問題だなあとこういう認識の中で、県・国も含めてポンプは国のポンプですからね、河崎のポンプは。しっかり対応してまいりたいと思えます。

ところでこの保育所の民営化について田島議員、前田議員、質問されて、明日はまた多田隈議員が質問されるようです。私はちょっと今度の議会の場合にちょっと事務的にずっと打ち合わせするという時間がございませんでしたので、まったく打ち合わせしておりません。そのために部長が答弁したのはいわば公式答弁ですね。私がいろいろ言うのはあるいはひょっとするとイレギュラーがあるかもしれませんがね。ところで御3人の議員の方々は絶対民営化に反対なのかどうか。この保育所を民営化していくことに反対なのか容認なのか。反対じゃないけれども手順については、いろいろ意見があるよと、

こういうことなのか。どっちですかね、大体。これによって考え方が随分違ってくると私は思うんですよ。

[前田議員「提案はしてない」と呼ぶ]

○市長（島津勇典君） 提案をしていないとおっしゃいますが、2つは提案しているでしょ。提案をずっと先まで何年にはどこをやりますというやり方が必ずしも正しいとは私は思わない。1つ2つの園をやってみた上でそこで反省点が出てくるかもしれないじゃないですか。だから基本的な方向性として5年間の間に5園ぐらいの目標を立てて進もうというのが今検討委員会が持っている方向性だと思いますよ。

○副議長（田畑久吉君） 市長の答弁のみお願いします。

○市長（島津勇典君） はい、わかりました、済みません。だからね、その辺があの手先で決めてしまっただけで発表すると、なきゃ先に進めないという考え方もあるかもしれないが、とにかく考え方をやってみてその課程のなかで、反省も出てくるんじゃないかって。あるいは手順の変更も出てくるんじゃないか。私は思いますよ。それでもう今日の時点ですとね、保育園の民営化の方向性自体が否定するというような考え方は多くないんじゃないかというふうに私は認識をしております。それは。前田議員の質問の中で、公立保育所の果たしてきた役割というのが出ているんですね。どうして公立保育所というふうに限定してお話しになるのか。公立と私立どこか違いがあるんですか。保育所の果たしてきた役割はみんな私は同じだと思っています。第二保育園が公設民営に移るときに随分前田議員は勉強に来られたと聞いております。そしてその後の実態も御存じだと思う。あれまじったんですかね。失敗だったんですかね。だから、そうじゃないでしょう。前田議員自身が一番理解しておられるはず。みんな感心してました、こんなに真面目な議員はおられない、よく勉強しておられる。そのとおりです。だから実態も御存じなんです。ただしそういうことがあったとしても私は担当の職員たちによく言っていますよ。2つの点にはどうしても留意しなきゃならん。それはまず地域や保護者の理解を求めることだ。私は絶対正しいと思っていますよ。しかし絶対正しいと思っておいてもこういう種類の問題を進めていくについては、やっぱり保護者、地域の方々の説明を十分して理解を得ることが基本であると思います。それでそういう手順に進め、懇談会云々という話が出ましたが、当たりまえの話なんです、そんなの。それからちょっとひとつだけ前田議員、廃園とおっしゃいますが、法人に任せたら法人が廃園するんじゃないかとか、そういう感覚でしょう。そんなことはないでしょう。廃園する権限はない、市にあるんです。市の責任ですよ、そういうのは。ここにある保育園もうやめますというのは、市が私は責任があると思いますよ。第一、民間だからといって保育園の入所は園がやっているんじゃないですよ、公立であっても私立であっても、全部市がやっているんですよ。市がもうやめたというならそれはしょうがないですよ。ど

うもね、その辺の議論をこう聞いていると、まだまだみんなが公立と私立についての認識が勉強不足というところが腹かかると思いますよ。それで、あの私は大事なことはやはり、しかしそれでも、それはみんな保護者の方々あるいは地域の方々が不安感を持たれる、いろんな形で。これはある意味では納得できますから。それは不安もああだこうだ理屈で押し込んでいくもんじゃないですよ。やっぱりよく話し合って、よく理解をいただきながらできるだけスムーズな形で事柄が運んでいくように事に当たる責任があると思っております。今後の計画についてももちろん基本的な計画は持ちながらも一步一步みながら、反省すべき点があるとすれば次の時点で、次の園の際の反省材料として生かしていけばいい。そういう感じでおります。御理解のほどをお願いします。

○副議長（田畑久吉君） 6番 前田正治君。

[6番 前田正治君 登壇]

○6番（前田正治君） 保育所民営化についてですね。これは答弁がなかったんですけど、今後5年間で5園というこの方針の下にあと3園ですね、その3園を選定する場合に民営化の優先条件というのを考慮しますかということで。これはしっかりちょっと考えてください。これによっちゃですね、対象園というのは限定されてくる。市長がこもごもおっしゃいましたが、ぜひやっぱり市民の声をしっかり聞いてですね、やっていただきたいと。部長が民間のノウハウを利用して、活用してしっかりやっていきますと。小天東はあそこら付近には30何人の子どもがいて、これは実際小天保育所には東には10何人しか来らんわけですよ。しかしその根底にはやっぱりいわゆるサービスが私立が延長保育ばしよるけん、小天東が延長保育をやればですよ、それは近かところに預けるといふ人も出てくるでしょう。そこら辺がですね、やっぱり関係しておっとじゃないかなあというふうに思うわけですよ。それで民営化について反対か、賛成かということですけど、私は今回の民営化の動きというのは以前第二保育所があそこは民営化ですけど、公設民営いわゆる民間委託ですよ。今度は民設民営、1回ちどりも天水東もなくして、そこをある法人が受けるという形ですよ。市長はそこば廃園にすることは市が許可せんとできんすって、1回12月の条例改正でも廃園に公立保育所としては廃園するけんですね、その後民間に委ねられるけん、民間がその地で保育ばするかせんかは民間の判断になっとじゃないかなあと思うけど、違ふとですかね。そうならば一番よかですよ。一番よかと思ひます、私も。市がそれだけの責任を持てばですね。ぜひ市民の要望もよく聞いてですね、慎重にそして今度共同保育についても1月から3月までの間3カ月間ということですけど、八嘉保育所の場合は2週間ぐらいだったと。しかし受ける法人の側も余計な心配と言われれば、そうかもしれんですけど。準備間に合うのかなあ、いろんな定款の切り替えとかですね、ということも出てくるから。ですから慎重にということあえて言ひまして、一般質問終わります。

○副議長（田畑久吉君） 以上で前田正治君の質問は終わりました。

以上、本日の日程は終了いたしました。

明14日は定刻より会議を開き一般質問を行ないます。

本日は、これにて散会いたします。

午後 4時41分 散会

第 3 号

9 月 1 4 日 (金)

平成19年第4回玉名市議会定例会会議録（第3号）

議事日程（第3号）

平成19年9月14日（金曜日）午前10時開議

日程第1 一般質問

- 1 11番 青木 議員
 - 2 9番 福嶋 議員
 - 3 27番 堀本 議員
 - 4 3番 宮田 議員
 - 5 18番 多田隈 議員
 - 6 19番 永野 議員
- 散会宣告

本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

- 1 11番 青木 議員
 - 1 子どもの安心・安全対策
 - (1) 児童虐待発生予防対策について
 - (2) ユア・フレンド事業について
 - (3) 子ども条例の制定について
 - 2 ごみ行政
 - (1) 新分別になって成果と課題について
 - (2) 東部環境センター受け付け体制について
 - (3) 資源ごみ回収活動補助金について
- 2 9番 福嶋 議員
 - 1 戦没者慰霊祭について
 - (1) 合同で行なわれている慰霊祭を旧各市町で分割開催できないか
- 3 27番 堀本 議員
 - 1 市政の現況と分析
 - 2 少子化に対応する市の考え
 - 3 市街地活性化に対応する市の姿勢
- 4 3番 宮田 議員
 - 1 玉名市外出支援サービスの充実について

5 18番 多田隈 議員

1 ちどり保育所の民営化について

- (1) 玉名市保育所（公・私）の定員とそれに対する充足率の管理基準について
- (2) 延長保育は公立11園中に4園実施しているがその理由について
- (3) 民営化が決定したときに（公）と（民）のオーバーラップの期間について
- (4) ちどり保育所を後継する法人について

6 19番 永野 議員

1 新幹線新玉名駅（仮称）周辺整備について

- (1) 構想区域の残りの部分、玉名平野全体の開発整備について
- (2) 玉名平野排水計画について
- (3) 里山保全について

日程第1 議案及び請願の委員会付託

散会 宣告

出席議員（30名）

1番	萩原雄治君	2番	中尾嘉男君
3番	宮田知美君	4番	北本節代さん
5番	横手良弘君	6番	前田正治君
7番	近松恵美子さん	8番	作本幸男君
9番	福嶋譲治君	10番	竹下幸治君
11番	青木壽君	12番	森川和博君
13番	内田靖信君	14番	高村四郎君
15番	大崎勇君	16番	松本重美君
17番	江田計司君	18番	多田隈保宏君
19番	永野忠弘君	20番	林野彰君
21番	高木重之君	22番	本山重信君
23番	吉田喜徳君	24番	田島八起君
25番	田畑久吉君	26番	小屋野幸隆君
27番	堀本泉君	28番	松田憲明君
29番	杉村勝吉君	30番	中川潤一君

欠席議員（なし）

事務局職員出席者

事務局長	梶山孝二君	事務局次長	田中等君
次長補佐	中山富雄君	書記	小嶋栄作君
書記	松尾和俊君		

説明のため出席した者

市長	島津勇典君	副市長	高本信治君
総務部長	元田充洋君	企画政策部長兼 玉名総合支所長兼 玉名地域自治区事務所長	牧野吉秀君
市民環境部長	黒田誠一君	福祉部長	井上了君
産業経済部長	望月一晴君	建設部長	取本一則君
会計管理者	徳井秀憲君	岱明総合支所長兼 岱明地域自治区事務所長	前田繁廣君
横島総合支所長兼 横島地域自治区事務所長	田上均君	天水総合支所長兼 天水地域自治区事務所長	坂本佳節君
企業局長	中原早人君	教育委員長	坂本清一君
教育長	菊川茂男君	教育次長	杉本末敏君
監査委員	高村捷秋君		

○議長（松田憲明君） おはようございます。

全員お揃いいただき、ただいまより本日の会議を開きます。

日程第1 一般質問

○議長（松田憲明君） 日程に従い、一般質問を行ないます。質問は通告の順序によって許すことにいたします。

11番 青木 壽君。

[11番 青木 壽君 登壇]

○11番（青木 壽君） おはようございます。公明党の青木壽でございます。通告に従い、一般質問をいたします。

初めに子どもの安心・安全対策、このことについて3点ほどお尋ねをいたしたいと思えます。1番目には児童虐待発生予防対策についてお尋ねをいたします。児童虐待による痛ましい事件が連日のように報道されています。平成18年度の児童相談所における児童虐待相談に対する相談件数は3万7,343件、前年の1.08倍となり件数は年々ふえている状況であります。この状況に対応した児童虐待発生予防対策の充実が今求められていると思えます。厚生労働省では、深刻化する児童虐待について、虐待を受けて死亡に至った子どもの事例を検証したところ、死亡した子どもの4割が0歳児で、0歳児のうち約8割が月齢4カ月以下ということがわかりました。また行政がすべての子どもにかかわる最初の機会が4カ月検診であることが多いことがわかっております。児童虐待は発見や対応が遅れるほど親と子どもの両方に対する手厚い支援が必要になることを踏まえると早期発見、早期対応の体制を強化することは児童虐待をなくすための必要不可欠な取り組みと思えます。そこで厚生労働省は、今年4月から生後4カ月までの全戸訪問事業、別名「こんにちは赤ちゃん事業」をスタートさせました。新生児・乳児を抱える母親は出産時の疲労と新たな育児負担により心身が不安定になりやすい上、最近は核家族が増加していることもあり、周囲の支援を受けず社会から孤立している人がふえているそうであります。一般的に親と子の引きこもりからネグレクト、これは育児放棄でありますけども、さらに児童虐待へとつながるケースが多いことから孤立化を防ぐことは児童虐待の発生予防に大変効果的であると言われております。この事業では、生後4カ月までのできるだけ早い時期に乳児がいるすべての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行なうなどして、母親に安心を与えながら乳児家庭と地域社会をつなぎ、乳児の健全な養育環境の確保を図ることができます。また、これに連動する事業として「育児支援家庭訪問事業」があります。これは生後4カ

本日は、これにて散会いたします。

午後 2時37分 散会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

玉名市議会議長 松 田 憲 明

玉名市議会副議長 田 畑 久 吉

玉名市議会議員 高 木 重 之

玉名市議会議員 本 山 重 信

